

武豊町一般廃棄物処理基本計画

令和5年度～令和14年度

令和5年3月

武 豊 町

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画対象区域	2
3. 計画期間	2
4. SDGs の観点	3
第2章 武豊町の現況	4
第1節 地域の特性	4
1. 位置・特性	4
2. 気象	5
3. 人口及び世帯数	6
4. 産業	7
5. 土地利用状況	9
6. 将来計画	10
7. 水環境・水質保全に関する状況	11

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の区分と体制	14
第1節 ごみ・資源の収集体制	14
1. ごみ・資源処理事業の沿革	14
2. ごみ・資源の収集	16
3. ごみ処理フロー	17
4. ごみ関連施設の概要	18
第2節 ごみ処理の現状	21
1. ごみ排出量	21
2. ごみ処理量・処分量	23
第3節 ごみの組成	27
1. ごみ組成調査（食品ロス調査）	27
第4節 ごみ処理に係る経費	32
1. ごみ処理経費	32

2. 単位あたりのごみ処理経費.....	32
第5節 ごみ減量化・資源化に向けた取組	33
1. 生ごみの減量化・資源化.....	33
2. リユース.....	34
3. 資源回収.....	34
第6節 町民の意向（町民アンケートの結果概要）	35
1. 調査概要.....	35
2. アンケートの調査結果.....	35
第7節 計画目標の達成状況	41
1. 達成状況.....	41
第8節 ごみ処理行政の動向	43
1. 主な法律の制定.....	43
2. 国の動き.....	43
3. 愛知県の動き.....	44
第9節 課題の抽出	46
1. 国の進める施策への対応.....	46
2. エコステーション、リユースステーションの活用.....	46
3. 最終処分先の確保.....	47
4. ごみの収集体制.....	47
5. 環境教育の充実.....	47
第2章 ごみの将来予測	48
第1節 人口及び総排出量の予測	48
1. 将来人口.....	48
2. ごみ排出量の見込み.....	48
第3章 ごみ処理基本計画	51
第1節 基本目標と施策の体系	51
1. 基本理念.....	51
2. 基本方針.....	52
第2節 重点施策	55
1. 効果的な情報提供・発信へ向けての方法の見直し.....	55
2. プラスチック類の減量・資源化の推進.....	55
3. 食品ロスの削減の推進.....	56
4. エコステーション、リユースステーションの最適化.....	56
5. 最終処分先の確保.....	57

第3節 排出抑制・資源化計画	58
1. 基本方針	58
2. 減量等目標（数値目標）	58
3. 目標達成の条件	59
4. 目標を達成した場合の推計	60
5. 具体的施策	64
第4節 収集・運搬、処理計画等	75
1. 基本方針	75
2. 収集・運搬の方法	75
3. 具体的施策	77

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況及び課題	83
第1節 生活排水処理の現状	83
1. 生活排水処理フロー	83
2. 処理形態別人口	84
3. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制	85
4. 中間処理・資源化の状況	86
第2節 課題の抽出	86
第2章 生活排水処理計画	87
第1節 理念と基本方針	87
1. 生活排水処理に係る理念	87
2. 生活排水処理の基本方針	87
3. 処理の目標及び処理形態別人口の見込み	88
4. 生活排水の処理主体	89
5. 目標に向けた取組	89
6. し尿等の処理計画	90
7. その他生活排水の処理に関し必要な事項	92

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

武豊町（以下「本町」という。）では、平成27年8月に令和6年度までの10年間を計画期間とすごみ処理基本計画を策定し、ごみ処理への取り組みの基本的な方向性を示すとともに、2つの基本方針を定め、ごみ減量と資源の循環利用ならびに環境保全や環境美化に配慮した最適な処理・処分体制の確立に努め、あわせてごみ処理コストの低減を目指してきました。

計画策定から7年が経過し、プラスチックの排出抑制や食品ロス^{※1}の削減、「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」という。）に関する国内外の動向等、ごみ処理行政を取り巻く状況が変化していることから、新たな「武豊町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画は、ごみ処理について定めたごみ処理基本計画と生活排水^{※2}処理について定めた生活排水処理基本計画で構成しました。

※1：食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです。

※2：日常生活に伴って家庭から出る排水のことで、トイレから排出されるし尿と、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水を合わせたものを指します。

第2節 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき定める計画で、法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、武豊町の区域内の一般廃棄物^{※3}の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めるものです。

また、本計画は、上位計画である「第6次武豊町総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）」に定められている一般廃棄物に関する事項を具体化させるための施策を示すものであり、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

なお、本計画の策定にあたっては、国・県が定める基本方針や各種の計画内容を踏まえた計画とするとともに、知多南部広域環境組合^{※4}がとりまとめている「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（第三期）」及び中部知多衛生組合のし尿処理計画との整合性を保つ計画となっています。

※3：廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外の廃棄物のことで、一般的には、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ならびにし尿・浄化槽汚泥などの総称を指します。

事務所などから排出される紙くずや段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなど産業廃棄物として規定されない廃棄物は「事業系一般廃棄物」、家庭での日常生活から排出される紙くず、段ボール、残飯、野菜くずなどは「家庭系一般廃棄物」とよばれます。

※4：知多南部地域の2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町）が共同してごみ焼却施設、ごみ中継施設及び粗大・不燃ごみ処理施設の設置・管理を行うため、平成22年4月1日に設立された一部事務組合です。

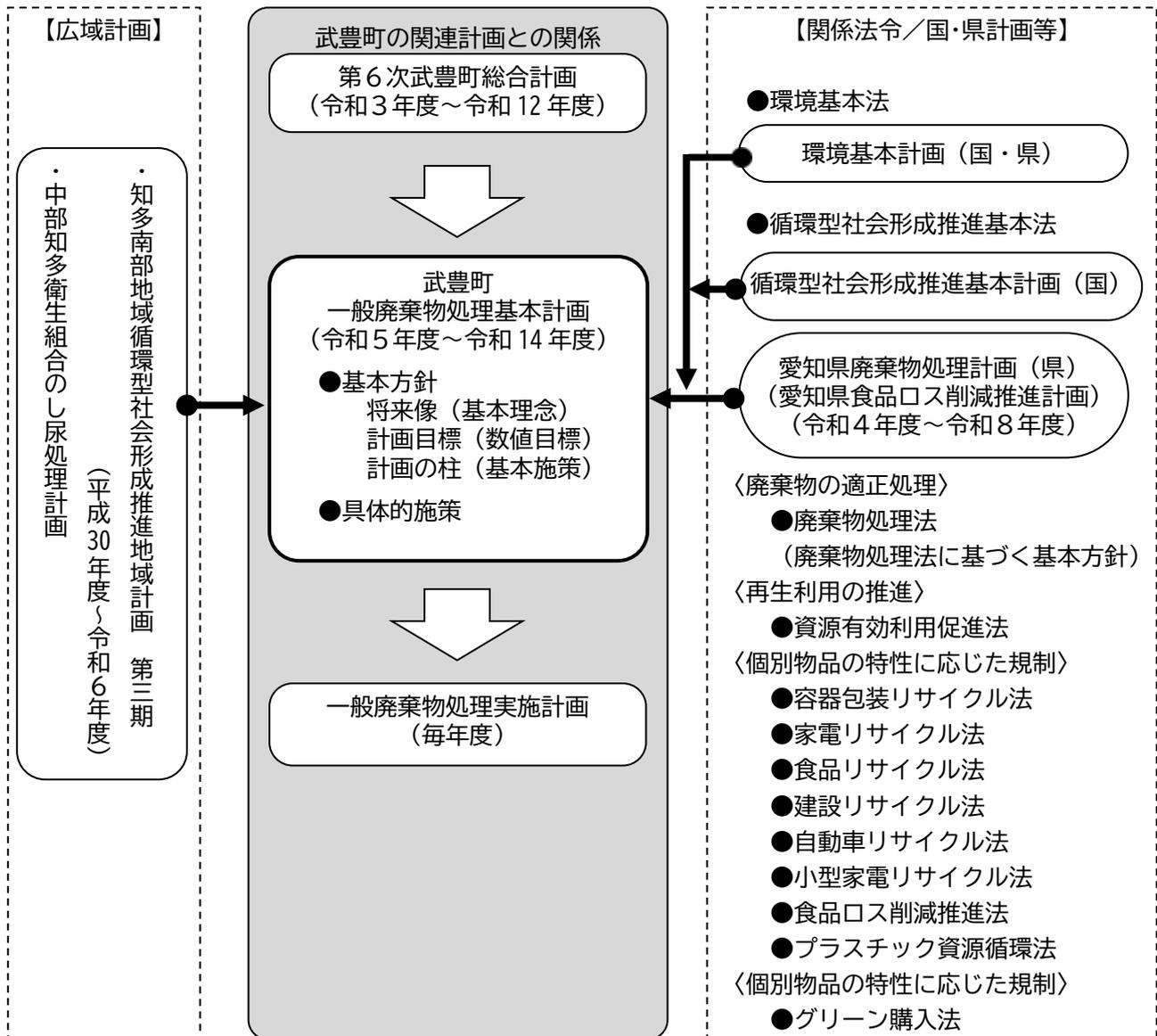


図1-1-1 本計画の位置付け

2. 計画対象区域

計画対象区域は、本町全域とします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。計画策定後から5年後に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も見直しを行います。

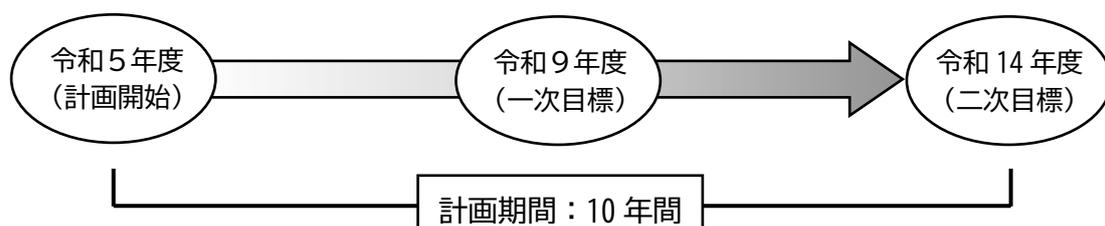


図1-1-2 計画期間

4. SDGs の観点

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

SDGs の目標を達成するための主な取り組みは以下のとおりです。

- ・使い捨て型ライフスタイルの見直しなどによる廃棄物発生量の削減（12）
- ・食品ロス対策などによる資源ロスの削減（12）
- ・廃棄物の循環利用のさらなる促進（12）
- ・廃棄物エネルギーの利活用促進（7、13）
- ・廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上（6、11、14）
- ・プラスチックごみ対策による海洋汚染の防止（6、14）
- ・災害廃棄物対策（11、13）
- ・生活排水の適正処理による汚濁負荷の低減（6、14）

注）（ ）内の番号は、その取組を実施することで、目標の達成につながる SDGs の番号を示します。



図 1-1-3 SDGs の目標を達成するための主な取り組み

第2章 武豊町の現況

第1節 地域の特徴

1. 位置・特性

本町は知多半島中央部に位置しています。北は半田市、西は常滑市、南は美浜町に接し、東は三河湾に面しています。

本町は鉄道と港に古い歴史があります。JR武豊線は明治19年(1886年)に開通した日本でも歴史ある鉄道です。明治32年(1899年)に開港された武豊港は、後に重要港湾衣浦港の一部を構成し、知多・西三河地域のものづくりを支える重要な工業港となりました。臨海部には化学製品、ガラス、薬品等に代表される工業が集積し、衣浦臨海工業地帯の一翼を担う工業都市として発展してきました。

町内の工業集積が高いことから、第二次産業従事者が比較的高いことが特長です。



図1-2-1 武豊町位置図

2. 気象

気候は温暖で、平年の平均気温は 16.6℃です。平年降水量は 1,500mm 程度で、月別にみると9月、10月に多く、11月から2月にかけて少ない傾向にあります。

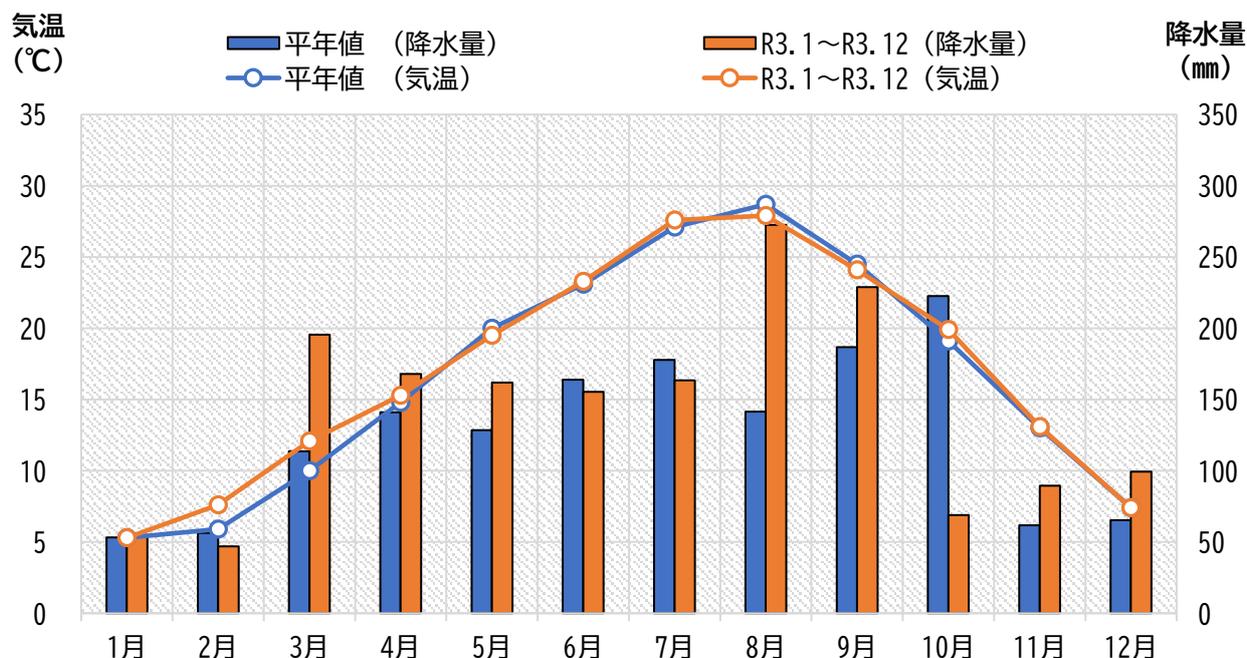
表1-2-1 大府地域気象観測所における気象観測結果（令和3年）

	平均気温(℃)		風向・風速(m/s)			降水量(mm)	
		平年値 ^{注)}	平均風速	最大風速	風向		平年値 ^{注)}
1月	5.3)	5.3	2.3)	8.9)	西北西	55.0)	53.3
2月	7.6	5.9	2.7	9.5	西南西	47.0	56.3
3月	12.1	10.0	2.8	9.7	西北西	195.5	113.8
4月	15.3	14.8	2.8	8.8	西北西	168.0	141.1
5月	19.5	20.0	2.4	7.9	南南東	162.0	128.5
6月	23.3	23.1	2.2	7.6	南南東	155.5	164.0
7月	27.6	27.1	2.1	7.4	南南東	163.5	177.9
8月	27.9	28.7	2.4	12.1	南南東	272.5	141.4
9月	24.1	24.5	1.8	8.1	南南東	229.0	186.7
10月	19.9	19.1	2.1	7.0	西北西	69.0	222.7
11月	13.1	13.0	2.0	8.3	南東	89.5	61.8
12月	7.4	7.4	2.3	9.3	南	99.5	65.4
平均	16.9	16.6	2.3	8.7	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	1,706.0	1,512.9

注) 平年値の統計期間は、平成24年～令和2年。

) : 統計を行う期間が許容範囲で欠けていますが、正常値と同等に扱います。

出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索」



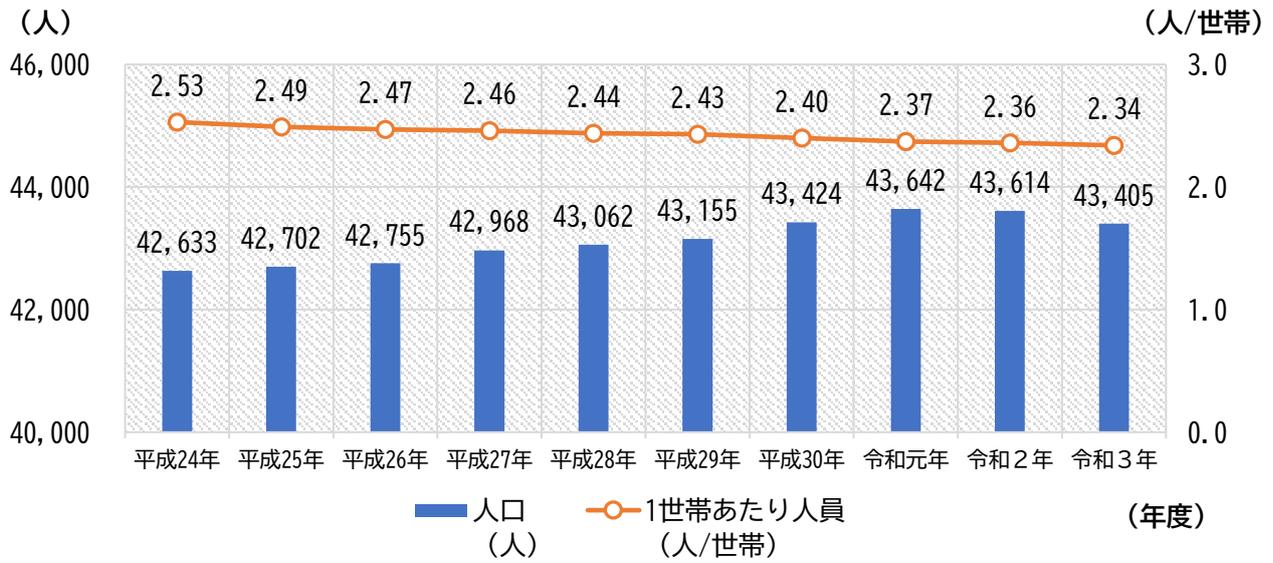
出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索」

図1-2-2 大府地域気象観測所における気温及び降水量（令和3年）

3. 人口及び世帯数

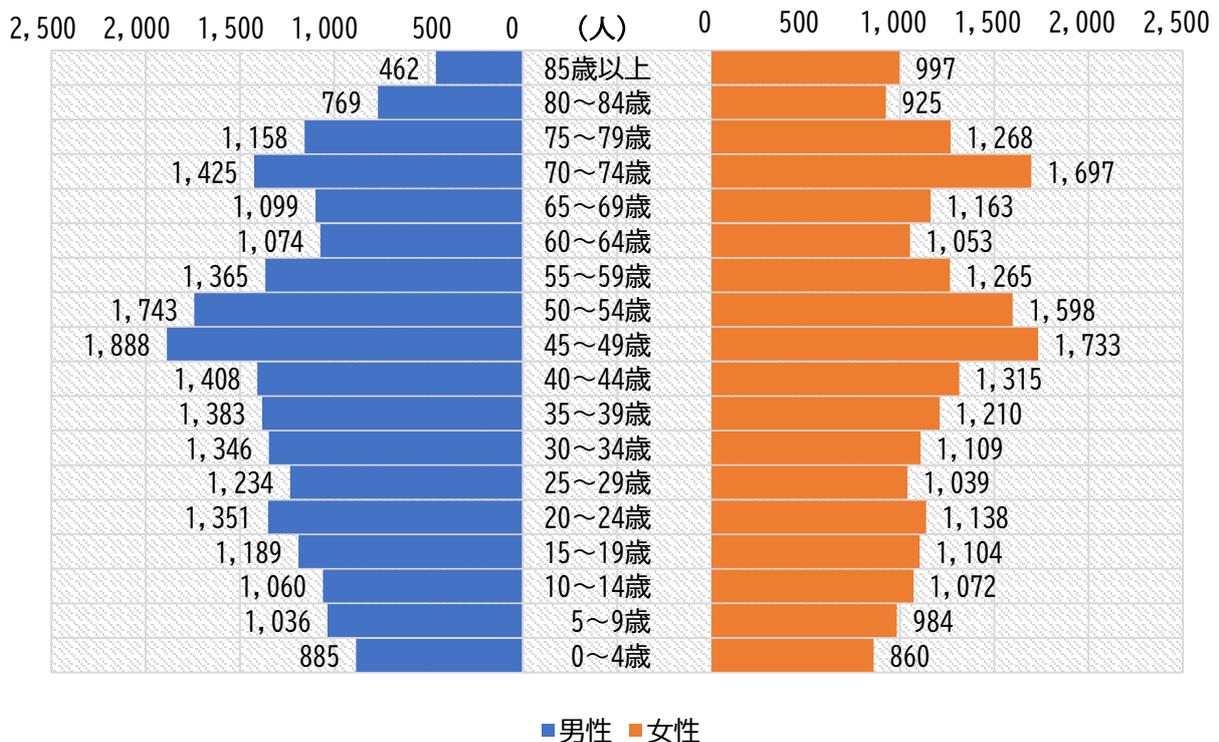
本町の人口は増加傾向にありましたが、令和元年度をピークに減少に転じ、令和3年10月1日現在、43,405人となっています。一方、世帯数は依然増加傾向にあり、1世帯あたりの人員は減少が続いています。

また、年齢階級別人口は、45～49歳が最も多く、次いで男性は50～54歳が、女性は70～74歳が多くなっています。14歳以下の割合が低い一方で65歳以上の割合が高く、高齢化が進行しています。



出典：「住民基本台帳人口」（各年度10月1日現在、外国人人口を含む）

図1-2-3 人口及び1世帯あたりの人員の推移



出典：「住民基本台帳人口」（令和3年10月1日現在、外国人人口を含む）

図1-2-4 年齢階級別人口

4. 産業

令和3年6月1日現在、本町の事業所数は1,160事業所、従業者数は14,848人です。本市の事業所数は、卸売・小売業の割合が18.7%と最も高く、次いで宿泊業、飲食・サービス業が12.1%、建設業11.7%の順となっています。従業者数は、製造業が38.7%、医療・福祉が15.4%、卸売業・小売業が12.1%の順となっています。

表1-2-2 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
農 林 漁 業	6	89	5	81	5	105	4	104
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	6	1	5	1	5	0	0
建設業	156	840	150	780	147	738	136	760
製造業	136	6,252	144	6,391	143	5,892	129	5,749
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3	54	10	45	4	28	7	106
情報通信業	8	39	6	20	4	11	3	7
運輸業、郵便業	40	904	38	848	38	836	34	870
卸売業、小売業	260	2,209	263	2,171	248	1,867	217	1,803
金融業、保険業	12	107	12	103	12	109	12	96
不動産業、 物品賃貸業	74	237	67	199	63	205	59	212
学術研究、 専門・技術サービス業	41	249	40	229	37	182	36	170
宿泊業、 飲食サービス業	182	1,090	181	1,039	176	1,103	140	791
生活関連サービス業、 娯楽業	130	654	144	751	136	667	110	674
教育支援業	57	175	71	532	64	149	57	297
医療、福祉	90	1,471	122	1,978	91	1,613	114	2,282
複合サービス業	7	64	7	60	7	59	7	69
サービス業（他に 分類されないもの）	76	530	90	580	79	536	91	566
公務	—	—	5	252	—	—	4	292
総 数	1,279	14,970	1,356	16,064	1,255	14,105	1,160	14,848
第 一 次 産 業	6	89	5	81	5	105	4	104
第 二 次 産 業	296	7,152	305	7,221	295	6,663	272	6,615
第 三 次 産 業	977	7,729	1,046	8,762	955	7,337	884	8,129

注) 各年6月1日現在。

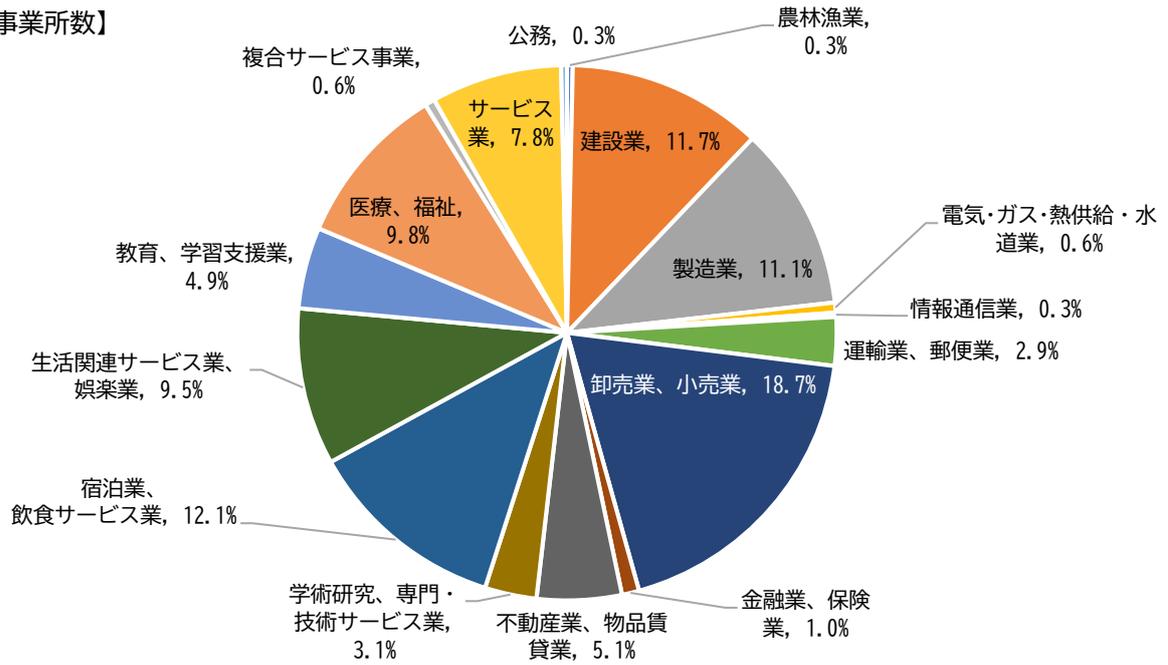
出典：「平成24年経済センサス-活動調査結果」（総務省・経済産業省）

「平成26年経済センサス-基礎調査結果」（総務省・経済産業省）

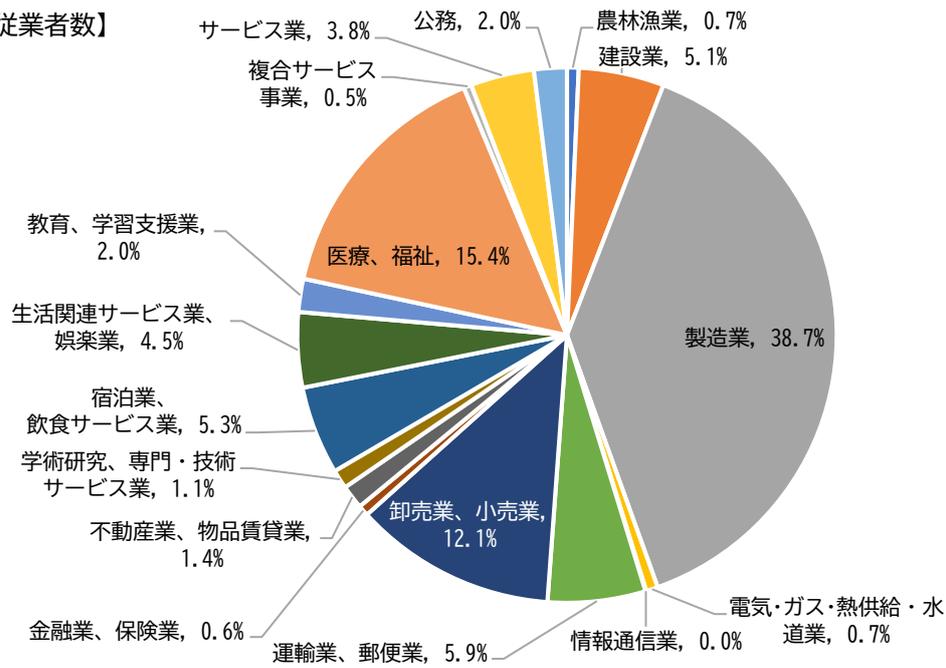
「平成28年経済センサス-活動調査結果」（総務省・経済産業省）

「令和3年経済センサス-活動調査結果」（総務省・経済産業省）

【事業所数】



【従業者数】



出典：「令和3年経済センサス-活動調査結果」（総務省・経済産業省）

図1-2-5 産業構造（令和3年6月1日現在）

5. 土地利用状況

令和3年6月1日現在、本町の土地利用の状況は、宅地が37.8%と最も高く、次いでそのほかが19.1%、道路が10.4%の順となっています。

表1-2-3 地目別面積

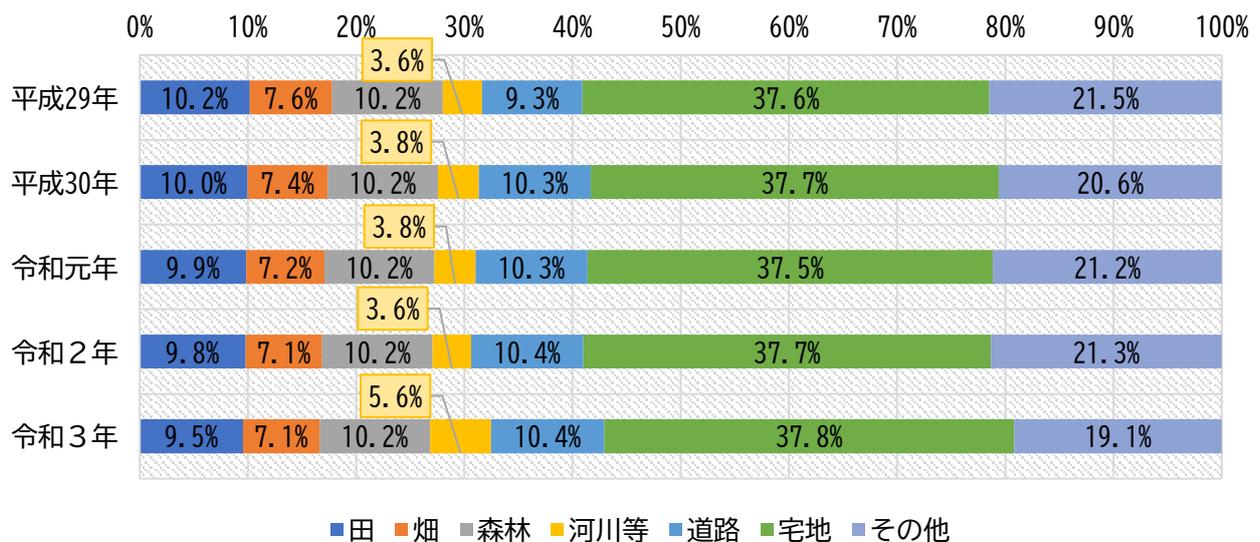
単位：ha

年度	行政面積	田	畑	森林	河川等	道路	宅地	その他
平成29年	2,638	268	201	270	96	245	992	567
平成30年	2,638	263	195	269	100	273	994	544
令和元年	2,638	260	190	269	100	273	989	558
令和2年	2,638	258	187	269	94	274	994	563
令和3年	2,638	251	186	269	148	275	996	505

注1) 各年6月1日現在。

注2) 出典統計の数値処理や表作成時の端数処理のため、行政面積は必ずしも各項目の合計とは一致しません。

出典：「土地に関する統計年報」（愛知県）



注1) 各年6月1日現在。

注2) 出典統計の数値処理や表作成時の端数処理のため、必ずしも各項目の合計は100.0%になりません。

出典：「土地に関する統計年報」（愛知県）

図1-2-6 地目別面積

6. 将来計画

「第6次武豊町総合計画」では、まちの将来像「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向けて、9つの分野ごとに「まちづくりの目標」を設定し、各分野に対する横断的な視点として3つの重点施策方針を定めています。このうち、「まちづくりの目標7 環境にやさしいまち」では、本計画に関連する環境の保全や省資源・低炭素化に向けた取組等について推進しています。以下に、関連する方針及び施策を抜粋して示します。

(1) 環境にやさしいまち

1) 自然環境

【施策の基本方針】

○住民・地域・事業者が協力し、環境に配慮した行動を心がけ、貴重な自然環境が保たれているまちを目指します。

【施策方針】

自然環境の保全	・生活排水処理基本計画に基づき、下水道計画区域内での下水道への接続を促進し、区域外では単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進め、河川等の水質の保全を図ります。
地球温暖化対策の推進	・低炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラル ^{※1} を目指し、町取組として、広報紙・ホームページでの地球環境にやさしい行動の啓発、公共施設更新時の太陽光発電施設の導入や公用車更新時に低燃費車の導入に努める等、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を推進します。

2) 生活環境

【施策の基本方針】

○効率的にごみ収集と資源化が進められた循環型社会が定着しているまちを目指します。
○まち全体で環境美化の意識が高まり、きれいで衛生的な環境が保たれているまちを目指します。

【施策方針】

ごみの減量化	・住民のごみ減量・リサイクル意識の浸透を図るため、ごみ出しルールやごみ処理の状況について、定期的に広報等で情報提供を行います。 ・費用対効果を考慮しながら、新たな資源回収の品目や方法等について検討します。 ・食品ロスを減らすための啓発に取り組みます。
持続可能なごみ処理体制の構築	・人口減少・高齢化にも柔軟に対応できるごみ収集体制の確保や、ごみの有料化等により、ごみ処理コストの公平な負担に努めます。 ・知多南部広域環境組合の円滑な運営に努めます。 ・既存の最終処分場 ^{※2} の適正な運営・管理を行い、施設の延命化を図るとともに、将来の安定的な最終処分先の確保に努めます。 ・災害におけるごみ処理について研究し、良好な生活環境に早期復旧できるように努めます。
美化活動の推進	・ごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防止するため、地域ぐるみの清掃活動やパトロールを推進します。 ・既存の清掃活動の支援を継続するとともに、新規活動・活動団体の発掘を行います。

※1：地球上の炭素（カーボン）の総量に変動をきたさない、CO₂の排出と吸収がプラスマイナスゼロになるようなエネルギー利用のあり方やシステムの社会実装を指す概念です。

※2：廃棄物の最終処分を行う施設です。廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分となります。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。

7. 水環境・水質保全に関する状況

(1) 水環境

本町を流れる主な河川は、表1-2-4に示すとおりです。本町には一級河川は流れておらず、丘陵地を源流とする急勾配で延長の短い河川が多くあり、これらが三河湾に注いでいます。

本町は大きな河川を有していないため、かつてはため池によって農業用水を確保してきました。愛知用水が完成し、安定した農業用水を利用できるようになりましたが、現在でも多くのため池が存在しています。

表1-2-4 本町を流れる主な河川の状況

河川名	水系名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
石川	石川	2.6	5.1
堀川	堀川	3.1	4.2
新川	新川	2.5	4.3

出典：「令和3年版知多半島の統計」

(2) 水質保全

1) 水質環境基準類型

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域やこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等の公共の用に供される水路は公共用水域と呼ばれています。公共用水域に対しては環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、水質等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標値として環境基準が定められています。

本町を流れる河川については、水質環境基準の類型指定は行われていませんが、これら河川の流入先の海域である、三河湾水域及び衣浦湾水域に対し水質環境基準の類型指定が行われています。

表1-2-5 環境基準類型指定（海域：COD）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日	備考
衣浦湾水域	衣浦港南部	衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦大橋から湾奥の海域を除く。	C	5年以内で可及的速やかに達成	昭和47年3月31日	愛知県告示
	衣浦港	西尾市蛭子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線、同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。	A	5年以内で可及的速やかに達成	昭和47年3月31日	愛知県告示

出典：愛知県 HP「水質環境基準と水域類型の指定状況」

表1-2-6 環境基準類型指定（海域：全窒素及び全リン）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日	備考
三河湾水域	三河湾(イ)	衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。	Ⅳ	5年以内で可及的速やかに達成	平成7年10月11日	愛知県告示
	三河湾(ハ)	田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの。	Ⅱ	5年以内で可及的速やかに達成	平成17年3月25日	愛知県告示

出典：愛知県 HP「水質環境基準と水域類型の指定状況」

2) 環境基準の達成状況

主要河川の放流先となる海域の調査地点（K-3及びK-4）の位置を図1-2-7に、過去3年間における水質調査結果を図1-2-8に示します。

K-3は、CODに関する類型がC、全窒素及び全リンに関する類型がⅣに該当しますが、いずれの項目も過去3年間について環境基準を達成しています。

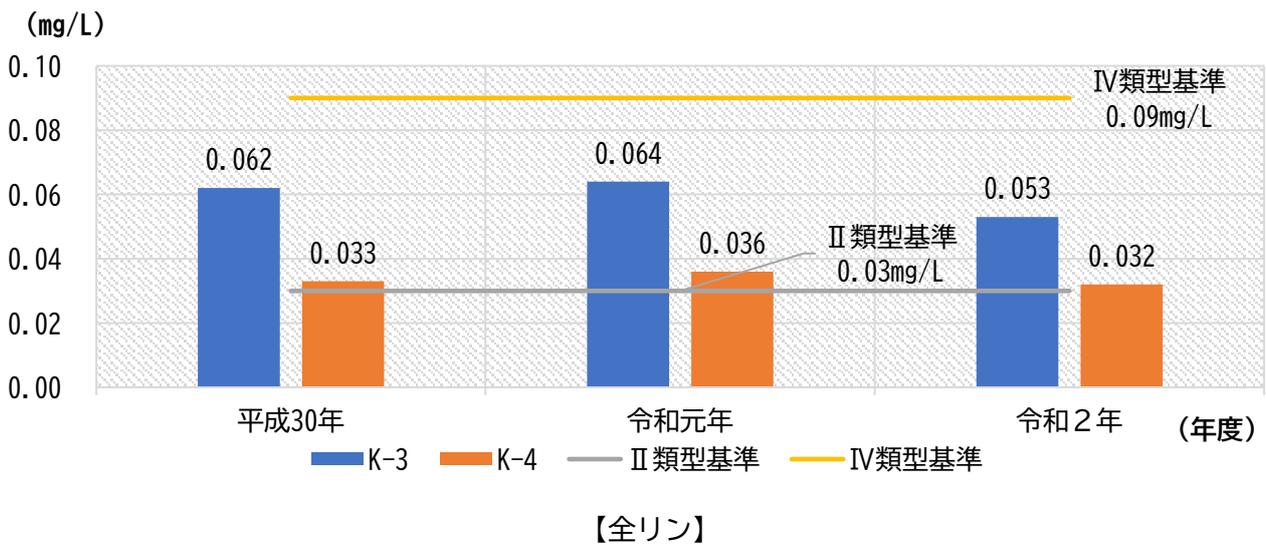
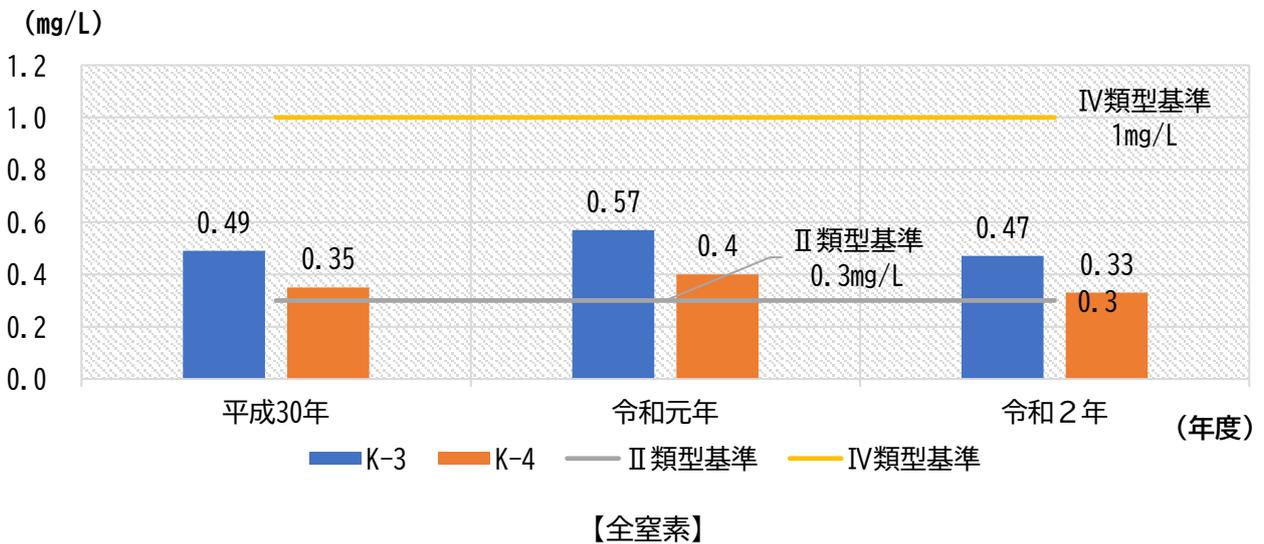
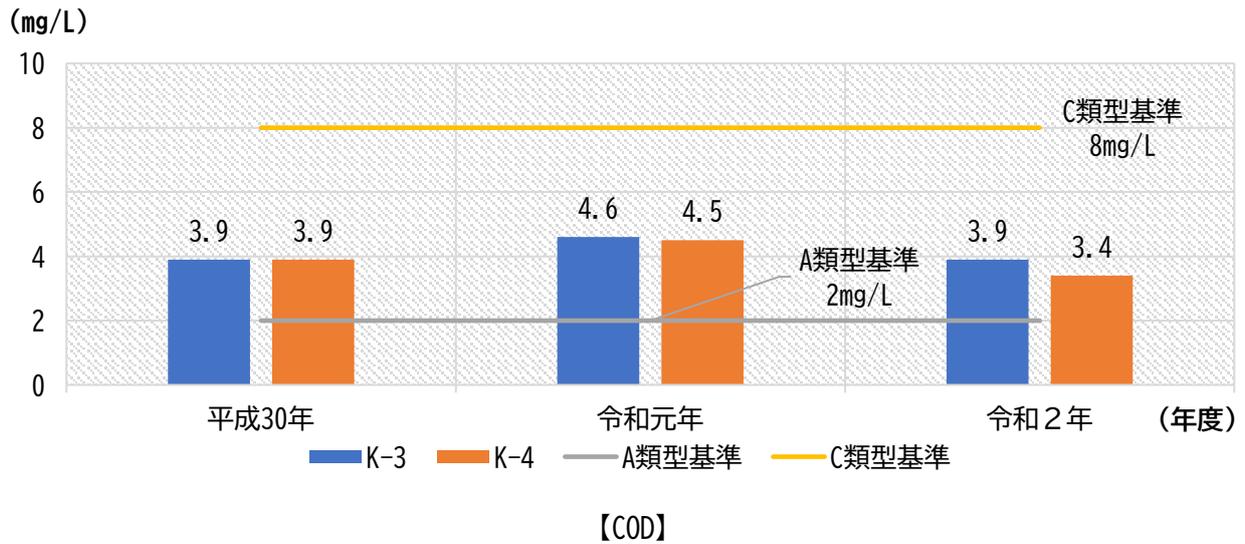
K-4は、CODに関する類型がA、全窒素及び全リンに関する類型がⅡに該当しますが、いずれの項目も過去3年間について環境基準を未達成となっています。



【海域 COD 等調査地点】

【海域（全窒素・全リン）調査地点】

図1-2-7 海域調査地点図



出典：愛知県 HP「2020 年度公共用水域の水質等調査結果」

図1-2-8 海域の水質調査結果

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の区分と体制

第1節 ごみ・資源の収集体制

1. ごみ・資源処理事業の沿革

本町のごみ・資源処理事業の沿革は以下のとおりです。

表2-1-1 (1) ごみ・資源処理事業の沿革

年	月	事業内容
昭和37年	9月	・常滑武豊衛生組合設立（一部事務組合：9月11日）
昭和38年	6月	・常滑武豊衛生組合 ごみ処理場竣工 処理能力 30t/8h×1基、工期 昭和37年11月1日～38年6月30日
昭和49年	3月	・常滑武豊衛生組合 ごみ処理場竣工（改築） 処理能力 75t/24h×2基、工期 昭和47年12月8日～49年3月15日
昭和62年	4月	・武豊町一般廃棄物最終処分場 供用開始 ・資源回収報奨金制度開始
昭和63年	5月	・生ごみ堆肥化容器等設置補助金交付制度開始
平成元年	3月	・クリーンセンター常武 粗大ごみ処理施設竣工 処理能力 25t/5h×1基（回転式・4種選別）、 工期 昭和63年6月2日～平成元年3月25日
平成2年	2月	・クリーンセンター常武 ごみ処理施設竣工（改築） 処理能力 75t/24h×2基（150t/日）（ストーカ炉） 工期 昭和62年6月22日～平成元年2月28日
平成6年	12月	・富貴市場区分別収集開始
平成7年	4月	・富貴地区全体（富貴・東大高・市原・新田）分別収集開始
平成8年	12月	・武豊町全域分別収集開始・各地区毎に粗大ごみ収集開始
平成9年	4月	・生ごみ処理機※ ¹ 補助金を追加
平成11年	11月	・ペットボトル専用ストックヤード施設完工、竣工 平成11年10月8日 ・ペットボトル収集開始
平成13年	4月	・家電4品目リサイクル開始
平成15年	4月	・給食残さ収集堆肥化処理（給食センター）
平成15年	10月	・パソコンリサイクル開始
平成16年	4月	・給食残さ収集堆肥化処理（各保育園）
平成17年	4月	・可燃指定ごみ袋試行開始
平成17年	7月	・可燃指定ごみ袋完全実施
平成18年	2月	・プラスチック製容器包装（週1回）・紙製容器包装分別収集（月2回）開始 ・可燃ごみ収集回数を3回から週2回に変更
平成20年	1月	・化粧品びんの資源回収開始（不燃ごみから色分けびんへ）
平成20年	4月	・ペットボトルの範囲拡大 （しょうゆ加工品・ノンオイルドレッシング調味料等）

※1：生ごみの減量化、たい肥化等を目的とする機器のことです。

表2-1-1 (2) ごみ・資源処理事業の沿革

年	月	事業内容
平成 21 年	3月	・レジ袋有料化スタート
平成 21 年	4月	・家電リサイクル、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機の追加 ・生ごみ堆肥化容器等設置補助金変更、生ごみ密封処理容器補助金の追加
平成 22 年	3月	・武豊町一般廃棄物最終処分場 嵩上げ工事竣工
平成 22 年	4月	・知多南部広域環境組合設立（一部事務組合：4月1日） ・不法投棄パトロール開始
平成 22 年	9月	・たけとよ資源回収エコステーション開所
平成 23 年	10月	・武豊リユースパーク（不用品の交換）の開催
平成 24 年	6月	・スプレー缶、使い捨てライター、カセットボンベ等危険物の分別開始
平成 26 年	4月	・おおあし資源回収エコステーション開所
平成 27 年	1月	・武豊リユースステーション開所
平成 28 年	1月	・分別収集を月2回から月1回に変更
平成 29 年	10月	・紙類分別収集開始 紙製容器包装を含む紙類収集回数として月2回から週1回に変更
平成 30 年	3月	・刈草・剪定枝の直接搬入開始 ・粗大ごみの資源回収エコステーションでの収集開始(木製粗大ごみの資源化開始)
平成 30 年	5月	・刈草・剪定枝の地区集積所での収集開始（5月～10月の期間のみ）
令和 2 年	4月	・蛍光管等資源化開始
令和 3 年	4月	・ごみ処理有料化開始 ・刈草・剪定枝の地区収集所での収集を通年に変更
令和 3 年	6月	・剪定枝破砕機貸出開始
令和 4 年	2月	・いちはら資源回収エコステーション開所
令和 4 年	3月	・知多南部広域環境センター ごみ処理施設竣工 焼却処理能力 141.5t/24h×2基（283t/日）（ストーカ炉） 不燃粗大ごみ処理能力 14t/5h×1基 工期 平成 30 年 8 月 24 日～令和 4 年 3 月 31 日
令和 4 年	4月	・知多南部広域環境センター供用開始
令和 4 年	6月	・武豊町一般廃棄物最終処分場嵩上げ工事（令和 5 年 7 月竣工予定）
令和 4 年	10月	・リユースパーク（不用品の引渡し）の開催

2. ごみ・資源の収集

一般家庭から排出されるごみ・資源については、ステーション方式及び地区回収方式を採用しており、町が委託する民間事業者が指定日に地区集積場及び分別集積所に出されたごみ・資源を回収しています。

なお、もやさなければならぬごみ（以下「可燃ごみ」という。）、もえないもの（以下「不燃ごみ」という。）、粗大ごみについては知多南部広域環境センターへ持込みすることが出来ます。また、資源については、資源回収エコステーションへ持込みすることが出来ます。

一方、事業所が排出する事業系のごみ・資源については町では収集しておらず、事業者自らが運搬するか収集運搬を許可業者に委託するかいずれかの方法により、知多南部広域環境センターに直接搬入することとなっています。

表2-1-2 ごみと資源の分別区分

分別区分			収集方法・収集回数	搬入先			
家庭系ごみ	もやさなければならぬごみ（可燃ごみ）	生ごみ、不衛生な紙、汚れた衣類、ぬいぐるみ、CD・DVD、かばん・くつ、プラスチック製品、革・ゴム製品、指定袋に入るサイズのふとん類	委託（週2回） 直接搬入	知多南部広域環境センター			
	粗大ごみ	ソファー・マットレス ^注 、ふとん、ストーブ、自転車、机、鏡台、たんす等	委託（年4回） 直接搬入 資源回収エコステーション	知多南部広域環境センター・民間			
	埋立ごみ	陶磁器 ガラス類	植木鉢、皿、汚れたびん、ガラス類、鏡、ゆのみ、茶碗、コンクリートブロック等	委託（月1回） 直接搬入 資源回収エコステーション	一般廃棄物最終処分場		
	資源	プラスチック製容器包装		委託（週1回） 資源回収エコステーション	民間		
		紙類			民間		
		古紙	新聞、段ボール、牛乳パック、本・雑誌		民間		
		衣類			民間		
		缶	アルミ缶、スチール缶		民間		
		びん	飲料用のびん、食料用のびん		民間		
		ペットボトル			民間		
		もえないもの（不燃ごみ）	再資源不燃物		金属類、コード・針金類	委託（月1回） 資源回収エコステーション	民間
			小型家電		パソコン、ゲーム機、スマホ、電話機、掃除機、アイロン、電子レンジ等	民間	
			廃乾電池、蛍光灯		民間		
	危ないもの	スプレー缶、カセットボンベ、ライター類	民間				
刈草・剪定枝		委託（週2回） 直接搬入 資源回収エコステーション	民間				
事業系ごみ ^{※1}	可燃ごみ		直接搬入	知多南部広域環境センター			
	粗大ごみ		許可業者への委託	知多南部広域環境センター			
	その他ごみ	刈草・剪定枝		直接搬入	民間		
給食残さ、紙パック		委託	民間				

※1：店舗、会社、工場、事務所、病院等から排出される事業活動に伴って生じる廃棄物のことで、種類によって、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に区分されます。本計画で扱う事業系ごみは、事業系一般廃棄物を対象としています。

注) スプリング入りのソファー・マットレス等は、知多南部広域環境センターへ持込できません。

3. ごみ処理フロー

本町のごみ・資源は以下の流れで処理されています。

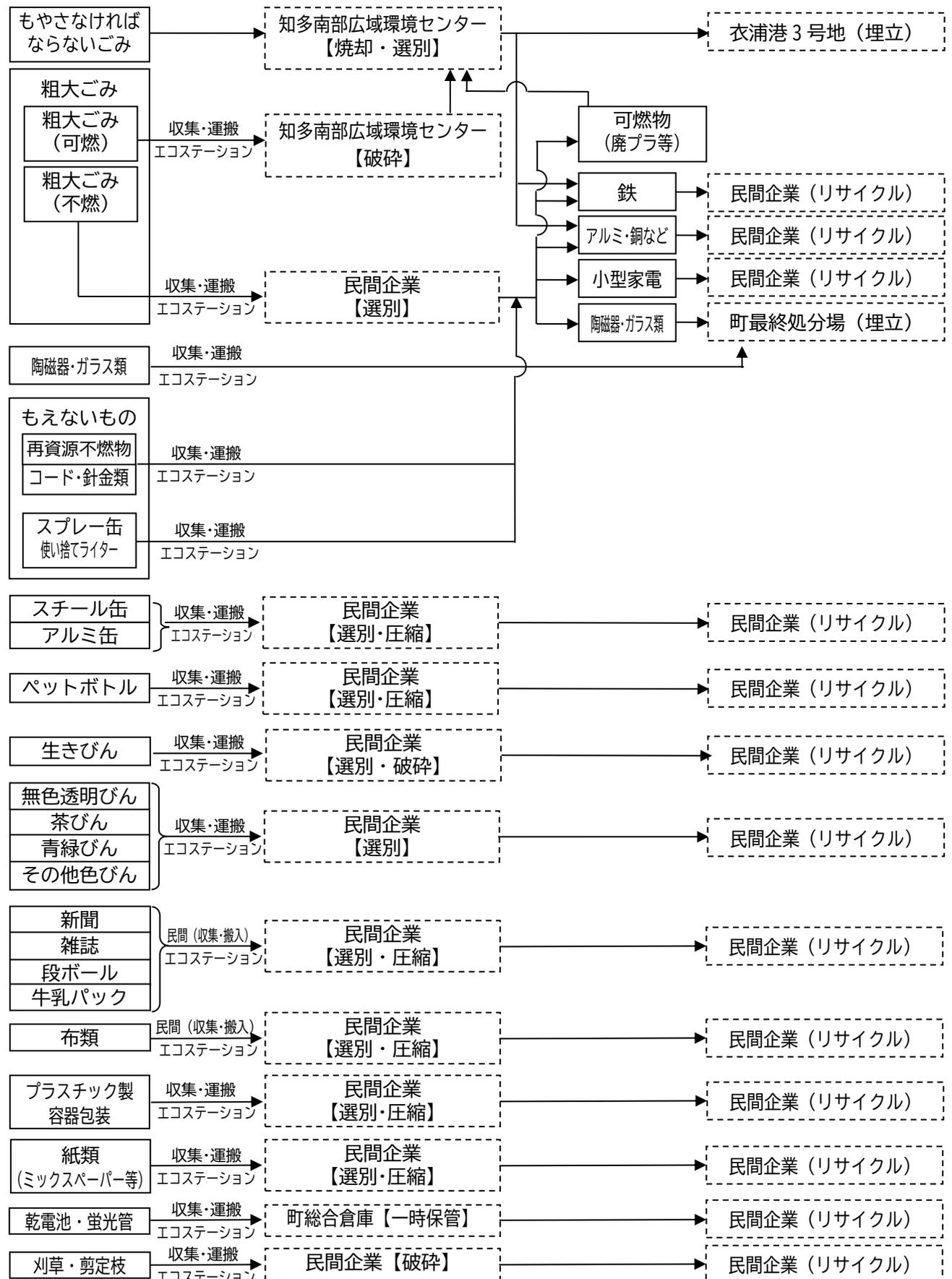


図2-1-1 ごみ処理フロー

4. ごみ関連施設の概要

(1) 知多南部広域環境センターの概要

本町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、クリーンセンター常武で処理を行っていましたが、施設の老朽化に伴い、令和4年4月から知多南部広域環境センターで処理を行っています。

表2-1-3 知多南部広域環境センターの概要

区分	概要
施設名称	知多南部広域環境センター
所在地	武豊町字一号地 11-37
敷地面積	50,000.61m ² (建築面積 8,215.95m ² 延床面積 15,299.83m ²)
構造 (管理棟・工場棟)	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造
高さ	約 35.7m (地上6階、地下1階)、59m (煙突)
処理能力	熱回収施設：283t/24h 不燃・粗大ごみ処理施設：14t/5h
処理方式	連続運転式ストーカ焼却炉 (2炉)
処理対象物	可燃ごみ、不燃・粗大ごみ等
管理・運営	グリーンパーク知多南部株式会社
竣工	令和4年3月

(2) 武豊町一般廃棄物最終処分場の概要

武豊町一般廃棄物最終処分場は、昭和62年4月より供用開始しました。埋立対象物は、家庭から出る陶磁器、ガラス類、コンクリートがらなどです。

最終処分場の予定埋立量確保を目的として、平成22年度に嵩上げ工事を実施しましたが、最終処分場の残余容量が不足してきていることから、令和4年6月から令和5年7月にかけて2度目の嵩上げ工事を実施しています。

表2-1-4 武豊町一般廃棄物最終処分場の概要

区分	概要
施設名称	武豊町一般廃棄物最終処分場
所在地	武豊町字壱町田 273
敷地面積	12,647m ²
埋立容量	全体容量 65,500m ³ 残余容量 2,031m ³ (令和3年度末現在)
埋立対象物	陶磁器、ガラス類、コンクリートがら
埋立期間	約 31年 (終了予定年：令和11年)
管理方法	外柵設置、悪臭及び害虫防止、即日覆土
埋立方法	サンドイッチ工法
浸出水処理施設	処理水量：40m ³ /日 処理方法：生物処理方法 (接触ばつ気式) + 凝集膜分離方式 + 活性炭吸着処理方式 + 消毒滅菌処理方式
竣工	昭和62年2月 (埋立開始年月：昭和62年4月)

(3) 資源回収エコステーション

本町では、分別ごみ・資源については月1回、地区回収方式によって収集しています。加えて、町民の生活様式の多様化に伴い、地区回収の指定収集日及び収集時間以外にも分別ごみ・資源の持込みができるよう、町内2か所に「資源回収エコステーション」を設置しています。

また、刈草・剪定枝については、町内1か所に資源回収エコステーションを設置しています。

表2-1-5 資源回収エコステーションの概要

区分	概要		
施設名称	たけとよ資源回収 エコステーション	おおあし資源回収 エコステーション	いちはら資源回収 エコステーション
所在地	武豊町字ヲヲガケ 22-3	武豊町字忠白田 11-1	武豊町大字富貴字寺後 70
開設年月	平成 22 年 9 月	平成 26 年 4 月	令和 4 年 2 月
稼働日時	【持ち込める日】 年中無休（祝日も可。ただし、年末年始は除く。） 【持ち込める時間】 午前9時～午後3時		【持ち込める日】 年中無休（祝日も可。た だし、年末年始と水曜日は除く。） 【持ち込める時間】 午前9時～午後3時
分別収集 の対象	【持ち込めるもの】 プラスチック製容器包装、紙類、ペットボトル、缶（アルミ缶、スチール缶）、古紙（新聞、段ボール、牛乳パック、本・雑誌）、衣類、生きびん、びん、もえないもの、陶磁器・ガラス類、金属類、コード・針金類、乾電池、小型家電、粗大ごみ 【持ち込めないもの】 もやさなければならぬごみ、処理困難物、家電4品目		【持ち込めるもの】 刈草・剪定枝

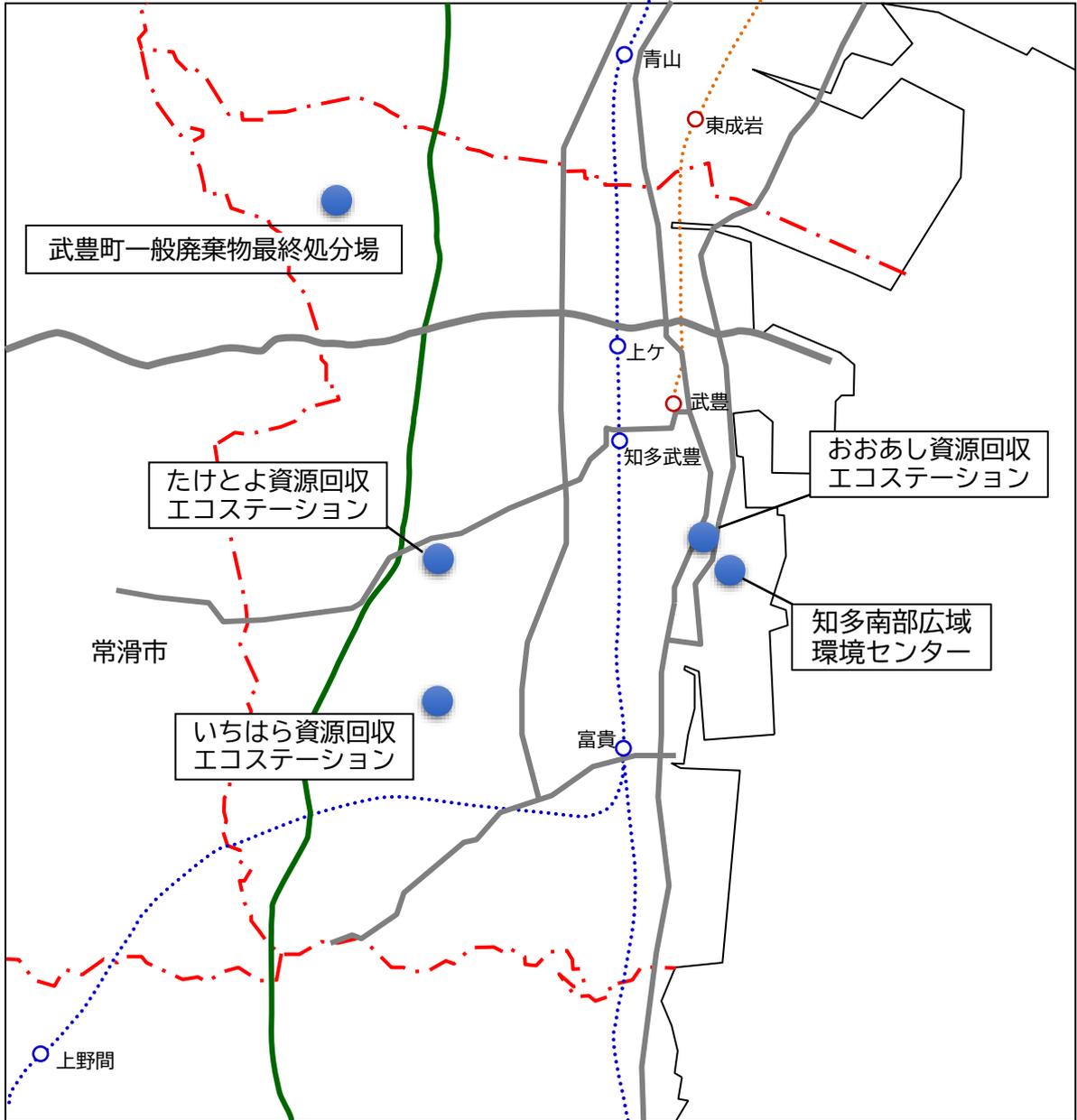


図2-1-2 処理施設の位置

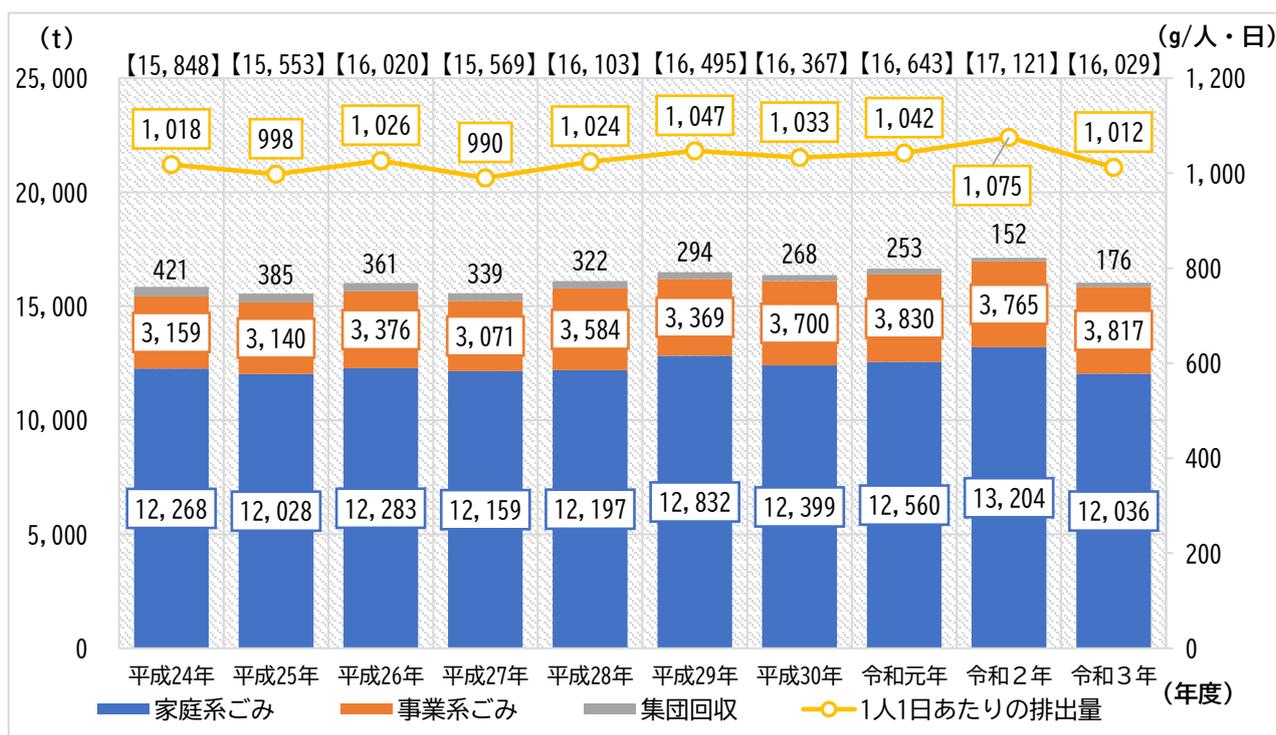
第2節 ごみ処理の現状

1. ごみ排出量

(1) 排出源別排出量

ごみの総排出量は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和2年度の総排出量は17,121t となりましたが、令和3年度には1,092t 減少し、16,029t となっています。令和3年4月1日よりごみ処理有料化を開始したことから、ごみ減量の意識の高まりにより、ごみ排出量が減少したものと考えられます。

事業系ごみは増加傾向にあり、令和3年度には3,817t となっています。



注) 【】内は、総排出量を示します。

図2-1-3 排出源別排出量の推移

(2) 種類別排出量

種類別排出量では、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみは減少傾向にあり、令和3年度は平成24年度と比較して、可燃ごみは1,808t 減少して9,590t、不燃・粗大ごみは453t 減少して114t となっています。

また、資源は平成24年度から大幅に増加し、令和3年度は平成24年度と比較して2,511t 増加して5,841t となっています。

一方で、埋立ごみは増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和3年度は平成24年度と比較して176t 増加して308t となっています。

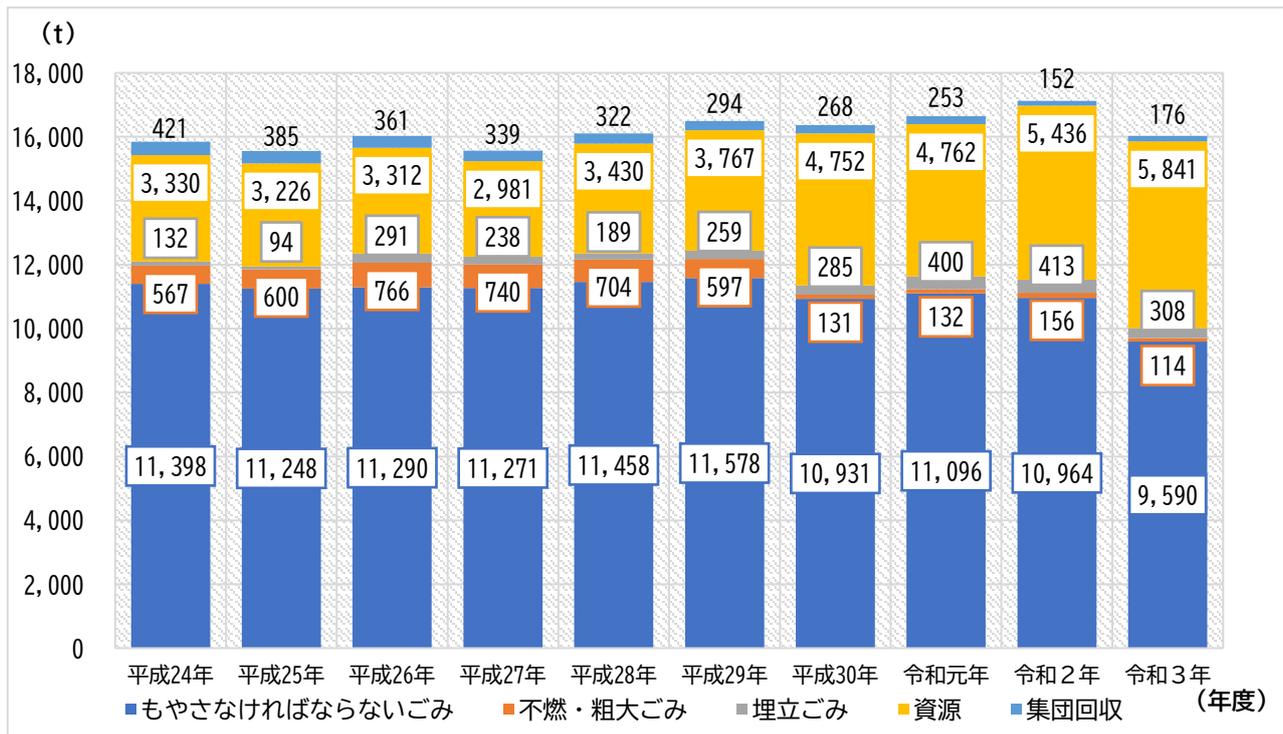


図2-1-4 種類別排出量の推移

表2-1-6 ごみ排出量の推移

項目	単位	平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総人口	人	42,633	43,155	43,424	43,642	43,614	43,405
総排出量	t	15,848	16,495	16,367	16,643	17,121	16,029
家庭系ごみ	t	12,268	12,832	12,399	12,560	13,204	12,036
もやさなければならないごみ	t	8,730	8,631	8,026	8,126	8,152	6,933
不燃・粗大ごみ	t	517	571	98	76	107	102
埋立ごみ	t	132	259	285	400	413	308
資源	t	2,889	3,371	3,990	3,958	4,532	4,693
事業系ごみ	t	3,159	3,369	3,700	3,830	3,765	3,817
もやさなければならないごみ	t	2,668	2,947	2,905	2,970	2,812	2,657
不燃・粗大ごみ	t	50	26	33	56	49	12
資源	t	441	396	762	804	904	1,148
集団回収	t	421	294	268	253	152	176
1人1日あたりの排出量	g/人・日	1,018.4	1,047.0	1,032.7	1,042.1	1,075.4	1,011.9
家庭系ごみ	g/人・日	788.3	814.5	782.4	786.6	829.4	759.8
事業系ごみ	g/人・日	203.1	213.9	233.5	239.7	236.4	240.9
集団回収	g/人・日	27.0	18.6	16.8	15.8	9.6	11.2
総排出量 (資源を除く)	g/人・日	777.4	789.4	716.0	727.9	724.5	631.9
家庭系ごみ (資源を除く)	g/人・日	602.7	600.6	530.6	538.5	544.8	463.4
事業系ごみ (資源を除く)	g/人・日	174.7	188.8	185.4	189.4	179.7	168.5

(3) 家庭系ごみ排出量及び1人1日あたり排出量

資源を除く家庭系ごみ排出量及び1人1日あたりの排出量は、平成29年度までほぼ横ばいで推移していましたが、平成30年度と令和3年度に大きく減少しています。平成30年度以降の減少は、刈草・剪定枝の資源化が定着し、可燃ごみとして排出されていた刈草・剪定枝が資源として排出されるようになったこと、令和3年度の減少は、前述のごみ処理有料化の影響と考えられます。

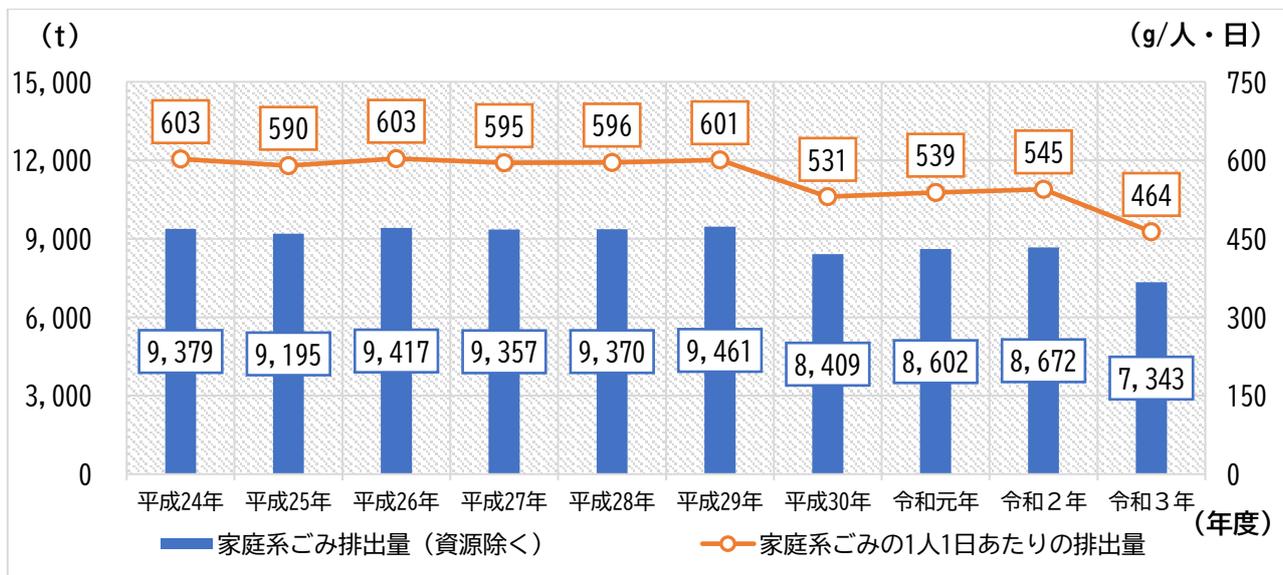


図2-1-5 家庭系ごみ排出量及び1人1日あたりの排出量（資源を除く）の推移

2. ごみ処理量・処分量

(1) 資源化量

資源化量は増加傾向にあり、令和3年度は平成24年度と比較して、2,289t増加して5,717tとなっています。この間、資源化率（集団回収を除く。）は、19.5%から15.5ポイント増加して35.0%となっています。

資源化量増加の主な要因は、平成29年度以降に民間委託により処理されるようになった刈草・剪定枝の増加によるものです（刈草・剪定枝の資源化量は、表2-1-7中の処理後再生利用量に含まれています。）。

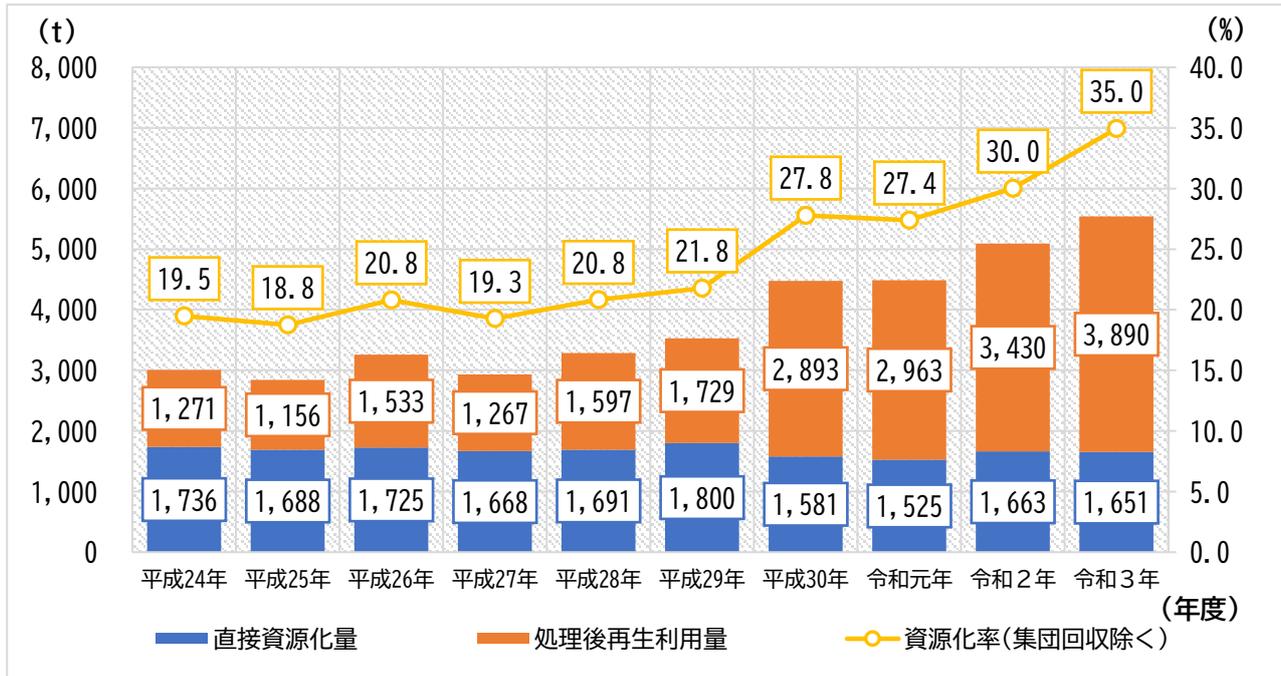


図2-1-6 資源化量の推移

表2-1-7 資源化量の推移

項目	単位	平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源化量 (①+②+③)	t	3,428	3,823	4,742	4,741	5,245	5,717
プラスチック製容器包装	t	359	250	236	274	282	360
紙類	t	162	163	232	196	263	323
古紙	t	1,560	1,297	1,256	1,217	1,163	1,161
衣類	t	90	123	142	148	190	185
缶	t	88	79	70	66	71	74
ビン	t	288	483	258	237	254	243
ペットボトル	t	119	101	111	98	124	147
電池	t	12	11	12	12	13	17
再資源不燃物 (金属類)	t	0	433	522	521	597	516
スチール缶・ブリキ	t	0	254	355	466	545	478
銅線	t	0	7	7	7	8	5
自転車	t	0	8	7	1	8	0
アルミガラ	t	0	29	17	7	7	3
その他	t	0	135	136	40	29	30
不燃・粗大ごみ処理施設資源化	t	166	127	46	41	52	39
鉄分	t	142	101	35	34	45	34
小型家電	t	24	26	11	7	7	5
肥料	t	584	756	1,857	1,931	2,236	2,652
陶磁器・ガラス	t	0	0	0	0	0	0
直接資源化量 (①)	t	1,736	1,800	1,581	1,525	1,663	1,651
処理後再生利用量 (②)	t	1,271	1,729	2,893	2,963	3,430	3,890
集团回収量 (③)	t	421	294	268	253	152	176
資源化率 (集团回収を除く)	%	19.5	21.8	27.8	27.4	30.0	35.0

注) 資源化率(集团回収を除く) = (直接資源化量 + 処理後再生利用量) / (家庭系ごみ + 事業系ごみ) × 100

(2) ごみ処理量

可燃ごみ、不燃・粗大ごみの減少により、焼却処理量、破碎・選別処理量は減少傾向にあります。

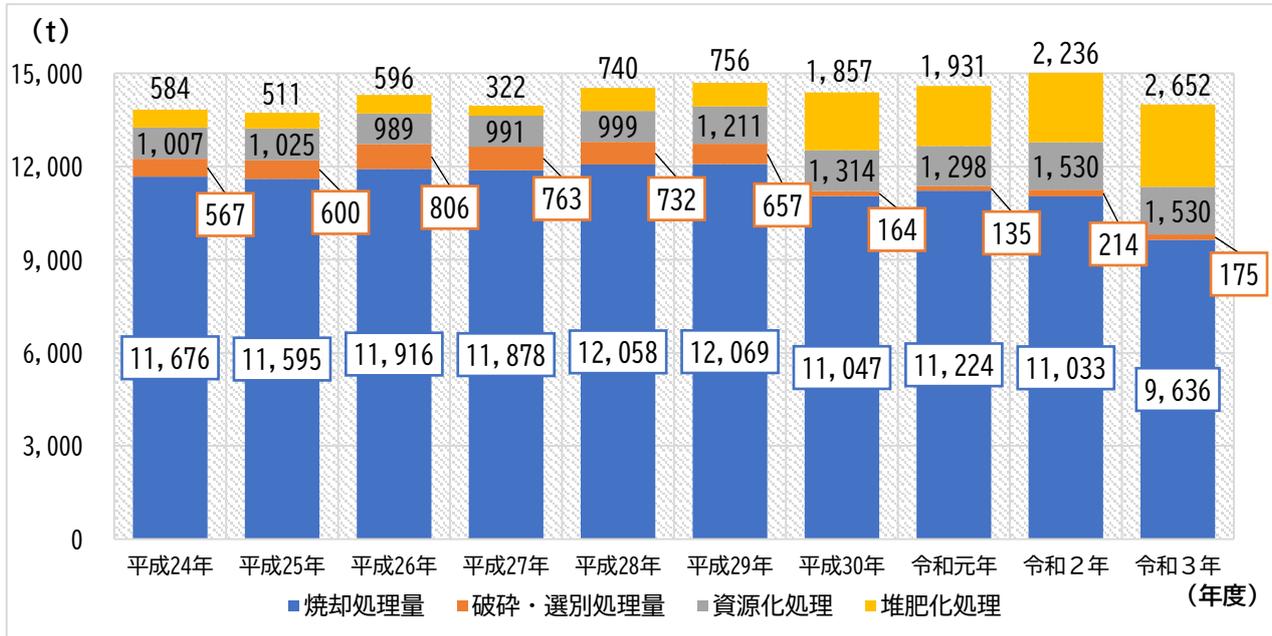


図2-1-7 ごみ処理量の推移

(3) 最終処分量

最終処分量は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和3年度の最終処分量は1,282t、最終処分率は10.0%となっています。

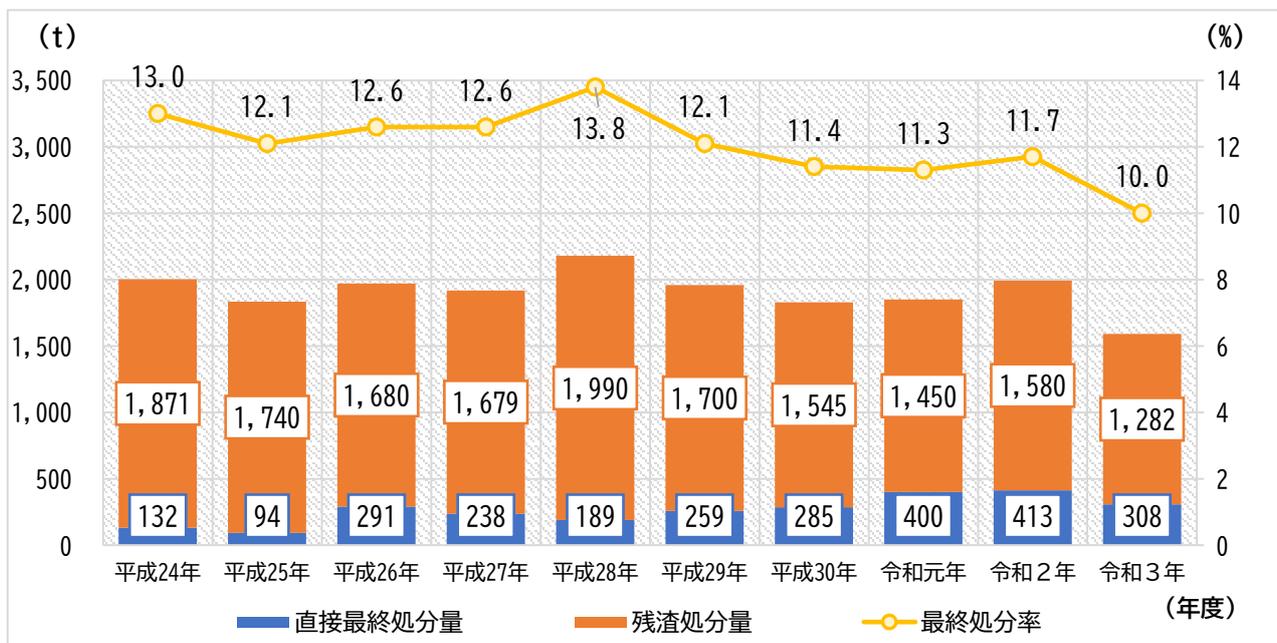


図2-1-8 最終処分量の推移

表2-1-8 ごみ処理量・処分量の推移

区分		単位	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
中間 処理	中間処理量(A~Dの合計 - a - b)	t	13,556	14,142	14,233	14,457	14,886	13,886
	焼却処理 (A)	t	11,676	12,069	11,047	11,224	11,033	9,636
	直接焼却量	t	11,398	11,578	10,931	11,096	10,964	9,590
	可燃ごみ	t	11,398	11,578	10,931	11,096	10,964	9,590
	処理残渣の焼却 (a)	t	278	491	116	128	69	46
	不燃・粗大ごみ処理施設	t	278	354	47	57	64	45
	民間施設	t	0	137	69	71	5	1
	破碎・選別処理 (B)	t	567	657	164	135	214	175
	不燃・粗大ごみ処理施設	t	567	657	164	135	214	175
	不燃・粗大ごみ	t	567	597	131	132	156	114
	選別不燃の破碎 (b)	t	0	60	33	3	58	61
	資源化处理 (C)	t	1,007	1,211	1,314	1,298	1,530	1,530
	堆肥化处理 (D)	t	584	756	1,857	1,931	2,236	2,652
	民間施設 (生ごみ)	t	43	46	50	48	51	56
民間施設 (刈草・剪定枝)	t	541	710	1,807	1,883	2,185	2,596	
最終 処分	最終処分量	t	2,003	1,959	1,830	1,850	1,993	1,590
	直接最終処分量	t	132	259	285	400	413	308
	陶磁器・ガラス	t	132	259	285	400	413	308
	残渣処分量	t	1,871	1,700	1,545	1,450	1,580	1,282
	焼却残渣	t	1,747	1,582	1,505	1,410	1,534	1,245
	不燃残渣	t	124	118	40	40	46	37
	不燃・粗大ごみ処理施設	t	124	116	38	35	40	35
	民間施設	t	0	2	2	5	6	2
最終処分率	%	13.0	12.1	11.4	11.3	11.7	10.0	

第3節 ごみの組成

1. ごみ組成調査（食品ロス調査）

（1）ごみ組成調査の概要

家庭から出される「もやさなければならぬごみ」について組成調査を行うことにより、現状のごみ排出状況を把握し、今後の食品ロスの削減をはじめとしたごみ減量化施策の実施に役立てることを目的に調査を行いました。

表2-1-9 ごみ組成調査の概要

調査日時	(夏季) 令和3年7月19日(月)～7月20日(火) (冬季) 令和3年11月29日(月)～11月30日(火)
調査対象地域	○一般世帯 ・新市街地(北部) ・旧市街地(南部) ・市街化調整区域(中部) ○単身世帯 ・アパート等単身世帯(社宅) 注)社員食堂あり
採取方法	○可燃ごみをごみ集積所から全量収集し、作業場所へ搬入して調査を行いました。 ○組成分類重量は60kg程度とし、総重量が200kg以上の場合は、4分法による縮分をし、ごみ組成分類試料重量を調製しました。
調査対象の分類区分	○表2-1-11のとおりです。 ○分類区分は22区分

(2) ごみ試料の概要

一般世帯（新市街地、旧市街地及び市街化調整区域）では、単位容積重量が、冬季より夏季の方が重い傾向があります。また、アパート等単身世帯については、一般世帯と比較して単位容積重量が軽い結果となっています。

表2-1-10 ごみ総重量、1袋当たりの重量、単位容積重量

調査対象地域		総重量 (kg)	袋数 (袋)	1袋当たり の重量 (kg/ 袋)	単位容積 ^{注)} 重量 (kg/45L)
新市街地 (北部)	夏季	58.100	17	3.418	8.650
	冬季	67.445	21	3.212	7.980
旧市街地 (南部)	夏季	222.705	64	3.480	9.385
	冬季	206.130	55	3.748	8.380
市街化調整区域 (中部)	夏季	108.090	22	4.913	10.560
	冬季	63.645	17	3.744	6.555
アパート等単身世帯 (社宅)	夏季	49.765	21	2.370	2.435
	冬季	42.615	18	2.368	4.750

注) 45L 容器に入れた際の重量。

(3) 家庭系可燃ごみの組成調査結果

新市街地、旧市街地及び市街化調整区域の一般世帯の可燃ごみの組成は、調理くずの割合が23.3~44.7%と最も高く、減免対象ごみ^{注)}(4.5~15.0%)、食べ残し(3.1~12.6%)、資源化できない紙類(5.5~10.6%)、紙類(4.2~9.2%)の割合も高い傾向にあります。

アパート等単身世帯の可燃ごみの組成は、プラスチック製容器包装(11.0~21.2%)、紙類(10.2~11.9%)、段ボール(8.5~12.2%)、刈草・剪定枝(7.0~12.7%)の割合が高く、資源化可能なごみが多い傾向にあります。

注) 医療廃棄物や紙おむつ等が該当します。

表2-1-11 家庭系もやさなければならぬごみの組成調査結果

【夏季】

区分		新市街地 (北部)	旧市街地 (南部)	市街化調整区域 (中部)	アパート等単身 世帯(社宅)
1	調理くず	27.0%	34.0%	44.7%	4.9%
2	直接廃棄(手つかず食品)100%残存 賞味・消費期限あり	2.9%	0.7%	1.2%	5.2%
3	直接廃棄(手つかず食品)100%残存 賞味・消費期限なし	3.9%	1.0%	5.0%	0.3%
4	直接廃棄(手つかず食品) 100%未満残存	1.5%	4.4%	2.8%	0.5%
5	食べ残し	7.9%	12.6%	3.4%	4.4%
6	ダンボール	0.1%	0.3%	0.1%	12.2%
7	新聞・広告	2.8%	4.1%	2.1%	2.0%
8	書籍・雑誌	1.1%	0.5%	0.2%	1.2%
9	牛乳パック	1.1%	0.5%	0.2%	1.6%
10	紙類	4.2%	6.0%	5.5%	10.2%
11	資源化できない紙類	7.0%	10.6%	7.4%	5.0%
12	刈草・剪定枝	4.2%	1.1%	1.5%	7.0%
13	衣類・布類	0.6%	1.8%	1.9%	2.2%
14	資源に該当しない繊維・皮革類	1.3%	0.5%	1.9%	0.1%
15	ペットボトル	0.0%	0.1%	0.0%	7.8%
16	プラスチック製容器包装	5.0%	6.2%	3.8%	21.2%
17	その他プラスチック	9.0%	4.3%	2.1%	4.5%
18	アルミ缶・スチール缶	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
19	ガラスびん・陶器・ガラス	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
20	減免対象ごみ	15.0%	4.5%	11.7%	0.3%
21	その他可燃ごみ	5.3%	5.9%	4.3%	6.7%
22	その他不燃ごみ	0.0%	0.0%	0.3%	3.0%

【冬季】

区分		新市街地 (北部)	旧市街地 (南部)	市街化調整区域 (中部)	アパート等単身 世帯(社宅)
1	調理くず	29.3%	26.9%	23.3%	8.1%
2	直接廃棄(手つかず食品)100%残存 賞味・消費期限あり	0.3%	2.8%	0.1%	1.5%
3	直接廃棄(手つかず食品)100%残存 賞味・消費期限なし	0.7%	10.9%	0.0%	0.0%
4	直接廃棄(手つかず食品) 100%未満残存	1.0%	2.6%	1.3%	0.4%
5	食べ残し	9.0%	6.9%	3.1%	4.9%
6	ダンボール	1.6%	0.6%	0.4%	8.5%
7	新聞・広告	2.1%	2.5%	2.9%	1.5%
8	書籍・雑誌	1.4%	0.9%	0.9%	5.2%
9	牛乳パック	1.0%	0.7%	0.0%	1.0%
10	紙類	9.2%	8.5%	6.7%	11.9%
11	資源化できない紙類	9.0%	7.1%	5.5%	4.8%
12	刈草・剪定枝	0.0%	0.7%	7.9%	12.7%
13	衣類・布類	1.8%	2.0%	19.0%	0.0%
14	資源に該当しない繊維・皮革類	0.4%	0.1%	2.1%	12.4%
15	ペットボトル	0.0%	0.1%	0.0%	4.8%
16	プラスチック製容器包装	4.5%	5.3%	2.2%	11.0%
17	その他プラスチック	7.3%	3.7%	3.6%	4.7%
18	アルミ缶・スチール缶	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19	ガラスびん・陶器・ガラス	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
20	減免対象ごみ	15.0%	9.3%	14.8%	0.0%
21	その他可燃ごみ	5.9%	8.1%	5.0%	6.6%
22	その他不燃ごみ	0.2%	0.2%	1.0%	0.0%

(4) 可燃ごみに占める生ごみの割合

表2-1-11 の1～5が生ごみに該当します。可燃ごみに占める生ごみの割合は、冬季より夏季に高い傾向があります。

生ごみの割合は、新市街地が40.3～43.2%、旧市街地が50.2～52.8%、市街化調整区域が27.9～57.1%、アパート等単身世帯が14.8～15.3%となっています。

なお、市街化調整区域の冬季の生ごみの割合が夏季に比べ、半分以下と低い割合となっています。集積所に衣類・布類や刈草・剪定枝が多く排出されたことにより、生ごみの割合が相対的に低くなったことが一因となっています。

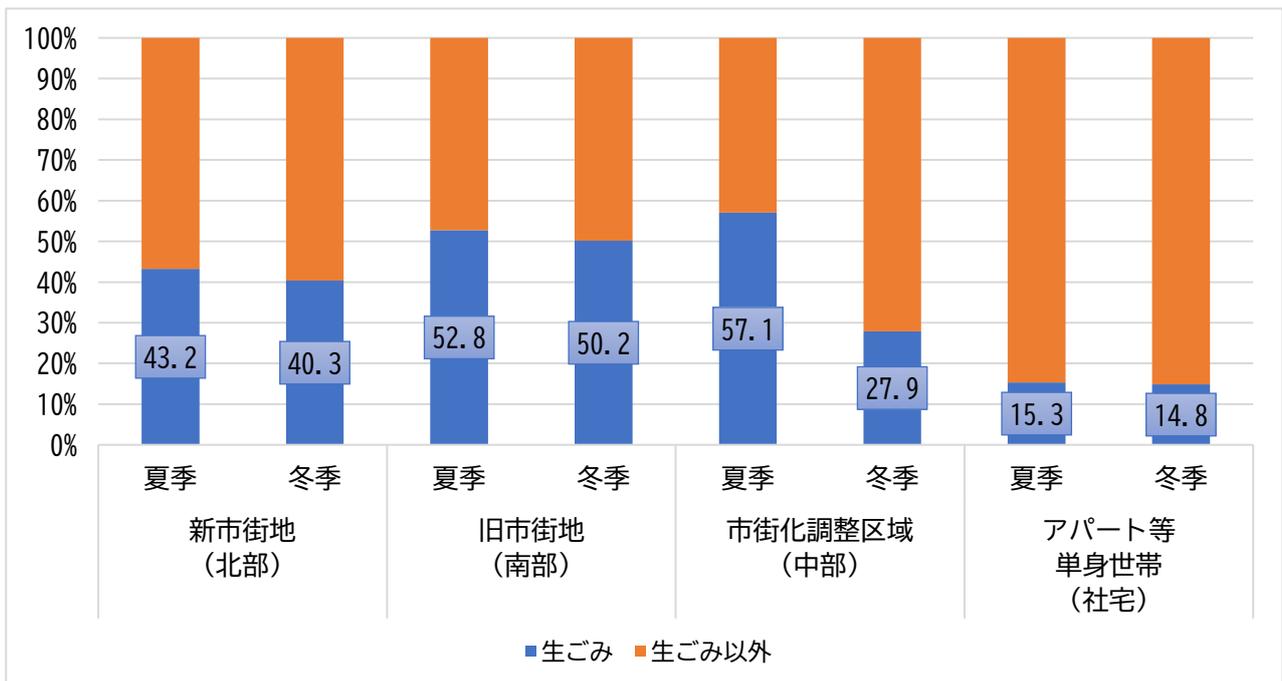


図2-1-9 可燃ごみに占める生ごみの割合

(5) 生ごみに占める食品ロスの割合

生ごみのうち調理くずを除いたものが食品ロスです。

旧市街地を除き、冬季より夏季の方が生ごみに占める食品ロスの割合が高い傾向にあります。

地域別にみると、アパート等単身世帯の食品ロスの割合が45.7～67.9%と最も高く、次いで、旧市街地、新市街地、市街化調整区域の順となっています。

アパート等単身世帯では、可燃ごみに占める生ごみの割合は一般世帯と比較して低いですが、生ごみに占める食品ロスの割合が高い結果となっています。

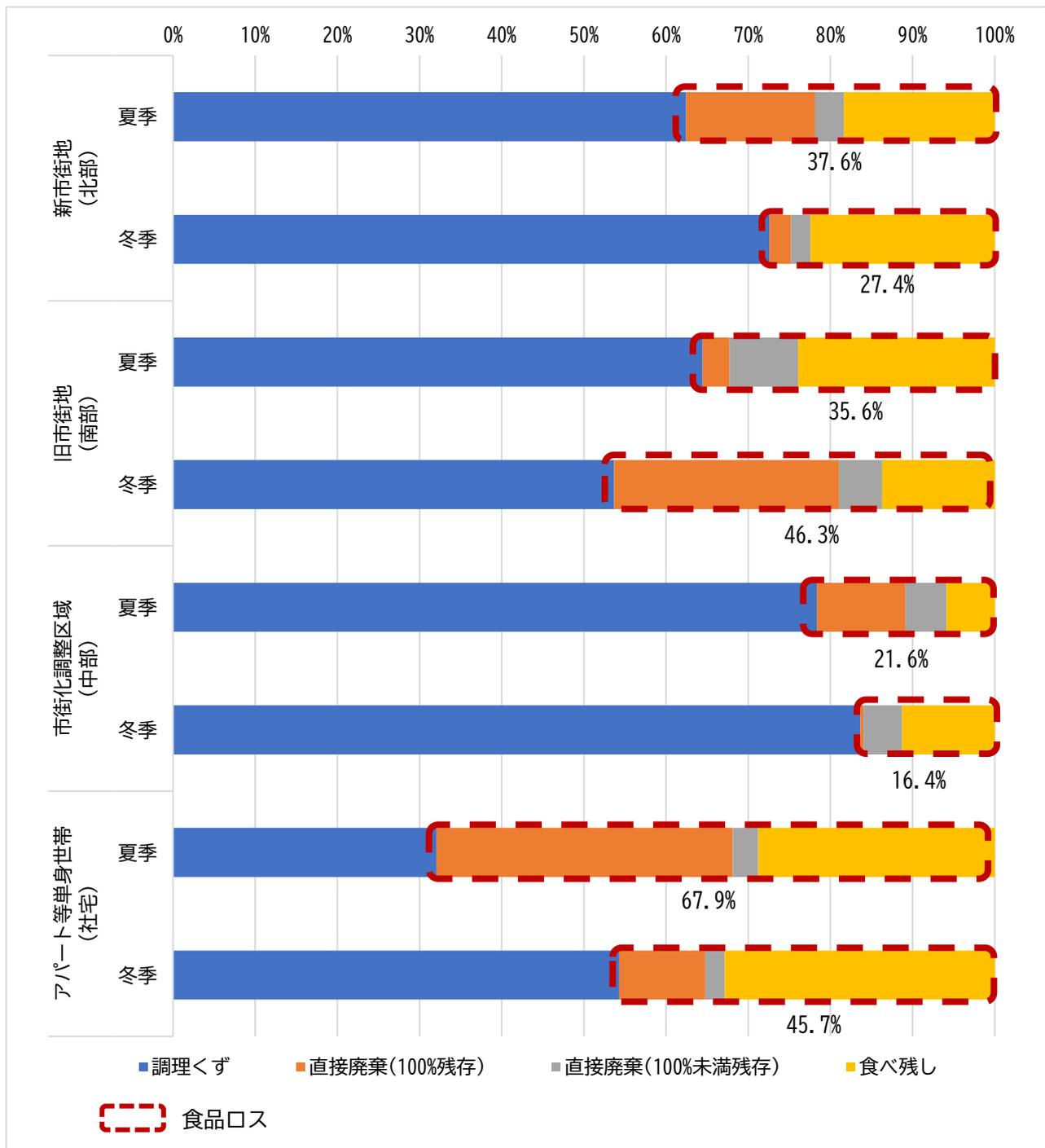


図2-1-10 生ごみに占める食品ロスの割合

第4節 ごみ処理に係る経費

1. ごみ処理経費

ごみ処理経費は平成28年度以降増加傾向にあり、令和3年度のごみ処理経費は、7億1641万円です。一般会計に占めるごみ処理経費の比率は、3.5～5%の間で推移しています。

表2-1-12 ごみ処理経費の推移

単位：千円

年度	一般会計決算額 ①	ごみ処理経費 ②	比率 ②/①	対前年度比
平成24年度	12,214,866	543,106	4.4%	—
平成25年度	12,093,795	609,399	5.0%	12.2%
平成26年度	12,743,473	567,519	4.5%	△6.9%
平成27年度	13,042,339	606,964	4.7%	7.0%
平成28年度	12,058,391	477,259	4.0%	△21.4%
平成29年度	12,609,918	521,055	4.1%	9.2%
平成30年度	12,765,350	560,927	4.4%	7.7%
令和元年度	13,861,599	645,111	4.7%	△15.0%
令和2年度	18,943,093	661,441	3.5%	2.5%
令和3年度	17,126,836	716,410	4.2%	8.3%

2. 単位あたりのごみ処理経費

単位あたりのごみ処理経費は平成28年度以降増加傾向にあり、令和3年度の1人あたりのごみ処理経費は16,505円、1tあたりのごみ処理経費は44,695円とこの10年で最も高くなっています。

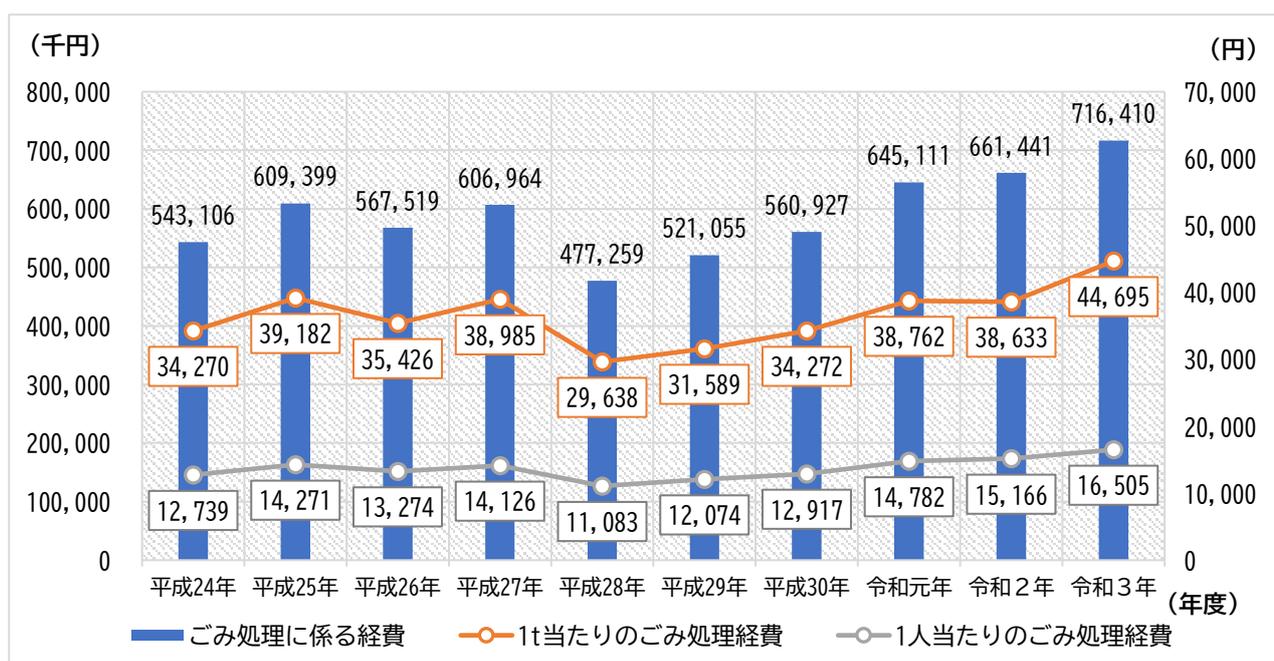


図2-1-11 ごみ処理経費の推移

第5節 ごみ減量化・資源化に向けた取組

1. 生ごみの減量化・資源化

(1) 生ごみ堆肥化容器等設置補助

本町では、ごみ減量化対策として、家庭の台所等から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)※1、生ごみ密封処理容器※2、生ごみ処理機※3を設置された方に対して補助金を交付しています。

※1：底に穴の開いた釣鐘状の容器です。庭に容器の下部を埋め、生ごみのほかに乾いた土や落ち葉などを入れ、微生物により分解させる方式です。

※2：密閉した容器にぼかしや米ぬかを一緒に入れて生ごみを発酵させる方式のものです。

※3：電気を使い、温風で生ごみを乾燥させて処理する方式のほかに、資材を一緒に入れて微生物を使い分解する方式のものもあります。

[補助の内容]		
①補助対象	生ごみ処理機（家庭用）	1世帯につき1台まで
	生ごみ堆肥化容器（コンポスト）	1世帯につき2台まで
	生ごみ密封処理容器	1世帯につき2台まで
②補助金額	購入金額の2分の1以内	
③限度額	生ごみ処理機	1台につき15,000円まで
	生ごみ堆肥化容器（コンポスト）	1台につき3,000円まで
	生ごみ密封処理容器	1台につき3,000円まで

表2-1-13 生ごみ堆肥化容器等の補助実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助基数	27基	10基	19基	64基	74基
補助金額	89,367円	38,890円	77,334円	425,197円	462,679円

(2) アスパ※4の無料配布

生ごみの堆肥化に有効なアスパを、武豊町役場、富貴支所で無料配布しています。私たちが毎日出す生ごみを、アスパを使って発酵させ、有機肥料とすることで、畑や花壇に利用できます。また、アスパを生産する協力団体に対し、補助を行っています。

※4：アスパとは、米ぬか、もみ殻、糖蜜などにEM（有用微生物群）を混ぜ合わせ、発酵乾燥させた発酵合成型有機肥料のことです。生ごみにアスパを振りかけると、EMがごみを腐敗させずに発酵させるため、いやな臭いがなくなり、ハエなどの発生も防ぐことができます。約10日間で有機肥料に変わり、庭木や菜園の肥料として利用できるようになります。

(3) 食品残渣のリサイクル

町内の民間事業者において、給食センターや保育園から出る給食残さ（事業系生ごみ）の堆肥化を行っています。

生産された堆肥は、同事業所が牧草栽培用に自社利用したり、知多地区の酪農家に販売したりしています。

2. リユース

(1) リユースステーション

平成 27 年 1 月に、たけとよ資源回収エコステーション内に武豊リユースステーションを開設しました。家庭内にあるリユース品を集めて展示し、別の人に再利用してもらうよう促すための施設です。

【営業時間】

①リユース品受付 年中無休（年末年始を除く。） 9時～15時

注）おおし資源回収エコステーションでも受付を行っています。

②リユース品交換 毎週火・水・木曜日 13時～15時

【取扱品目】

①キッチン用品・食器、②家事・日用雑貨品、③育児関係・おもちゃ、④ファッション・衣料品、⑤本・CD・DVD・Blu-ray・ゲーム

(2) リユースパーク

リユースパークとは、地域のみなさんからお預かりしたまだ使えるリユース品（再利用品）を展示し、ほしい人へ無料で譲渡するイベントです。平成 23 年に初めて開催し、令和 4 年には、たけとよスポーツ Day と同時に開催しました。

【展示品の例】

①キッチン用品・食器、②家事・日用雑貨品、③育児関係・おもちゃ、④衣料品、⑤本・CD・DVD・Blu-ray・ゲーム、⑥家具、⑦その他

3. 資源回収

(1) 集団資源回収

ごみの減量ならびに資源の有効利用を推進すること、また、町民のごみに対する認識を深めることを目的に、子ども会等町内団体の資源回収活動に対して報奨金を交付しています。

【資源回収品目】

新聞、雑誌、紙パック、段ボール、生きびん、布類、アルミ缶、スチール缶

表 2-1-14 集団資源回収の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
回収量	292,298kg	267,414kg	250,967kg	150,272kg	174,017kg
実施団体数	15 団体	15 団体	14 団体	13 団体	13 団体

注）回収量に生きびんは含まれていません。

第6節 町民の意向（町民アンケートの結果概要）

1. 調査概要

（1）調査の目的

武豊町一般廃棄物処理基本計画の策定に先立ち、ごみ収集、資源回収体制のあり方、食品ロスの削減及びプラスチック製品等の分別品目の拡大といった様々な課題に対応していく必要があることから、町民が求めるごみ分別等の情報やサービスの内容、利用方法等をアンケート調査により把握し、町民の意向等を施策に反映することを目的としています。

（2）アンケートの概要

調査の実施概要

- 調査方法：町民世帯へ郵送配布・回収
- 調査期間：令和4年8月19日（金）から9月2日（金）
- 配布数：2,000
- 回収数：1,073
- 回収率：53.7%

2. アンケートの調査結果

（1）回答者の属性

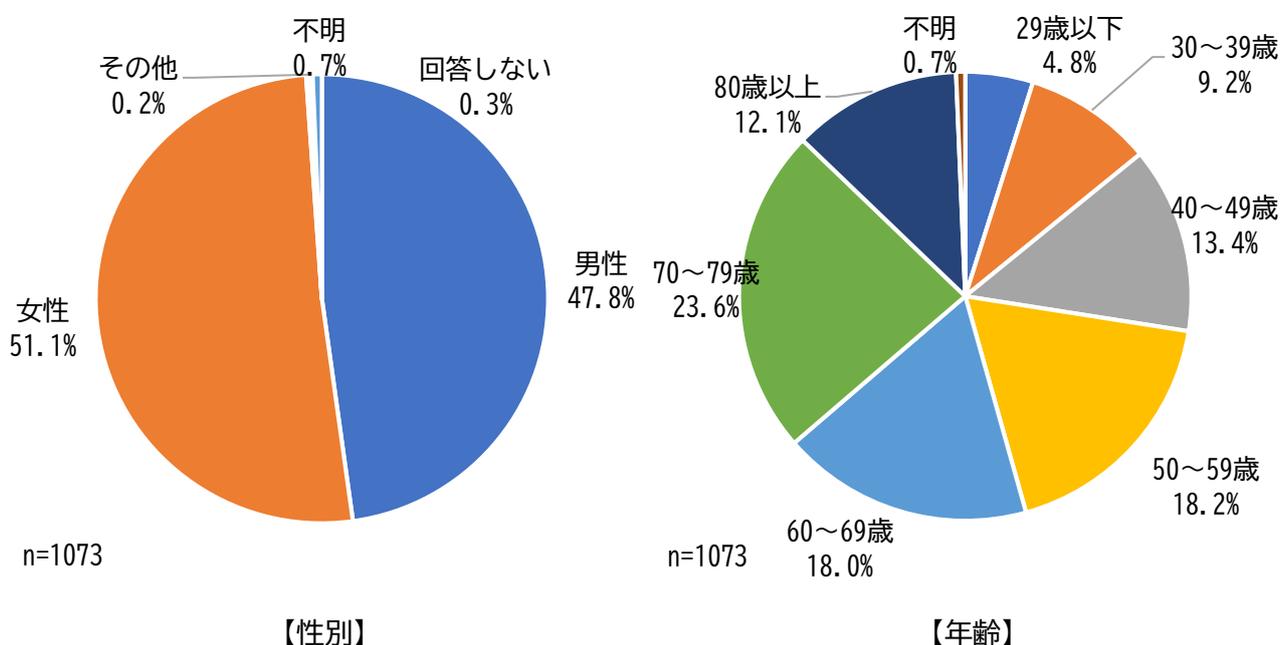


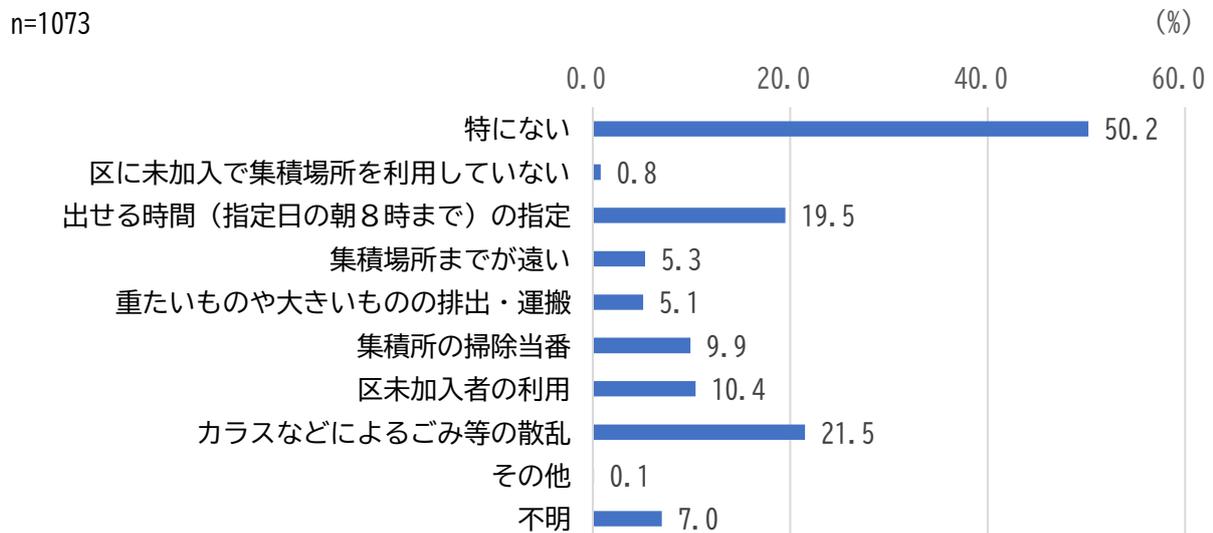
図2-1-12 回答者の属性

- ・実際の男女の人口比率は男性 50.4%、女性 49.6%であるのに対して、回答者の比率は男性 47.8%、女性 51.1%となっています。
- ・実際の人口構成比は 40 歳代が 18.0%と最も高く、50 歳代が 17.0%、70 歳代が 15.8%の順となっています。回答者の比率は、70 歳代が 23.6%で最も高く、20 歳代、30 歳代が低い結果となっています。

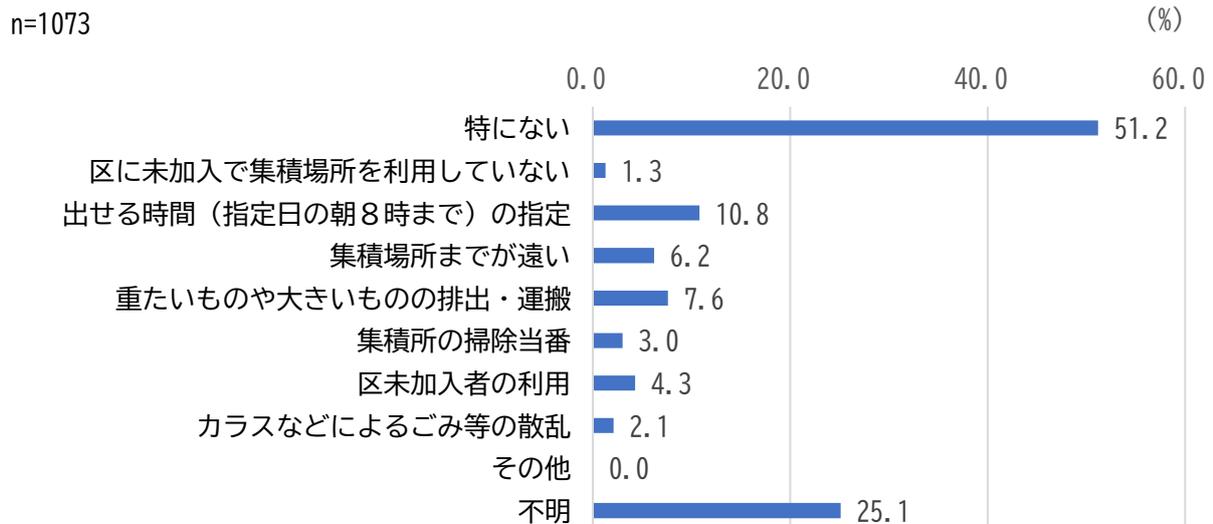
(2) アンケート結果 (抜粋)

①ごみや資源物の排出・運搬で困っていることや不便に思っていること

【もやさなければならないごみ】



【資源物】

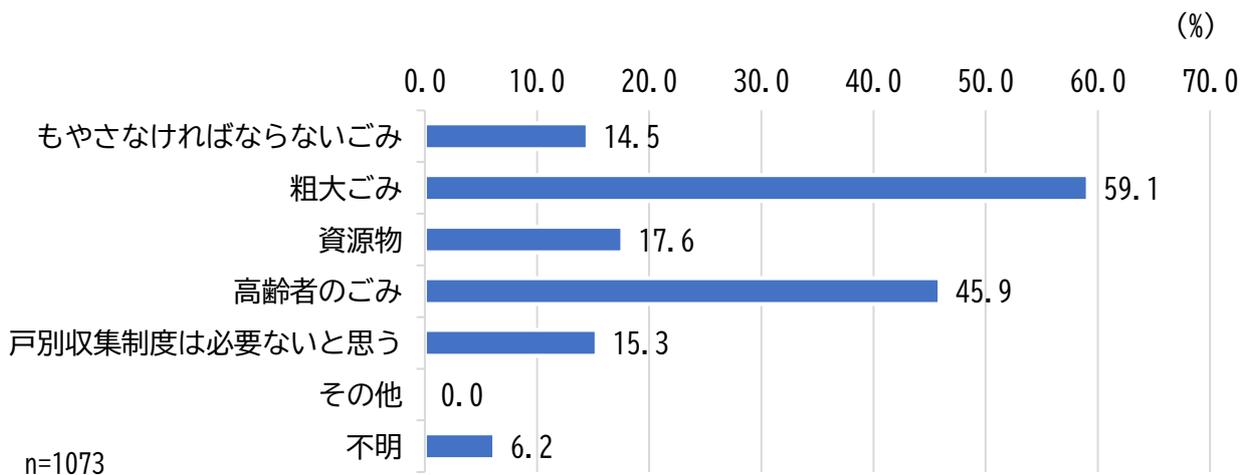


【複数回答】

図2-1-13

- ・集積所へのごみや資源物の排出・運搬で困っていることや不便に思っていることは、可燃ごみでは、「カラスなどによるごみ等の散乱」が21.5%、「出せる時間 (指定日の朝8時まで) の指定」が19.5%と高くなっています。
- ・可燃ごみ、資源物のいずれも半数の方が「特にない」と回答しています。

②武豊町で、戸別収集制度（有料）があっても良いと思うもの



【複数回答】

図2-1-14

- ・戸別収集制度があっても良いと思うものは、「粗大ごみ」が 59.1%、「高齢者のごみ」が 45.9%と高くなっています。
- ・「戸別収集制度は必要ないと思う」と回答した方の比率は 15.3%と低くなっています。

③プラスチック製品の収集についてどのように思うか

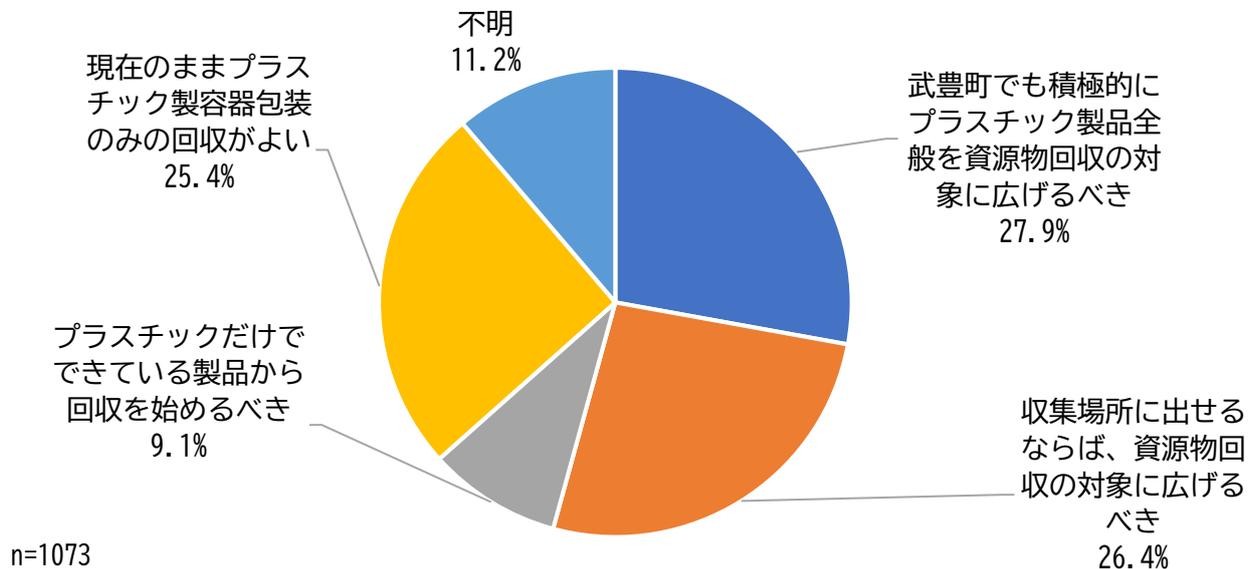


図2-1-15

- ・プラスチックの収集については、25.4%の方が「現在のままプラスチック製容器包装のみの回収がよい」と回答しています
- ・「武豊町でも積極的にプラスチック製品全般を回収の対象に広げるべき」などプラスチック製品の収集範囲を広げた方がよいと考えている方は 63.4%となっています。

④食品ロスを減らすために心がけていること

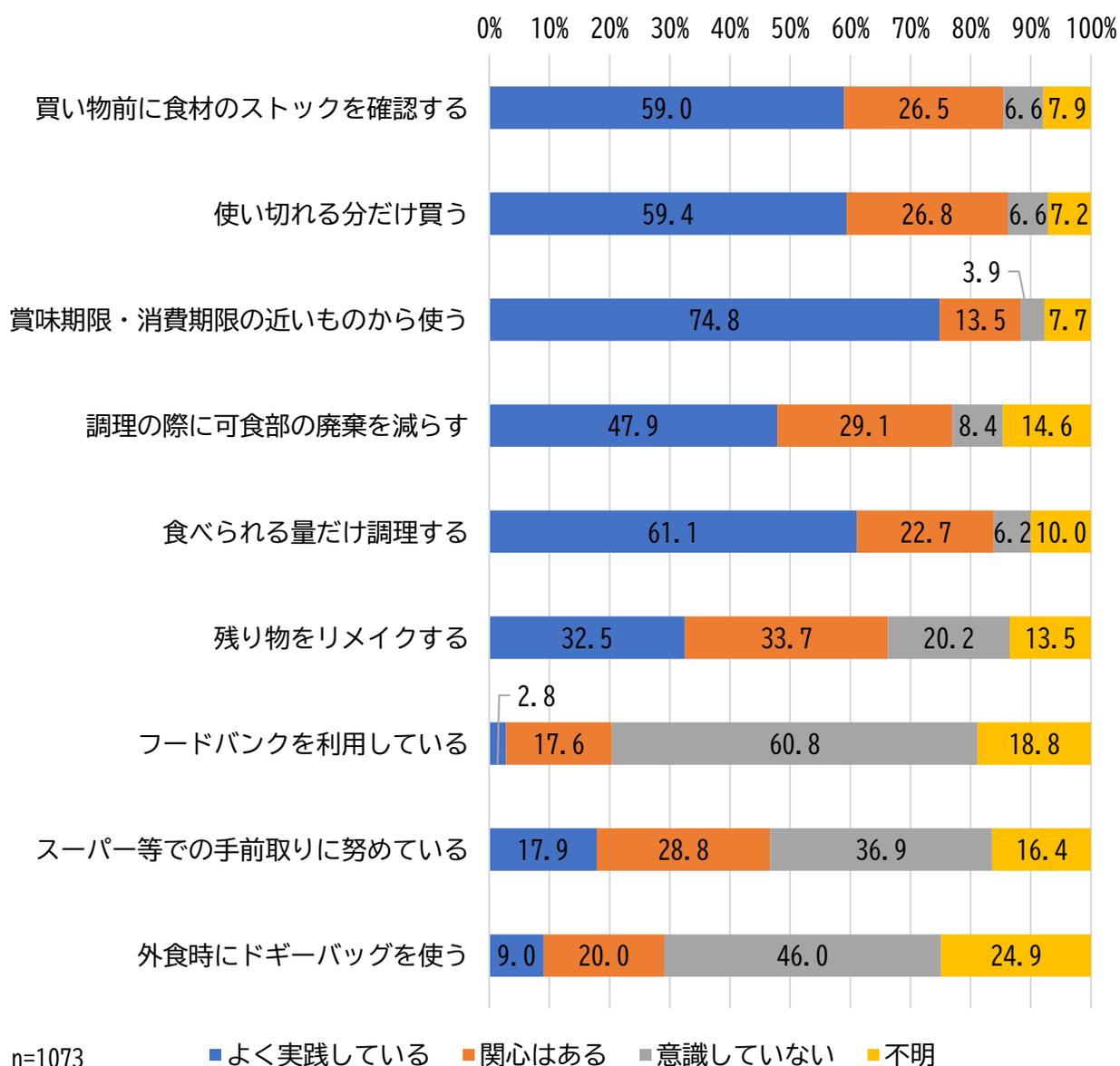


図2-1-16

- ・食品ロスを減らすため、「賞味期限・消費期限の近いものから使う」、「食べられる量だけ調理する」、「買い物前に食材のストックを確認する」、「使い切れる分だけ買う」、といった取り組みについては、6～7割程度の方が実践されています。
- ・「フードバンク※¹を利用している」、「外出時にドギーバッグ※²を使う」、「スーパー等での手前取りに努めている」を実践している方は2割以下で関心も高くありません。

※1：食品企業の製造工程で発生する規格外品や個人、団体等から寄贈された食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動のことです。

※2：飲食店で食べ残した料理を持ち帰るための容器や袋のことです。

⑤武豊リユースステーションの利用状況

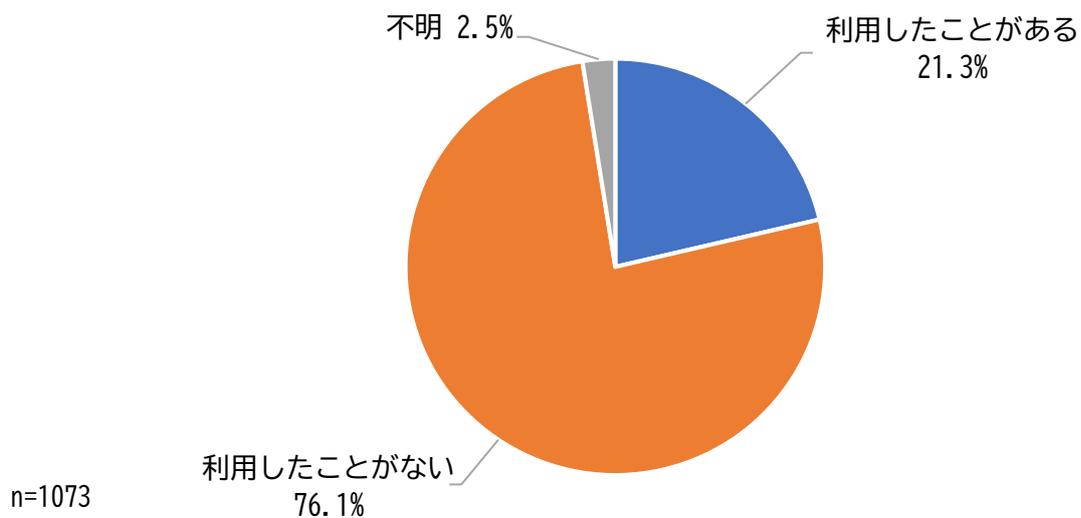
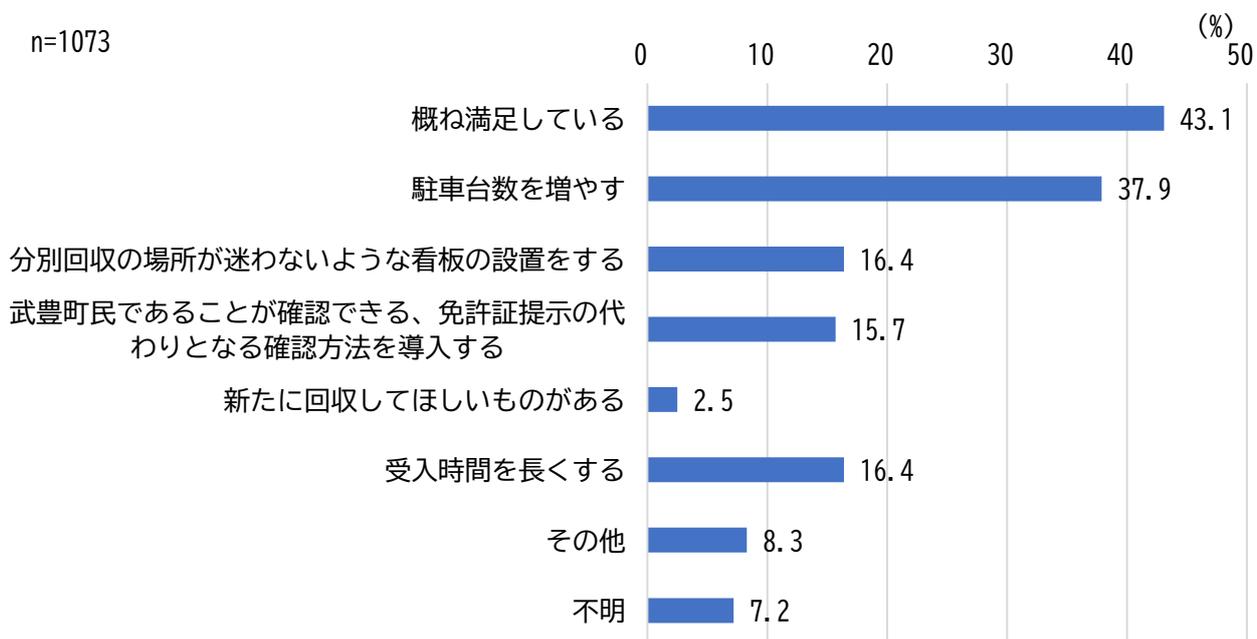


図2-1-17

・「武豊リユースステーション」を「利用したことがある」と回答した方は、2割程度です。

⑥エコステーションの効率的な運営のために



【複数回答】

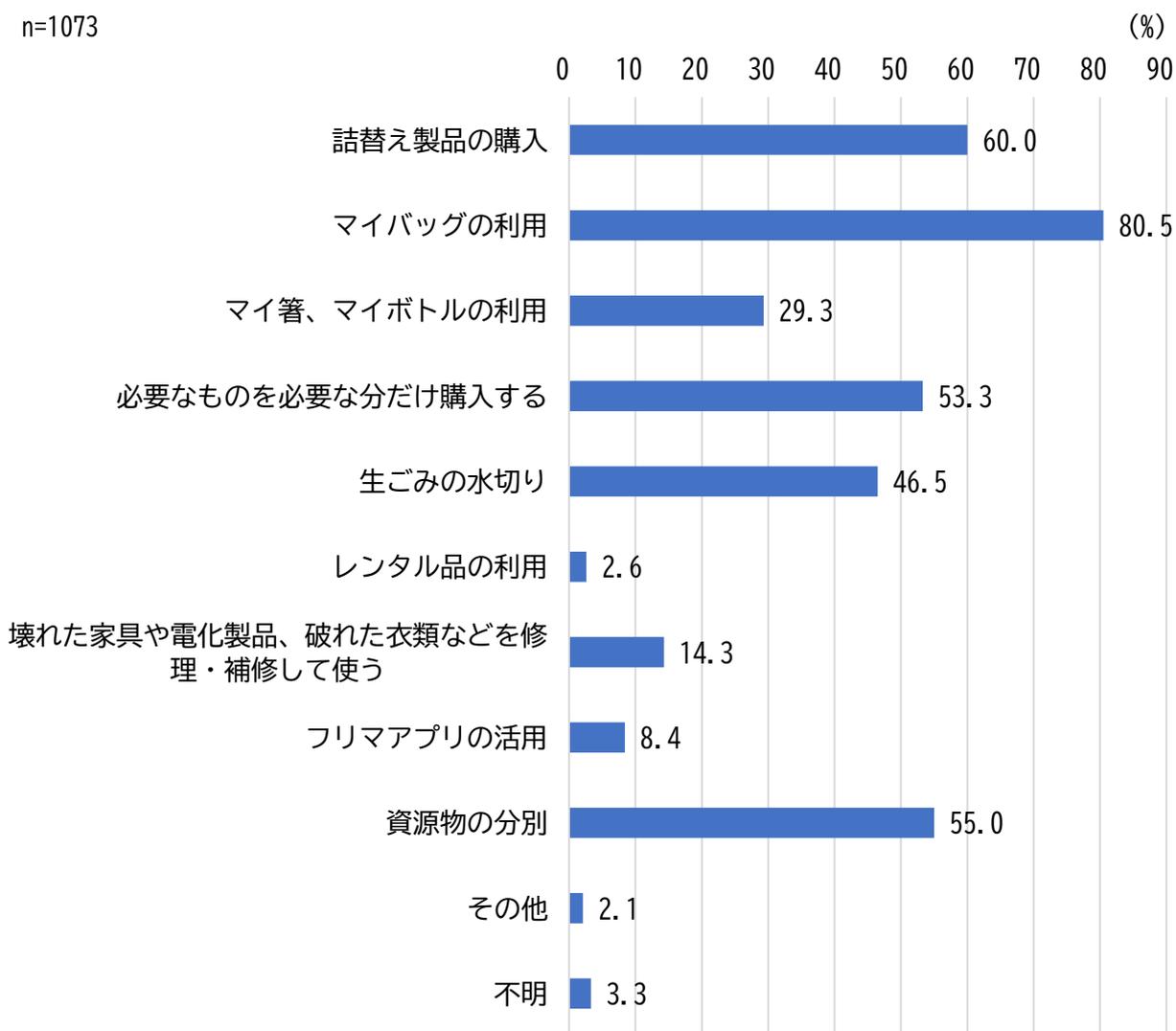
図2-1-18

【主なその他の回答】

- ・エコステーションの数を増やしてほしい
- ・土日祝日が混雑しており、入りづらかったり、出られなかったりする
- ・駐車場誘導係の導入
- ・毎日でなくてもいいので、夜7～8時頃まで回収してほしい 等

- ・資源回収エコステーションの施設の運営については、43.1%の方が「概ね満足している」と回答しています。
- ・資源回収エコステーションの施設の効率的な運営のために改善した方が良いと思うことは、「駐車台数を増やす」が37.9%と高く、「分別回収の場所が迷わないような看板の設置をする」、「受入時間を長くする」、「武豊町民であることが確認できる、免許証提示の代わりとなる確認方法を導入する」と続いています。

⑦ごみ減量のために、自宅で実施している取組



【複数回答】

図2-1-19

- ・「マイバッグの利用」が80.5%と最も高く、「詰替え製品の購入」、「資源物の分別」、「必要なものを必要な分だけ購入する」、「生ごみの水切り」は半数程となっています。

第7節 計画目標の達成状況

1. 達成状況

数値目標の達成状況は、以下のとおりです。

なお、前計画（武豊町ごみ処理基本計画 平成27年度～36年度）の計画期間終了前に計画の全面改訂を行うことになったため、二次目標（令和6年度）と現状値（令和3年度または令和4年度実績値）との比較を行いました。現状値が二次目標より良い結果であれば「達成」と評価しています。

（1）環境行動を実践している町民の割合

「町民アンケート」（p40、図2-1-19参照）において、ごみの減量化のために自宅で取組を行っている町民の割合を、省エネルギーやごみ減量に心がけている町民の割合としています。

令和4年度の環境行動を実践している町民の割合は96.7%で、目標は達成しています。

（2）家庭系ごみの1人1日あたりの排出量

令和3年度の1人1日あたり排出量は463.4g/人・日で、目標は達成しています。

平成30年度以降、刈草・剪定枝の資源化が定着し、ごみとして排出されていた刈草・剪定枝が資源として排出されるようになったことと、令和3年4月より開始したごみ処理有料化により、ごみ排出量が減少したことによるものと考えられます。

（3）資源化率

令和3年度の資源化率は37.5%で、目標を達成しています。平成30年度以降、刈草・剪定枝の資源化が進んでいることが資源化率向上の要因と考えられます。

（4）燃やされている紙類の削減、資源化

令和3年度の家庭系可燃ごみのうち、資源化できる紙類の占める割合は7.7%で、目標は達成しています。

（5）燃やされている刈草等の削減、資源化

家庭系可燃ごみのうち、資源化できる刈草等の占める割合は4.4%で、目標は未達成です。ごみ組成調査では、採取するサンプル量が多くはないため、たまたま品目の偏ったサンプルが混入してしまうと、その影響を強く受けてしまうことがあり、当該ごみ組成調査でもそうした偏ったサンプルが混入したことで、実態より刈草等の割合が高くなってしまったと考えられます。資源化されている刈草・剪定枝は着実に増加しているため、燃やされている刈草等の削減、資源化は進んでいるものと考えられます。

（6）最終処分率

令和3年度の最終処分率は10%で、目標を達成しています。

表2-1-15 数値目標の達成状況

	基準年度 (平成26年度)	二次目標 (令和6年度)	現状値 (令和3年度)
【目標1】 環境行動を実践している町民の割合 : 省エネルギーやごみ減量に心がけている町民の割合(%)(町民意向調査による)	86.7%	95%	96.7% ^{注1)} (令和4年度)
【目標2】 家庭系ごみの1人1日あたりの排出量 : 家庭系ごみ(資源を除く)の1人1日あたりの排出量(g/人・日)	607g/人・日	525g/人・日	463g/人・日
【目標3】 資源化率 : ごみ・資源総排出量(家庭系+事業系)のうち、資源が占める割合(%)	23.6%	32.9%	37.5% ^{注2)}
【目標4】 燃やされている紙類の削減、資源化 : 家庭系可燃ごみのうち、資源化できる紙類の占める割合(%)	23.7%	14.1%	7.7% ^{注3)}
【目標5】 燃やされている刈草等の削減、資源化 : 家庭系可燃ごみのうち、資源化できる刈草、剪定枝の占める割合(%)	2.8%	1.5%	4.4% ^{注3)}
【目標6】 最終処分率 : ごみの排出量(資源集団回収を除く)のうち、最終処分量の占める割合(%)	12.5%	10.0%	10.0%

注1) 「町民アンケート」(p40、図2-1-19参照)において、ごみの減量化のために自宅で取組を行っている町民の割合です。

注2) 資源化率 = (家庭系ごみ中の資源 + 事業系ごみ中の資源 + 集団回収) / 総排出量 × 100

注3) 家庭系可燃ごみに占める紙類または刈草等の割合は、ごみ組成調査結果の平均値です。

第8節 ごみ処理行政の動向

1. 主な法律の制定

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品の削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

【法の制定】

- ・令和元年5月に成立、同年10月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及びその実施する責務を有している

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

【法の制定】

- ・令和3年6月に成立、令和4年4月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ・都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない

2. 国の動き

(1) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、2050年でのカーボンニュートラル、2030年度に2013年度比温室効果ガス排出量を46%削減することを目指しています。

廃棄物分野における温室効果ガスの削減

ごみの焼却（CO₂、CH₄、N₂O）、埋立（CH₄）、排水処理（CH₄）、収集車等の走行（CO₂、CH₄、N₂O）等から温室効果ガスが発生します。廃棄物分野ではごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスの排出量が多いため、一般廃棄物の削減、特にプラスチックごみの削減は、温室効果ガスの削減に大きな効果があります。

3. 愛知県の動き

(1) 愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）

愛知県は令和4年2月に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）」を策定し、循環型社会の形成に向けて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

【愛知県廃棄物処理計画における廃棄物の減量化の目標値】

	令和元年度(基準年度) 実績値	令和8年度目標値 ()内は令和元年度比	前計画(令和3年度) 目標値
排出量	253万7千トン	239万トン (約6%減)	240万4千トン
出口側の 循環利用率	21.3%	約23% (約2ポイント増)	約23%
最終処分量	19万4千トン	18万6千トン (約4%減)	19万8千トン
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	520g	480g (約8%減)	500g

注) 産業廃棄物の目標は省略しています。

【愛知県廃棄物処理計画における施策の展開】

- | | |
|---|---|
| <p>1 3Rの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進 ・3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進 ・各種リサイクル法に基づく取組促進 <p>2 適正処理と監視指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者及び処理事業者に対する適正処理と減量化の指導徹底 ・PCB 廃棄物の期限内処理に向けた指導の徹底 <p>3 廃棄物処理施設の整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の広域化、処理施設の集約化の推進 ・市町村が目指す広域的な最終処分場整備への支援・協力 | <p>4 非常災害時等における処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制の構築 ・廃棄物処理における「三密」の回避、作業の自動化など新型コロナウイルス感染症等への対応 <p>5 循環ビジネスの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期あいち地域循環圏形成プランに基づく取組の推進 ・サーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出 ・バイオマス資源を活用した循環ビジネスへの支援 <p>6 プラスチックごみ削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・事業者向けの普及啓発の実施 ・市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集促進のための技術支援 <p>7 食品ロス削減の推進</p> |
|---|---|

【愛知県食品ロス削減推進計画における食品ロスの削減の目標値】

	令和元年度実績値	令和8年度目標値	令和12年度目標値
食品ロス発生量	215千トン	189千トン	178千トン

注) 事業系食品ロスの目標は省略しています。

【愛知県食品ロス削減推進計画における施策の展開】

<p>1 教育及び学習の振興、普及啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント、Web 等による啓発 ・ 環境学習や学校教育の推進 ・ エシカル消費と連動した啓発 ・ 食育と連動した啓発 <p>2 情報の収集及び提供、食品関連事業者等の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例等の収集と発信 ・ 適正処理指導等と併せた取組促進 ・ 3010 運動の推進など、事業者と連携した消費者啓発等 <p>3 表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「愛知環境賞」の実施や国の「食品ロス削減推進大賞」などの活用 	<p>4 実態調査及び調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス排出実態調査や県民意識調査の実施 <p>5 未利用食品等を提供するための活動の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フードバンク活動の支援やフードドライブの実施促進 <p>6 食品廃棄物の再生利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス資源の一つである食品廃棄物を活用した循環ビジネスの支援 <p>7 市町村の取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における計画策定促進のための技術的支援
--	--

(2) 愛知県災害廃棄物処理計画

愛知県では、平成 28 年 10 月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定し、迅速かつ適切な災害廃棄物処理に向けた体制整備を行ってまいりましたが、昨今の集中豪雨等の状況を踏まえ、地震・津波以外の災害廃棄物対応の知見が蓄積されたことなどから、令和 4 年 1 月に愛知県災害廃棄物処理計画を改定しています。

【災害廃棄物処理に係る基本方針】

- 1 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を図る。
- 2 民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理に当たっては、市町村自らによる処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指すものとする。
- 3 県内の市町村による連携

災害廃棄物は、通常時の一般廃棄物と比べ、一度に大量の発生が見込まれ、単独の市町村では対応が困難なことが想定されるため、市町村間の連携を促進し対応を図る。具体的には、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（令和 3 年 11 月）に基づく 13 の広域化ブロックや尾張地域、西三河地域、東三河地域という地域ブロックにおける地域内連携、地域ブロックを越えた全県域における地域間連携を推進し、速やかな処理を実施する。
- 4 県外の市町村への支援要請（広域連携）

発生する災害廃棄物の県内の市町村による処理が困難と見込まれる場合、県は、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、県外の市町村に支援を要請するため、環境省中部地方環境事務所、中部ブロック各県と調整を行う。

第9節 課題の抽出

1. 国の進める施策への対応

(1) プラスチックごみの削減

「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、市町村には、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。

【課題】

- ・環境負荷の少ない効率的なリサイクルルートを検討する必要があります（コスト、CO₂ 排出量）
- ・法律の施行から間がなく、参考事例が少ないため、国や周辺自治体の動向を注視する必要があります
- ・再商品化事業者と協議し、処理ルート、回収方法等を検討する必要があります
- ・リサイクルの質を高めるためには、集めるプラスチックの質を確保する必要があります

【リスク】

- ・法律の施行に伴い資源化されるプラスチックが増加すると、再生素材の需要と供給のバランスが崩れることで、再生素材の利用先が確保できなくなる可能性があります

(2) 食品ロスの削減

町内で発生する可燃ごみには、1～2割程の食品ロスが含まれていると推定されます。食品ロスは、十分な削減の余地があります。

【課題】

- ・ごみ組成調査結果を町民・事業者へ周知し、町民・事業者の食品ロスへの関心を高める必要があります
- ・町が率先して食品ロス削減に取り組み、町民や事業者の取り組みを主導する必要があります
- ・具体的な取組方法を検討する必要があります（フードドライブ^{※1}、30・10運動^{※2}、認定制度^{※3}等）

※1：家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や生活支援を必要としている個人等に寄付する活動のことです。

※2：会食時の最初の30分間と終了までの10分間を、食事を楽しむ時間に充てることで、食べ残しを減らす運動のことです。

※3：食品ロス削減のための取組を実践しているお店を自治体が独自に認定する制度です。認定されたお店では、ステッカーやのぼり旗を掲出でき、食品ロスの削減に取り組むお店であることを対外的にアピールすることができます。

2. エコステーション、リユースステーションの活用

町民の資源回収エコステーションの利用率は高く、資源化率の向上に寄与していますが、駐車場の混雑や町外の方の持ち込みなどの問題が発生しています。

また、たけとよ資源回収エコステーションに併設する形で武豊リユースステーションを開設しましたが、町民アンケートでは、8割近くの人が武豊リユースステーションを「知らない」と回答しています。

【課題】

- ・ 駐車場内の混雑を解消する必要があります
- ・ 町外の方のごみの持ち込み対策、利用時間や持ち込める品目を検討する必要があります
- ・ リユースステーションの認知度を向上させる必要があります

3. 最終処分先の確保

現在、最終処分場の嵩上げ工事を行っていますが、10年程度で最終処分場が一杯になると想定されています。

【課題】

- ・ 最終処分場の候補地の選定、施設規模や構造等を検討する必要があります
- ・ 埋立完了後の管理と跡地利用を制限する必要があります
- ・ 地元との合意形成をする必要があります

【リスク】

- ・ 自前の最終処分場を持たない場合、民間事業者等へ埋立を委託することになりますが、委託先で受け入れできない事態が生じた際、次の委託先の確保が困難となります

4. ごみの収集体制

高齢化の進展や社会情勢の変化に対応するため、高齢者のごみ出し支援や可燃ごみ、資源物の収集体制・拠点整備について柔軟な取り組みが不可欠となっています。

【課題】

- ・ 高齢者世帯等のごみの排出困難な世帯への対応を検討する必要があります（取組主体、対象者の条件、取組方法等の検討）
- ・ より効率的な収集運搬を検討する必要があります（分別区分、拠点数や利用可能日時等のごみの出しやすさと処理コストとのバランスの両立）

5. 環境教育の充実

ごみ処理の様々な課題を解決するためには、町民、事業者等の理解・協力が不可欠です。町民、事業者等にライフスタイルや事業活動を見直してもらい、環境に配慮した行動を主体的に実践してもらう必要があります。そのためには、ごみ処理に興味を持ち、理解を深めてもらう必要があることから、環境学習の重要性が増しています。

【課題】

- ・ 次世代を担う子どもたちに、生涯を通じて取り組んでもらう必要があります（環境学習を園児から始める）
- ・ 小さな子どもにも興味を持ってもらいやすいテーマや内容を検討する必要があります（体験型学習、イベント）
- ・ 子どもたちから家庭や地域コミュニティなどへ波及する仕組みづくりを検討する必要があります（子どもが家庭や地域で一緒に取り組む機会の創出）

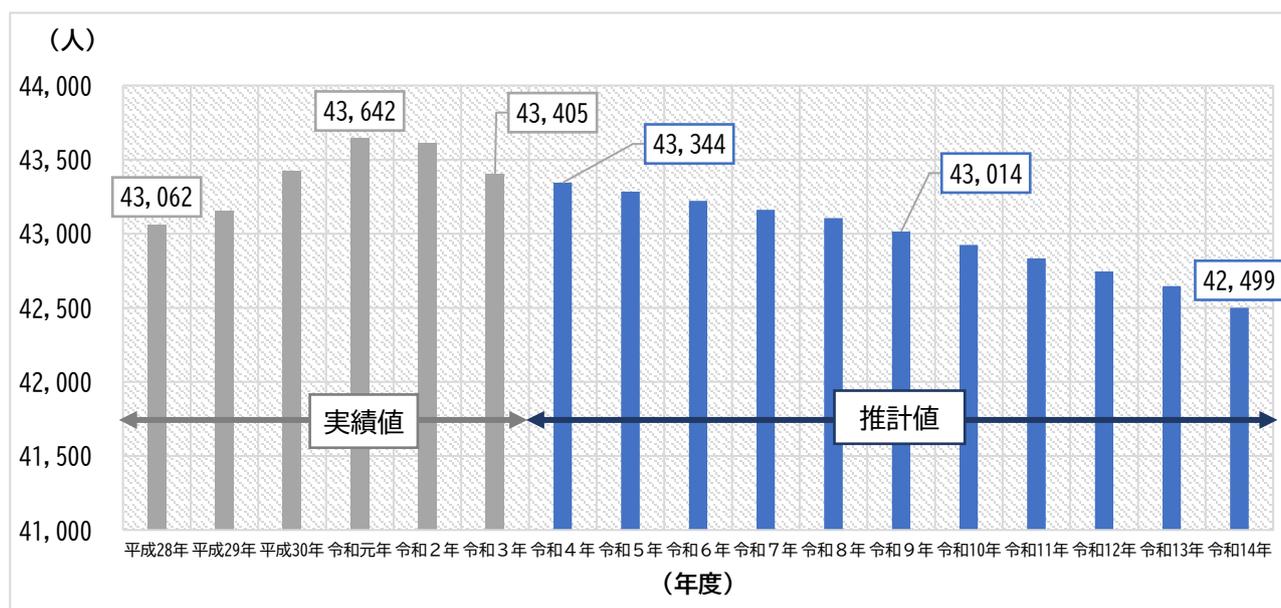
第2章 ごみの将来予測

第1節 人口及び総排出量の予測

1. 将来人口

本町の将来人口については、コーホート法（要因法）により推計を行いました。本町の人口は増加傾向にありましたが、令和元年度をピークに減少に転じ、令和3年10月1日現在、43,405人となっています。

本町の将来人口は、減少傾向が続くと想定され、中間年度である令和9年度には43,014人、目標年度である令和14年度には42,499人になると推計されます。



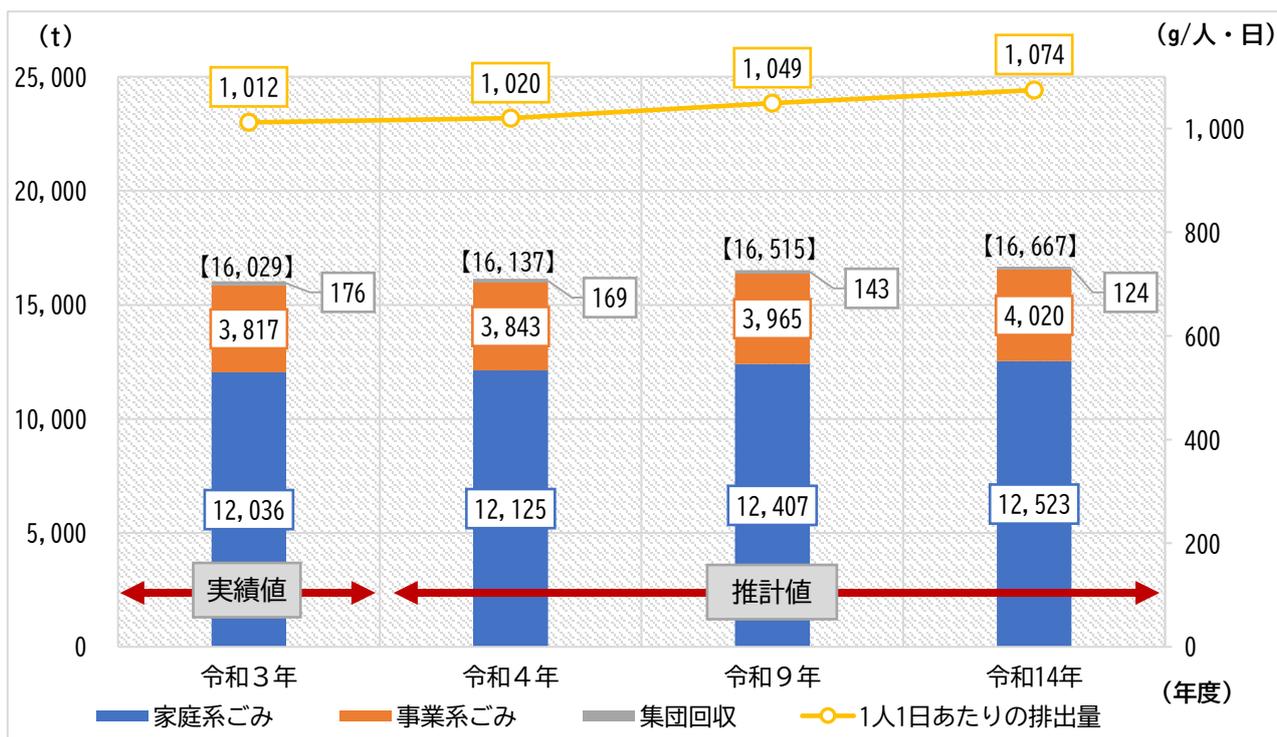
注) 各年度10月1日現在。

図2-2-1 将来人口の推移

2. ごみ排出量の見込み

現在実施している施策・事業を継続する場合（現状推移）、令和14年度のごみ総排出量は16,667t、家庭系ごみ排出量は12,523t、事業系ごみ排出量は4,020t、集団回収量は124tとなる見込みです。

令和14年度の種類の排出量は、可燃ごみは9,041t、不燃・粗大ごみは102t、埋立ごみは325t、資源は7,075tとなる見込みです。



注) 【】内は、総排出量を示します。

図2-2-2 排出源別排出量の推移（現状推移）

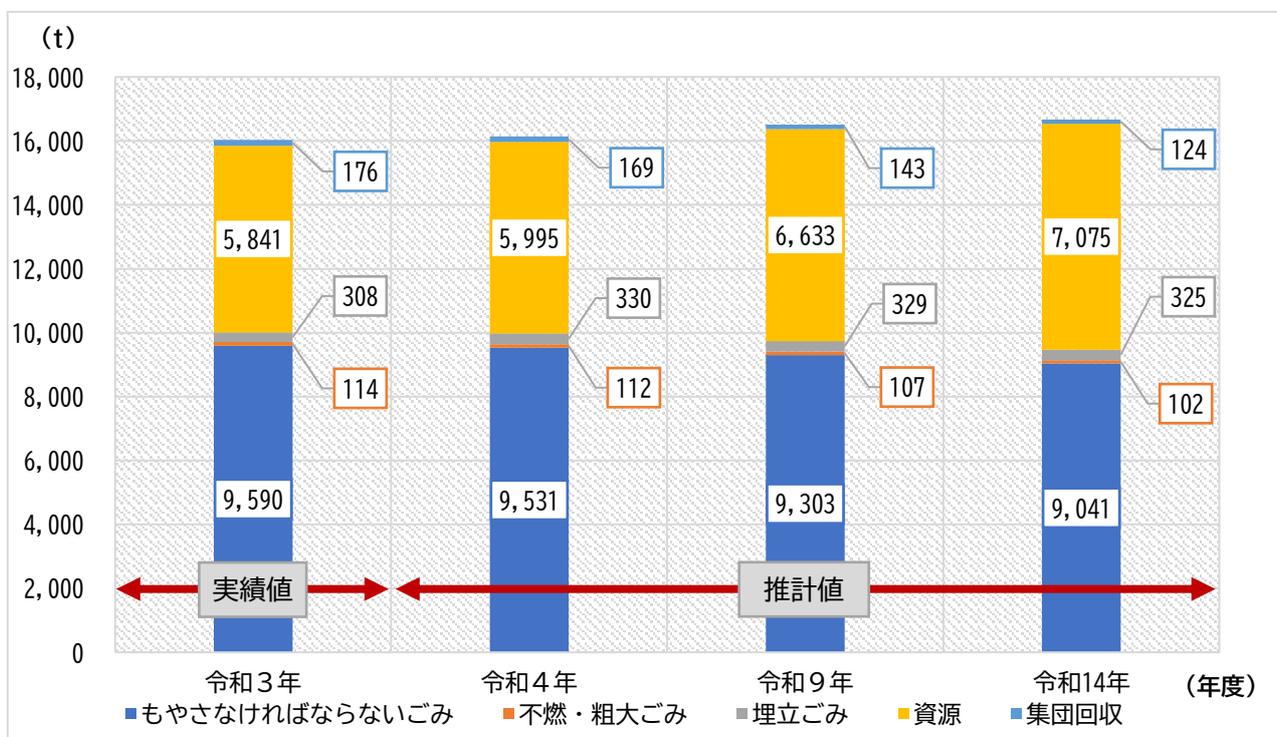


図2-2-3 種類別排出量の推移（現状推移）

表2-2-1 ごみ排出量の推移（現状推移）

項目	単位	実績値	推計値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 9年度	令和 14年度
総人口	人	43,405	43,344	43,014	42,499
総排出量	t	16,029	16,137	16,515	16,667
家庭系ごみ	t	12,036	12,125	12,407	12,523
もやさなければならぬごみ	t	6,933	6,873	6,641	6,405
不燃・粗大ごみ	t	102	101	101	99
埋立ごみ	t	308	330	329	325
資源	t	4,693	4,821	5,336	5,694
事業系ごみ	t	3,817	3,843	3,965	4,020
もやさなければならぬごみ	t	2,657	2,658	2,662	2,636
不燃・粗大ごみ	t	12	11	6	3
資源	t	1,148	1,174	1,297	1,381
集団回収	t	176	169	143	124
1人1日当たりの排出量	g/人・日	1,011.9	1,020.0	1,048.8	1,074.3
家庭系ごみ	g/人・日	759.8	766.4	788.0	807.3
事業系ごみ	g/人・日	240.9	242.9	251.8	259.1
集団回収	g/人・日	11.2	10.7	9.0	7.9
総排出量（資源を除く）	g/人・日	631.9	630.4	618.6	610.3
家庭系ごみ（資源を除く）	g/人・日	463.4	461.7	449.1	440.2
事業系ごみ（資源を除く）	g/人・日	168.5	168.7	169.5	170.1

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本目標と施策の体系

1. 基本理念

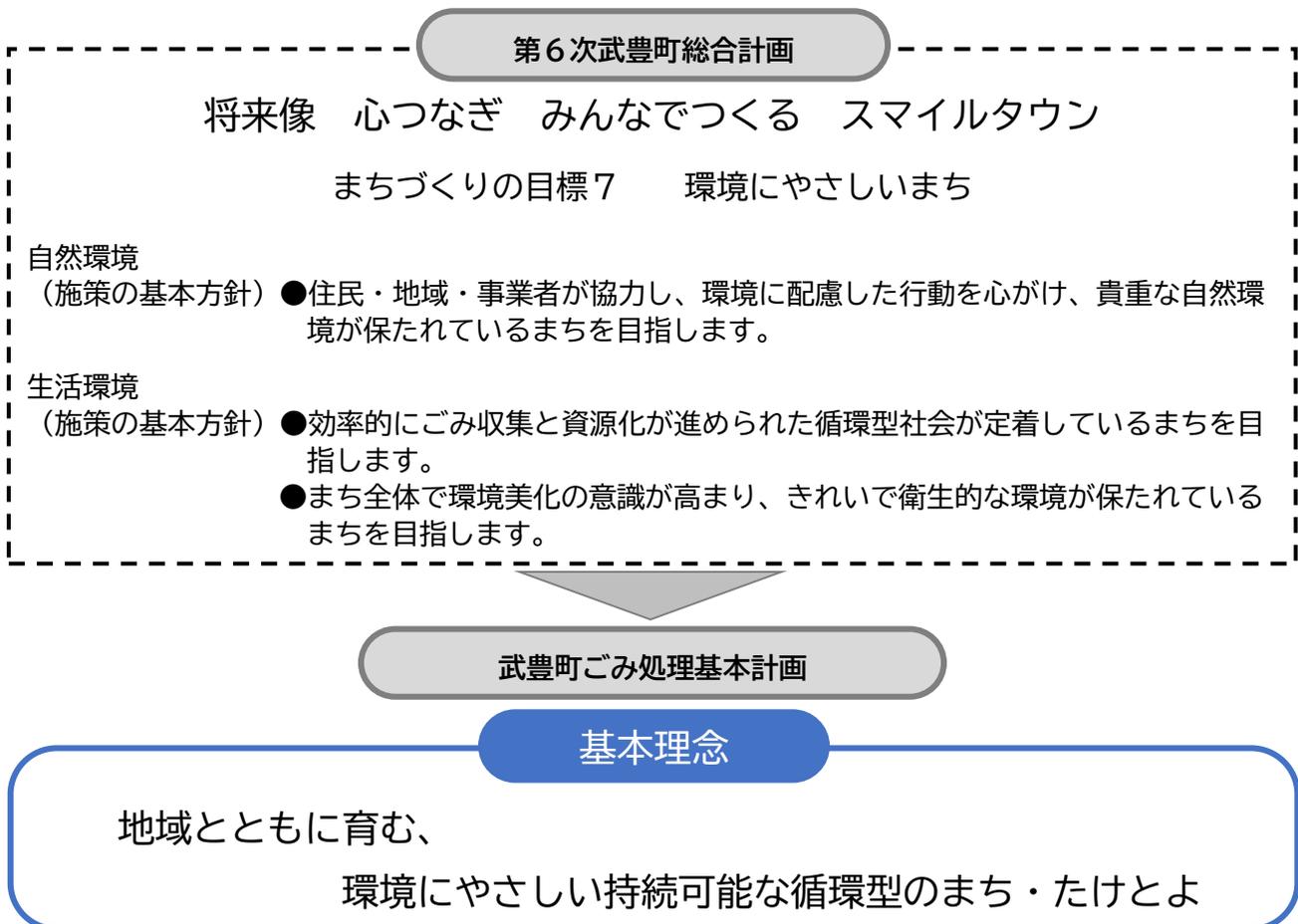
廃棄物行政の基本は循環型社会の形成であり、廃棄物等の発生の抑制を図ること、循環利用できるものは再び利用すること、それでも利用が困難な物については計画的かつ適正に処理していくことが必要です。また、地球温暖化防止に配慮しながら、環境への負荷の低減を図っていくことが求められています。

「第6次武豊町総合計画」では、まちの将来像「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向けて、9つの分野ごとに「まちづくりの目標」を設定しています。そのひとつとして「環境にやさしいまち」を掲げ、自然環境と生活環境の保全を目指し、基本方針を定めています（詳細は「第1部 総論—第2章 武豊町の現況—6. 将来計画」を参照、p10）。

循環型社会を構築していくためには、社会経済活動に関わる町民、地域、事業者そして行政のそれぞれが自覚を持って具体的な行動を実践していかななくてはなりません。総合計画が示すとおり、「みんなでごみを減らす」という認識を町民、地域、事業者そして行政が共有する必要があります。

そこで、本計画では、『地域とともに育む、環境にやさしい持続可能な循環型のまち・たけとよ』を基本理念とし、施策・事業の展開を図ります。

また、本計画に基づき施策を推進していくことは、SDGsの達成にもつながります。



2. 基本方針

本町では前述の基本理念を念頭に、循環型社会の構築のために、以下の基本方針を定め施策の展開を図ることとします。

基本方針1 ごみ減量・資源化への地域での積極的な取組の推進

- 町民・地域・事業者そして行政のすべてが自らの役割と責任を果たし、力を合わせ、環境に負荷をかけない生活スタイルを実践します。

1-1 ごみ減量・資源化を心がけるひとを育む

- 環境に負荷をかけない生活スタイルを定着させるため、啓発活動、学習活動の充実を図り、町民ならびに事業者の意識改革を促します。

1-2 ごみを出さない暮らし、活動を広める

- リフューズ（ごみになるものを拒否する）、リデュース（ごみを減らす）を推進するため、ごみの発生抑制につながる取組を強化します。

1-3 資源をむだなく活用する

- リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進するため、資源を効率的に回収し、循環利用する取組を充実します。

基本方針2 適正処理の確保と不適正処理の未然防止

- ごみの収集・運搬、中間処理※1、最終処分の各段階において、環境保全や環境美化への配慮や効率化に向けた最適な処理・処分体制を構築します。
- ごみ処理コストの低減を目指します。

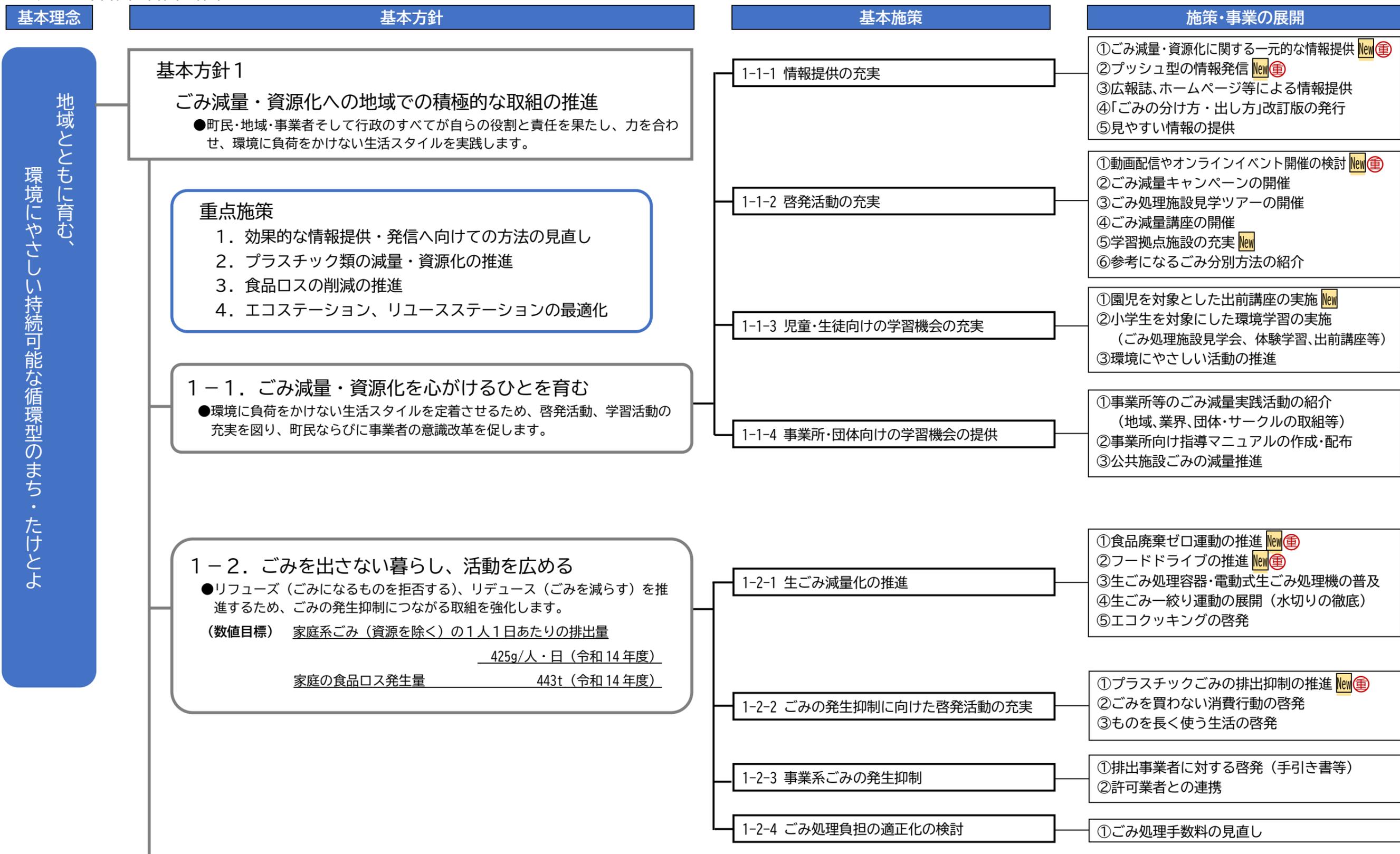
2-1 将来にわたって効率的で持続可能な処理をする

- 適正なごみ処理を確実にを行うため、効率的な収集・運搬体制を整備するとともに、中間処理施設、最終処分場の適正な運用、維持管理を確保します。

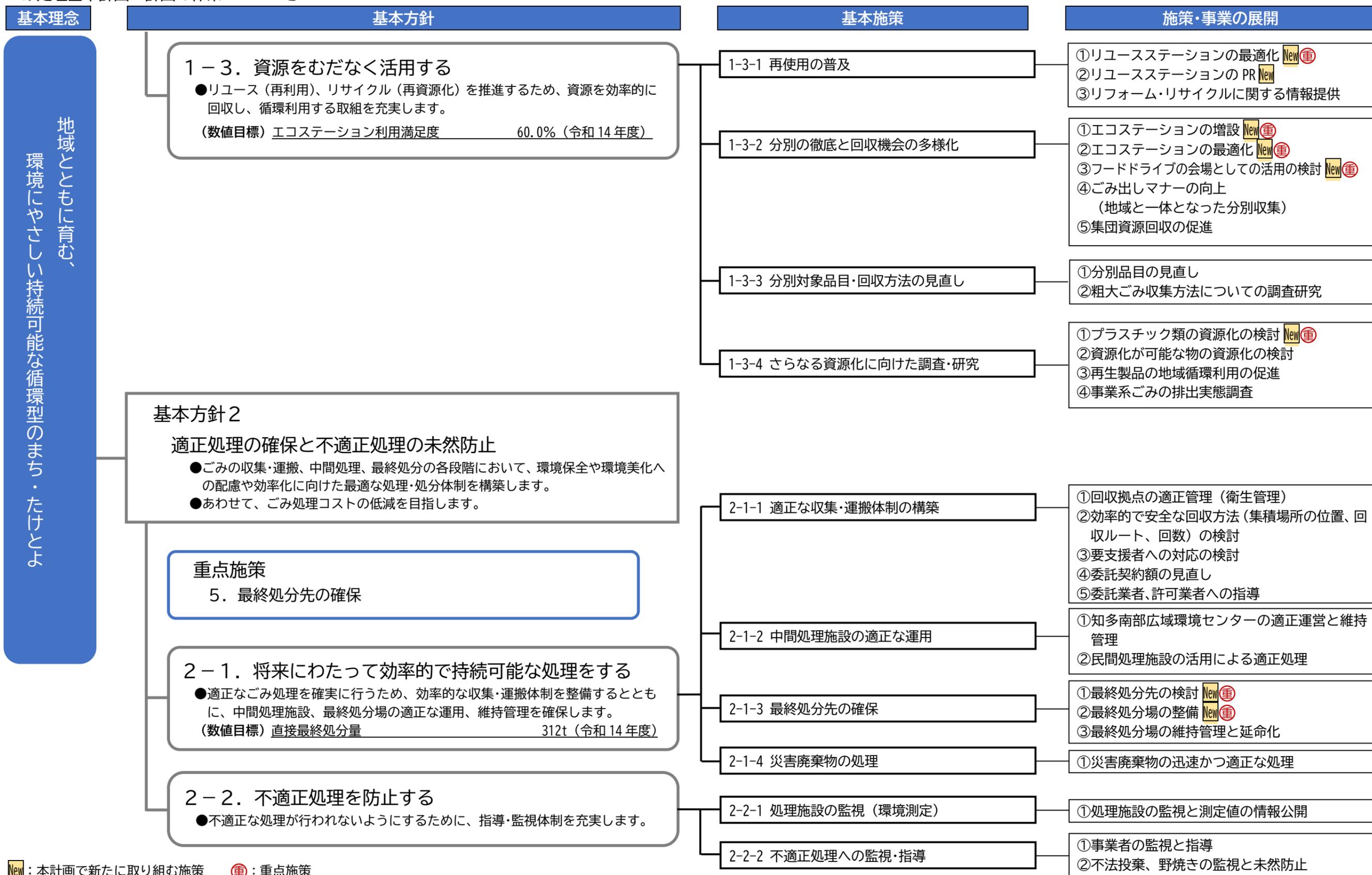
2-2 不適正処理を防止する

- 不適正な処理が行われないようにするために、指導・監視体制を充実します。

※1：収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。



New : 本計画で新たに取り組む施策 **重** : 重点施策



New：本計画で新たに取り組む施策 **重**：重点施策

第2節 重点施策

1. 効果的な情報提供・発信へ向けての方法の見直し

町では、ホームページや広報誌等を通じてごみ減量・資源化の情報提供と普及啓発を行い、ごみ排出量の減少や資源化率の向上などを目指しています。

しかし、分別して排出したプラスチック製容器包装などの資源化の道筋や、プラスチック製容器包装の分別方法について不安があるなどの声が寄せられているため、さらなるきめ細やかな情報発信と普及啓発が必要となっています。

また、町民や事業者がごみに関する情報に気づけない、探してもたどり着けない、見つけられないことが取組を進めるうえでのハードルとなっています。例えば、様々な団体がフードドライブや各種イベントなど、ごみ減量・資源化に関する情報を発信していますが、町民や事業者に情報が中々届かず、有益な情報が埋もれているため、それらの情報を一元的に集約して提供していくことが求められています。

(1) ごみ減量・資源化に関する一元的な情報提供

ごみ減量・資源化に関する様々な情報を集約し、その情報を厳選してパンフレットに整理し、公共施設やイベント等で配布します。

(2) プッシュ型の情報発信

町民や事業者自らが情報検索する必要があるプル型の情報発信に加え、受け手の意思に関わらず情報が送られてくるプッシュ型の情報発信へ向けた検討を行います。

(3) 動画配信やオンラインイベント開催の検討

啓発動画の配信やオンラインイベントの開催、SNSの利用など、情報提供の方法やコンテンツの内容について検討し、今後の情報提供や啓発に利用します。

2. プラスチック類の減量・資源化の推進

プラスチックは様々な製品の材質として使われ、日常生活を送るうえでなくてはならないものとなっていますが、一方でプラスチックごみを焼却した際には温室効果ガスが発生し、海洋ではマイクロプラスチック汚染^{※1}を引き起こすなど、環境への影響が指摘されています。このため、町ではプラスチックの3R^{※2}を推進していく必要があります。

また、プラスチックごみの問題は、消費者一人ひとりがストローやレジ袋を使わないと気をつけていても限度があります。生産者や小売店が地球環境に配慮して、プラスチックの使用を回避し、消費者もプラスチックの使用を求めないことが重要です。

※1：海や自然の中に拡散した5mm以下のプラスチック粒子によって引き起こされる海洋汚染のこと
で、近年、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題視されており、各国で海洋汚染対策が進められています。

※2：Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったものです。

(1) プラスチックごみの排出抑制の推進

レジ袋や使い捨てプラスチック製品の削減に向け、マイバッグやマイボトルの利用、詰め替え製品の購入などを呼びかけ、プラスチックごみの削減を推進します。さらに、生産者や小売店がプラスチックの使用を控え、消費者がそれを受入れる流れを醸成します。

(2) プラスチック類の資源化の検討

本町では、平成18年2月にプラスチック製容器包装の資源化を開始しました。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、プラスチック製品を含めたプラスチック類の推進が求められています。プラスチック類の再資源化に向けて、処理ルート、回収方法、回収品目等について検討することが必要となります。

3. 食品ロスの削減の推進

農林水産省の推計によると、令和2年度における日本の食品ロス発生量は約522万tです。国民1人1日あたりに換算すると113g（お茶碗1杯分のごはんは約150g）もの食べ物が毎日捨てられている計算になります。また、この食品ロス进行处理するために、温室効果ガスを排出しています。大切な資源の有効利用と環境負荷を減らす観点から、食品ロスを削減する必要があります。

(1) 食品廃棄ゼロ運動の推進

町民や事業者に食品ロス削減の必要性を認識してもらい、自ら行動することができるよう、前頁の「1. 効果的な情報提供・発信へ向けての方法の見直し」で示した方法を活用して情報発信や普及啓発に努めます。

また、学校や保育園の給食において、食べきり運動を実施し、それをきっかけとして、家族ぐるみの食品ロス削減に対する意識向上を図ることを検討します。さらに、町内の飲食店と連携し、「食べ残しゼロ推進キャンペーン」の実施を検討します。

(2) フードドライブの推進

家庭にある余剰食品を回収し、フードバンクなどを通じて支援を必要とする団体等に寄付を行うフードドライブを推進します。フードドライブの回収受付となる会場や食品の回収方法、回収対象とする食品の種類を検討を進めます。

4. エコステーション、リユースステーションの最適化

町では、資源等を持ち込める施設として、資源回収エコステーションを整備しています。町民の利用率は高く、資源化率の向上に寄与しています。一方で、駐車場の混雑や町外の方の持ち込みなどの問題が発生しているため、その対策が求められています。

また、たけとよ資源回収エコステーションに併設する形で武豊リユースステーションを開設しましたが、町民アンケートでは、8割近くの方が武豊リユースステーション

を「知らない」と回答しており、武豊リユースステーションの認知度の向上を図る必要があるほか、陳列方法や利用方法をわかりやすくする工夫が求められています。

(1) エコステーションの増設

クリーンセンター常武の跡地に、環境学習施設とリユースステーションを備えた新しいエコステーションを整備します。

環境学習施設は、常設のパネル展示や企画展、動画配信、セミナーの開催など、ごみの減量や資源化に関する情報発信や啓発の場としての活用を検討します。

(2) エコステーションの最適化

受入品目、搬入者の本人確認方法、案内方法などの最適化を図ります。

(3) リユースステーションの最適化

リユースステーションの利用方法やリユース品の陳列方法を見直し、受け渡し方法などの必要な情報をわかりやすく表示して利用促進を図ります。

(4) フードドライブの会場としての活用の検討

エコステーション等をフードドライブの提供受付場所として活用することについて検討します。

5. 最終処分先の確保

本町の一般廃棄物最終処分場は、令和16年頃に埋立可能容量がなくなることが懸念されることから、さらなる分別によって最終処分量を削減し、処分場の延命化を図る必要があります。最終処分場の整備を行っていく場合は、候補地の選定、設計及び環境アセスメント等の様々な手続きや調査が必要となるため、施設の稼働までに10年程度の期間を要することから、早期に最終処分場整備に着手する必要があります。

(1) 最終処分方法の検討

埋立の外部委託についても検討し、最終処分場整備と埋立物の委託による処分との費用対効果等の比較を行い、最終処分方法の方針を決定します。

(2) 最終処分場の整備

最終処分方法の方針決定を受け、最終処分場整備に決定した場合には、早々に最終処分場整備のための手続きに着手します。

第3節 排出抑制・資源化計画

1. 基本方針

基本方針1 ごみ減量・資源化への地域での積極的な取組の推進

・町民・地域・事業者そして行政のすべてが自らの役割と責任を果たし、力を合わせ、環境に負荷をかけない生活スタイルを実践します。

2. 減量等目標（数値目標）

本計画の具体的な減量等目標（数値目標）としては、「第6次武豊町総合計画」ならびに前述の基本方針との整合性を考慮しつつ、以下のように定めます。

表2-3-1 減量等目標（数値目標）

	現状値 (令和3年度)	一次目標 (令和9年度)	二次目標 (令和14年度)
【目標1】 家庭系ごみ（資源を除く）の 1人1日あたりの排出量 ：家庭系ごみ（資源を除く）の1人1日あ たりの排出量（g/人・日）	463g/人・日	445g/人・日	425g/人・日
【目標2】 家庭の食品ロス発生量 ：家庭から排出される食品ロス発生量	541t	510t	443t
【目標3】 直接最終処分量 ：陶磁器・ガラス類の最終処分量	308t	322t	312t
【目標4】 エコステーション利用満足度 ：家庭ごみ等に関する町民アンケートに よるエコステーション利用満足度	43.1%	55.0% (+11.9ポイント)	60.0% (+16.9ポイント)

注1) 家庭の食品ロス発生量の数値目標は、愛知県食品ロス削減推進計画の食品ロス発生量の数値目標を参考に設定しています。

$$\text{食品ロス発生量(t)} = \text{令和元年度家庭系可燃ごみ排出量(t)} \times \text{可燃ごみに占める食品ロスの割合} \\ (\text{令和14年度}) \times \text{基準年度比削減率}$$

$$= 8,126 \times 0.07 \times 0.778 = 442.542$$

基準年度比削減率：愛知県食品ロス削減推進計画と同じ食品ロス削減割合となるように設定した値で、県の令和元年度実績値及び令和8年度目標値から算出した値です。

注2) 直接最終処分量は、埋立ごみの収集量と直接搬入量の合計です。埋立ごみの収集と直接搬入の原単位は現状と変わらず推移する見込みですが、将来人口は減少する見込みであるため、直接最終処分量は減少する見込みです。なお、令和3年度から令和9年度にかけて直接最終処分量が増加していますが、これは、令和3年度における埋立ごみの直接搬入量が特異的に少なかったため、相対的に増加して見えています。なお、将来の直接最終処分量の推計式は次項のとおりです。

$$\text{直接最終処分量(t)} = (\text{家庭系埋立ごみ収集量の原単位 (g/人・日)} + \text{家庭系埋立ごみ直接搬入量の排出原単位 (g/人・日)}) \times \text{人口 (人)} \times \text{日数 (日)} \div 1,000,000$$

注3) 埋立ごみ収集量の原単位：令和3年度実績値です。

注4) 埋立ごみ直接搬入量の原単位：年度ごとの変動が大きいため、平成24年度から令和3年度までの10年間の平均値です。

3. 目標達成の条件

(1) もやさなければならないごみ (目標1、2)

食品ロスの削減や水切りなどの減量化の啓発を行うことで、現状推移と比較して、もやさなければならないごみの排出原単位を令和9年度には2.5%、令和14年度には5%削減することを目指します。

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ (目標1)

減量化の啓発を行うことで、現状推移と比較して、不燃ごみ・粗大ごみの排出原単位を令和9年度には1%、令和14年度には2%削減することを目指します。

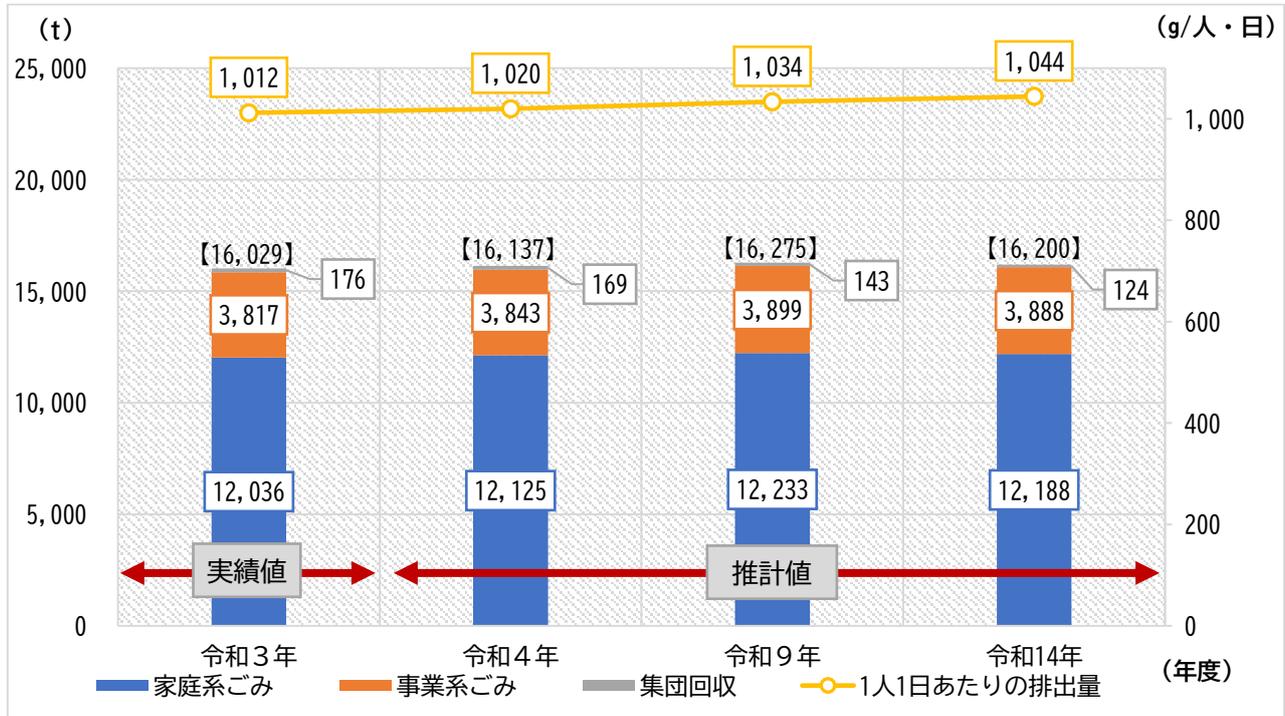
(3) 陶磁器・ガラス類 (目標1、3)

現在、陶磁器・ガラス類は本町の一般廃棄物最終処分場に埋立を行っています。減量化の啓発を行うことで、現状推移と比較して、陶磁器・ガラス類の排出原単位を令和9年度には2%、令和14年度には4%削減することを目指します。

4. 目標を達成した場合の推計

(1) ごみ排出量

ごみ総排出量は、各種施策・事業を新たに展開することにより目標を達成する場合（目標達成ケース）と現在実施している施策・事業を継続する場合（現状推移）とを比較して、一次目標である令和9年度には240t減の16,275t、二次目標である令和14年度には467t減の16,200tとなる見込みです。



注) 【】内は、総排出量を示します。

図2-3-1 排出源別排出量の推移（目標達成ケース）

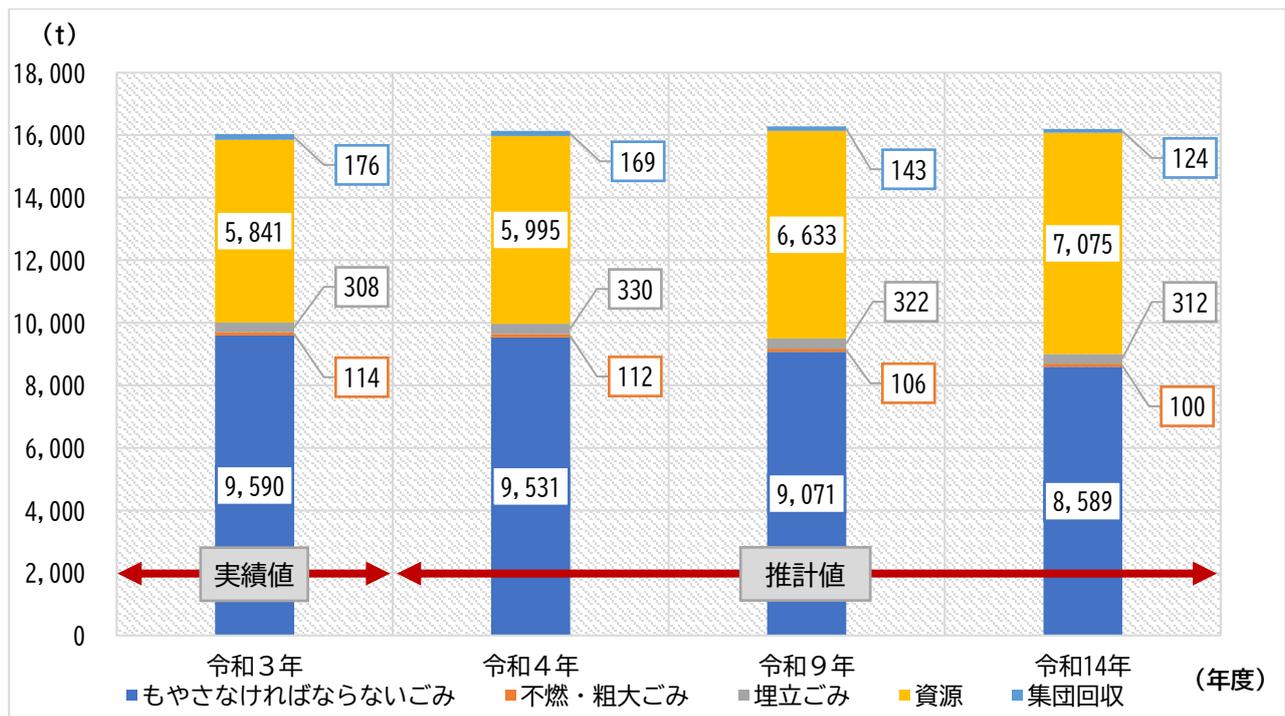


図2-3-2 種類別排出量の推移（目標達成ケース）

表2-3-2 ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

項目	単位	実績値			
		令和3年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度
総人口	人	43,405	43,344	43,014	42,499
総排出量	t	16,029	16,137	16,275	16,200
家庭系ごみ	t	12,036	12,125	12,233	12,188
もやさなければならぬごみ	t	6,933	6,873	6,475	6,085
不燃・粗大ごみ	t	102	101	100	97
埋立ごみ	t	308	330	322	312
資源	t	4,693	4,821	5,336	5,694
事業系ごみ	t	3,817	3,843	3,899	3,888
もやさなければならぬごみ	t	2,657	2,658	2,596	2,504
不燃・粗大ごみ	t	12	11	6	3
資源	t	1,148	1,174	1,297	1,381
集団回収	t	176	169	143	124
1人1日当たりの排出量	g/人・日	1,011.9	1,020.0	1,033.6	1,044.2
家庭系ごみ	g/人・日	759.8	766.4	777.0	785.7
事業系ごみ	g/人・日	240.9	242.9	247.6	250.6
集団回収	g/人・日	11.2	10.7	9.0	7.9
総排出量（資源を除く）	g/人・日	631.9	630.4	603.3	580.2
家庭系ごみ（資源を除く）	g/人・日	463.4	461.7	438.1	418.6
事業系ごみ（資源を除く）	g/人・日	168.5	168.7	165.3	161.6

（2）家庭系ごみ（資源を除く）1人1日あたり排出量

家庭系ごみ（資源を除く）1人1日あたり排出量は、現状推移と比較して、一次目標である令和9年度には 11.1g 減の 438.1g/人・日、二次目標である令和14年度には 21.6g 減の 418.6g/人・日となり、目標を達成する見込みです。

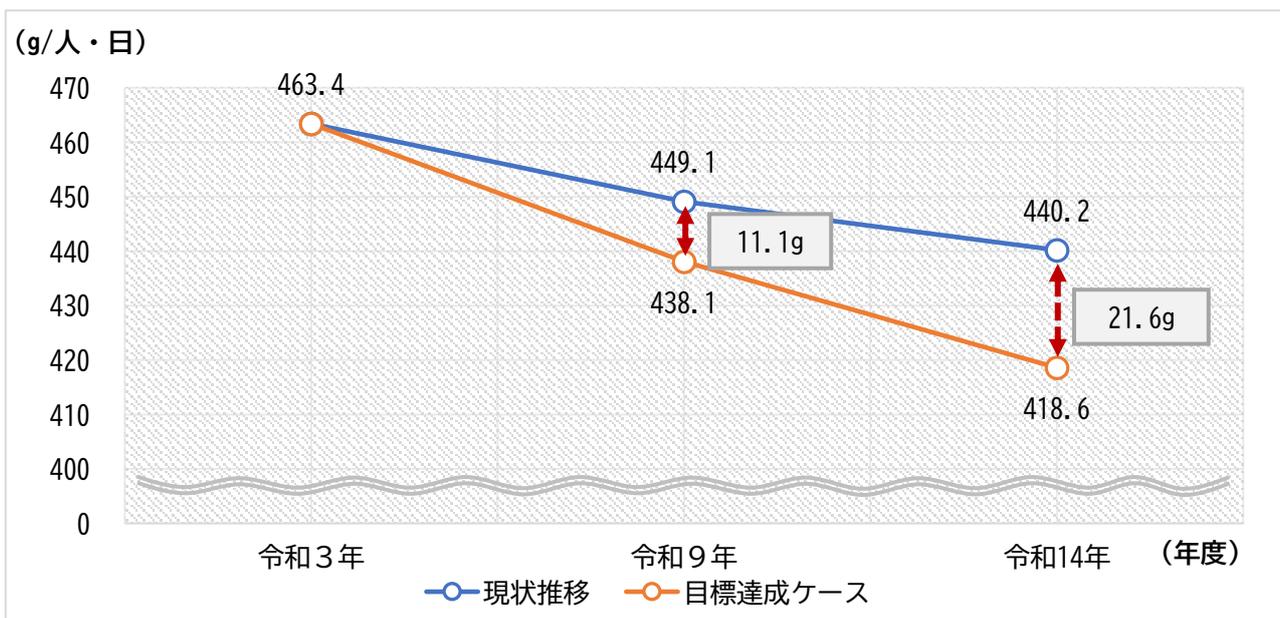


図2-3-3 家庭系ごみ（資源を除く）1人1日あたり排出量の比較

(3) 家庭の食品ロス発生量

家庭の食品ロス発生量は、現状推移と比較して、一次目標である令和9年度には8.9t減の509.1t、二次目標である令和14年度には57.1t減の442.5tとなる見込みです。

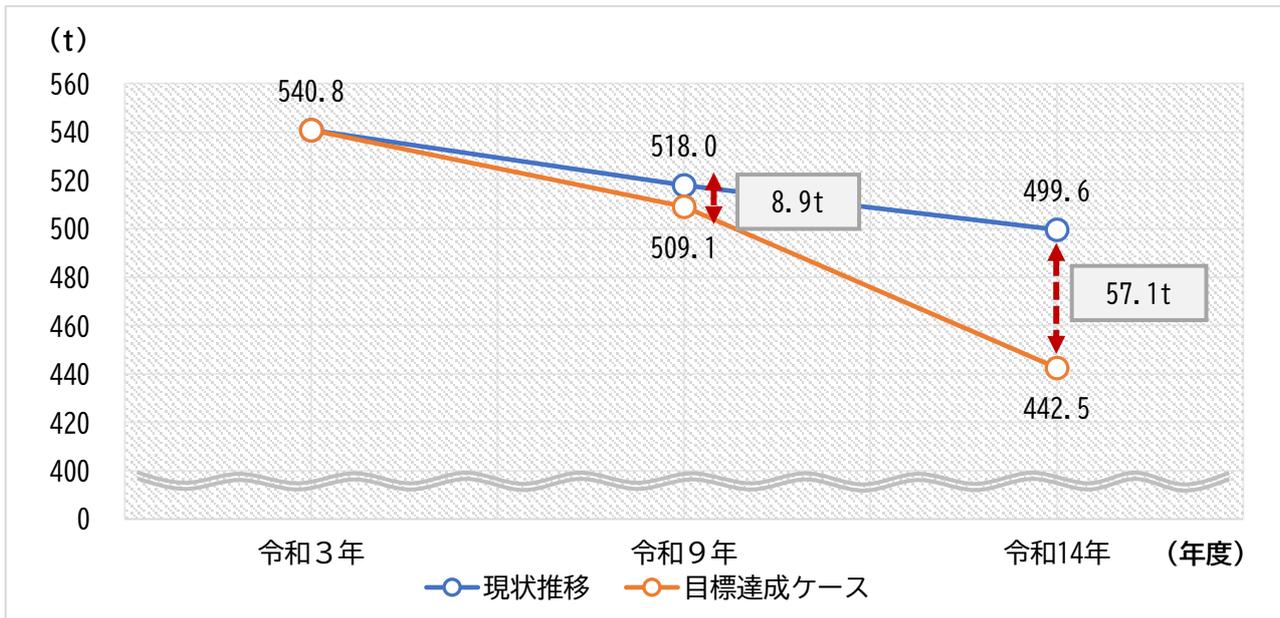


図2-3-4 家庭の食品ロス発生量の比較

食品ロスの発生量の推計方法

【計算式】

年間の食品ロスの発生量は、以下の式より推計しています。

$$\text{食品ロスの発生量 (t)} = \text{家庭系可燃ごみ 1人1日あたり排出量 (g/人・日)} \times \text{年間日数 (日)} \\ \times \text{人口 (人)} \times \text{可燃ごみに占める食品ロスの割合 (\%)} \div 1,000,000$$

【可燃ごみに占める食品ロスの割合】

可燃ごみに占める食品ロスの割合には、現状推移では、令和3年度に実施したごみ組成調査結果(7.8%)^{注)}の値を、目標達成ケースでは7%の値を用いています。

注) 令和3年度に実施したごみ組成調査における食品ロスの割合(p29、図2-1-11参照)で、食品ロスの発生量の割合の大きい夏季における一般世帯(3地区)の平均値です。

(4) 直接最終処分量

直接最終処分量は、現状推移と比較して、一次目標である令和9年度には 7t 減の 322t、二次目標である令和14年度には 13t 減の 312t となる見込みです。

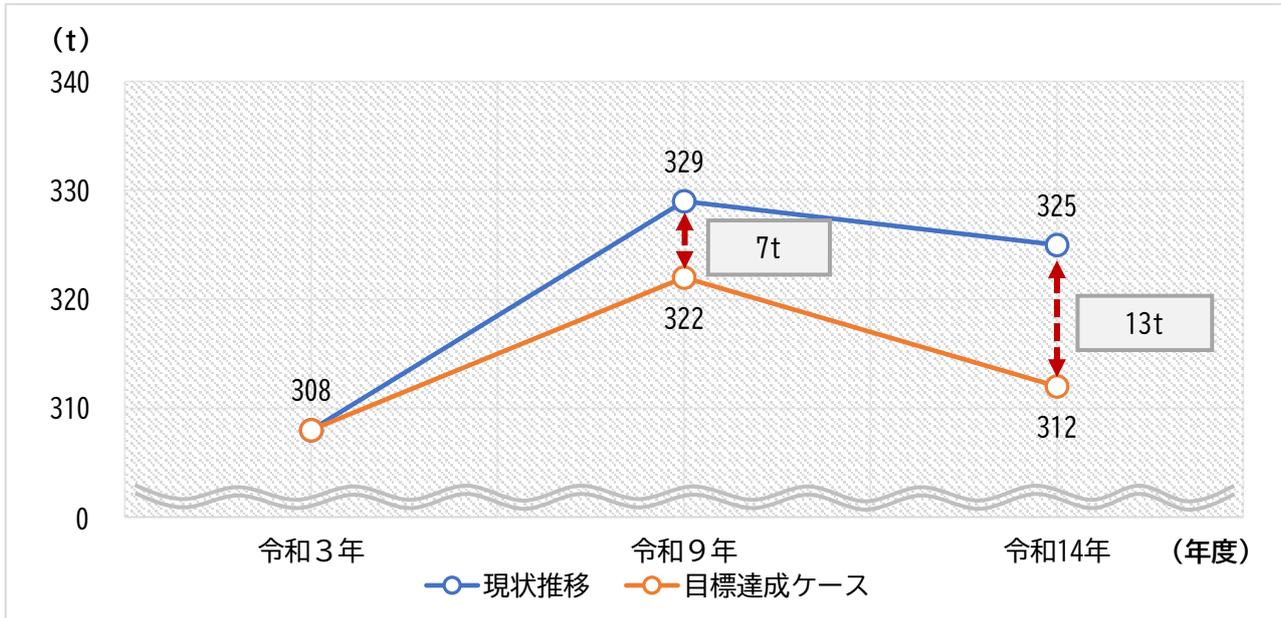


図2-3-5 直接最終処分量の比較

5. 具体的施策

1-1. ごみ減量・資源化を心がけるひとを育む

- 環境に負荷をかけない生活スタイルを定着させるため、啓発活動、学習活動の充実を図り、町民ならびに事業者の意識改革を促します。

1-1-1 情報提供の充実

【現状・課題】

- 高齢者、区への未加入者、集合住宅居住者、外国人等、それぞれのライフスタイルや環境が異なる人々に的確に情報を伝えるためには、様々な媒体を組み合わせる必要があります。
- 広報たけとよにてごみ減量・資源化に関わる普及啓発情報を掲載しているほか、令和3年度には啓発冊子「ごみの分け方・出し方」を作成して配布し、町のホームページでも公開しています。今後、内容を更に充実させていく必要があります。
- 町のホームページでは、収集日や分別方法、エコステーション等の利用方法など、日々のごみ出しに関する情報を提供しています。町民や事業者の知りたい情報をより一層わかりやすく伝えることが求められています。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系・事業系共通》 ①ごみ減量・資源化に関する一元的な情報提供 【重点施策】	●ごみ減量・資源化に関する様々な情報を集約し、その情報を厳選してパンフレットに整理し、公共施設やイベント等で配布します。
《家庭系・事業系共通》 ②プッシュ型の情報発信 【重点施策】	●町民や事業者自らが情報検索する必要があるプル型の情報発信に加え、受け手の意思に関わらず情報が送られてくるプッシュ型の情報発信へ向けた検討を行います。
《家庭系・事業系共通》 ③広報誌、ホームページ等による情報提供	●広報たけとよ、ホームページ、冊子・チラシなど様々な媒体を活用して、ごみ出しに関するルール、ごみ出しカレンダー、減量・資源化に関する情報などの提供を行います。 ●広報たけとよでは、「エコだより」として定期的に食品ロスの削減やプラスチックの資源化等について特集記事を掲載するほか、ごみの減量・資源化につながる町内の様々な活動に関する情報を集約して情報の提供を行います。
《家庭系》 ④「ごみの分け方・出し方」改訂版の発行	●啓発冊子「ごみの分け方・出し方」の改訂版を定期的に発行します。
《家庭系・事業系共通》 ⑤見やすい情報の提供	●ごみ収集日・ごみ分別方法等について、紙ベースだけでなく、インターネット等でも見やすい情報提供を進めます。

1-1-2 啓発活動の充実

【現状・課題】

- 循環型社会を実現するために、町民一人ひとりがライフスタイルを見直すことや事業者が環境に配慮した事業活動へ転換することが求められていますが、そのためには、町民や事業者への啓発活動や学習活動を充実させる必要があります。
- 町民や事業者のごみ減量・資源化に対する理解を深めるため、なぜごみ減量・資源化が必要なのかという目的や、ごみ処理有料化によるごみの削減効果等これまでの取り組みの成果、ごみ袋1袋あたりのごみの処理費用等の情報を提供し、自発的な行動へつなげていくことが必要です。
- 町では「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」に参画し、ワンウェイプラスチック※1ごみ削減の優れた取組の表彰活動や啓発等を支援しています。
- ※1：使い捨てのプラスチック製品を指します。「プラスチック資源循環促進法」では、スプーン、ストロー、歯ブラシ、ハンガーなど12品目を特定プラスチックに指定し、これらを提供する事業者に対してプラスチック製品の提供を削減するよう求めています。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①動画配信やオンラインイベント開催の検討 【重点施策】	●啓発動画の配信やオンラインイベントの開催、SNSの利用など、情報提供の方法やコンテンツの内容について検討し、今後の情報提供や啓発に利用します。
《家庭系・事業系共通》 ②ごみ減量キャンペーンの開催	●町民や事業者のごみ減量・資源化に向けた意識向上を目的としたキャンペーンを開催します。
《家庭系》 ③ごみ処理施設見学ツアーの開催	●自分たちが排出したごみや資源がどのように町内で処理されていくのかについて学ぶ機会として、「ごみ処理施設見学ツアー」を定期的で開催します。また、より効果的な体験となるような仕掛けや開催頻度についても検討します。
《家庭系》 ④ごみ減量講座の開催	●環境課の職員などが講師となって団体等の要望に応じて随時講座を開催します。各小中学校での講座の開催についても検討します。
《家庭系》 ⑤学習拠点施設の充実	●クリーンセンター常武の跡地に、資源回収エコステーション、リユースステーション及び環境学習拠点の機能を集約した複合施設である武豊町リサイクルセンター(仮称)を整備します。
《家庭系》 ⑥参考になるごみ分別方法の紹介	●ごみの分別が面倒、場所を取るなど、分別排出に抵抗を感じる方に対して、工夫している方の良い例を広報やホームページや啓発冊子「ごみの分け方・出し方」等で紹介することで、分別排出の推進を図ります。

1-1-3 児童・生徒向けの学習機会の充実

【現状・課題】

<p>○次世代を担う子ども世代から環境への意識を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人材を育成するために、環境学習の機会を広げ、内容の充実を図る必要があります。</p> <p>○各小学校でゴミ処理施設の見学を行っているほか、毎年夏に「夏休みの環境学習」と称して、小学生高学年を対象にリサイクル施設の見学会を行っています。見学会を継続して実施するとともに、出前講座については定期開催を目指して学校と調整をしていくことが望まれます。</p>
--

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①園児を対象とした出前講座の実施	●保育園児が集中できるアクティビティを取り入れたごみの減量や資源化に関する出前講座の実施を検討します。
《家庭系》 ②小学生を対象にした環境学習の実施 ・ごみ処理施設見学会 ・体験学習 ・出前講座 など	●小学生高学年を対象としたごみ焼却場・リサイクル施設の見学会等を継続して実施します。
	●武豊町リサイクルセンター（仮称）内に、環境学習施設等の設置を検討します。
	●小学生向けの出前講座テキストの作成と各小学校における出前講座の定期開催を目指します。
《家庭系・事業系共通》 ③環境にやさしい活動の推進	●学校から排出される紙類を、ごみではなく資源としてとらえ、資源化する啓発を実施します。
	●学校や保育園の給食における食べきり運動の実施による食品ロス削減の啓発を検討します。

1-1-4 事業所・団体向けの学習機会の提供

【現状・課題】

- これまで、企業・事業所や団体が排出するごみの排出実態については、十分な状況把握、調査を実施したことがなく、企業・事業所、団体などがどのようなごみ対策を講じているのかについて把握できていません。町民・地域・事業者・行政が一体となって取り組むという基本理念の趣旨からも、企業・事業所や団体が行うごみ減量や資源化の取組について情報を共有し、ごみ減量・資源化の推進をともに考えて、実践していく必要があります。
- 町内企業・事業所へのヒアリング等を通じてごみ減量の実践活動を調査、研究するとともに、好事例の情報発信等により啓発活動にも力を入れていく必要があります。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《事業系》 ①事業所等のごみ減量実践活動の紹介（地域、業界、団体・サークルの取組等） ・取組調査と情報発信 など	●好事例があれば、ごみ減量や資源化に積極的に取り組む企業・事業所や団体等の取組を調査・研究して、広報誌やホームページ、啓発冊子への掲載を検討します。
《事業系》 ②事業所向け指導マニュアルの作成・配布	●ごみの正しい出し方やごみ減量についての取組を促すため、企業・事業所向けの手引きの作成を検討します。
《事業系》 ③公共施設ごみの減量推進	●役場や学校など、公共施設が率先してごみ減量を進めます。

1-2. ごみを出さない暮らし、活動を広める

- リフューズ（ごみになるものを拒否する）、リデュース（ごみを減らす）を推進するため、ごみの発生抑制につながる取組を強化します。

（数値目標） 家庭系ごみ（資源を除く）の1人1日あたりの排出量

425g/人・日（令和14年度）

家庭の食品ロス発生量

443t（令和14年度）

1-2-1 生ごみ減量化の推進

【現状・課題】

- 水分を含んだ生ごみは比重が大きく、水切りを励行することで可燃ごみの減量効果が大きいことが知られています。また、可燃ごみの中には、食べ残しや未開封の食材といった生ごみが含まれています。生ごみの一絞りや、食べ残し及び買い過ぎをしないというライフスタイルの定着を啓発していくことも必要です。広報たけとよのエコだよりでは水切りやエコクッキングを特集したほか、平成30年度の産業まつりでは、水切りの実演と水切りグッズの配布を行いました。
- 本町では、家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理容器や生ごみ処理機の購入に対する補助を行っています。また、生ごみ処理容器等で使用する発酵促進剤（アスパ）を生産する協力団体に対し、補助を行っています。処理容器、処理機の普及のため、補助金の活用と使用方法のPRをするなど、さらなる普及に取り組んでいくことが必要です。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①食品廃棄ゼロ運動の推進 【重点施策】	●学校・保育園・飲食店等と連携して、食品廃棄ゼロに向けたキャンペーン等の取組実施を検討します。
《家庭系》 ②フードドライブの推進 【重点施策】	●家庭にある余剰食品を回収し、フードバンクなどを通じて支援を必要とする団体等に寄付を行うフードドライブを推進するため、フードドライブの回収受付となる会場や食品の回収方法、回収対象とする食品の種類を検討を進めます。
《家庭系》 ③生ごみ処理容器・生ごみ処理機の普及	●生ごみ処理容器や生ごみ処理機の購入に対する補助を継続し、その普及に努めます。
	●コンポストなどの使用方法を展示するなどして理解促進を図ります。
《家庭系》 ④生ごみ一絞り運動の展開（水切りの徹底）	●普及・啓発のため協力団体に対する支援を実施します。
	●広報たけとよやホームページなどで、生ごみの水切りの効果を紹介するなど、生ごみの一絞りの啓発を進めます。

《家庭系》 ⑤エコクッキングの普及・啓発	●エコクッキング教室の開催やエコクッキングのレシピなどの紹介等により、食品ロスの普及・啓発を図ります。
-------------------------	---

1-2-2 ごみの発生抑制に向けた啓発活動の充実

【現状・課題】

○循環型社会を構築する観点では、リサイクル（再生利用）に比べて優先順位が高いリフューズ（ごみになる不要な物を買わない・断る）、リデュース（ごみを減らす）に向けた取組にも重点を置くことが重要です。今後は、ごみの発生抑制に向けた取組について、より拡充していくことが求められています。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①プラスチックごみの排出抑制の推進【重点施策】	●レジ袋や使い捨てプラスチック製品の削減に向け、マイバッグやマイボトルの利用、詰め替え製品の購入などを呼びかけ、プラスチックごみの削減を推進します。
《家庭系》 ②ごみを買わない消費行動の啓発	●町民や販売店の協力を得ながら、マイバッグ・マイ容器の持参、簡易包装商品の購入、使い捨て商品の購入抑制など、ごみを買わない消費行動に向けた啓発活動を展開していきます。
《家庭系》 ③ものを長く使う生活の啓発	●武豊町リサイクルセンター（仮称）内に家具等の修理体験スペースを整備し、ものを長く使う意識・行動を支援・啓発します。

1-2-3 事業系ごみの発生抑制

【現状・課題】

○事業所向けの手引き書の作成・配布などを通じて、分別の徹底や計画的な排出抑制対策を図るよう協力を促していく必要があります。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《事業系》 ①排出事業者に対する啓発（手引き書等）	●ごみの正しい出し方やごみ減量についての取組を促すため、企業・事業所向けの手引きの作成を検討します。
《事業系》 ②許可業者との連携	●実際に事業系ごみを収集運搬する町の一般廃棄物処理許可業者を通じて、排出者への分別ルールのお知らせを図ることやリサイクルの啓発を進めます。

1-2-4 ごみ処理負担の適正化の検討

【現状・課題】

○令和3年4月よりごみ処理にかかる費用の一部を指定袋の費用に上乗せする、いわゆるごみ処理有料化を行い、可燃ごみの排出量は大きく減少しました。今後は、必要に応じて、指定ごみ袋などの見直しを行う必要があります。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系、事業系共通》 ①ごみ処理手数料の見直し	●ごみ行政の財政的健全化とごみの発生抑制効果について、継続的に検討を行い、必要に応じて、指定ごみ袋のサイズなどの見直しを適宜行います。
	●知多南部広域環境センターが徴収する手数料が適正な料金であることを適宜確認します。

1-3. 資源をむだなく活用する

- リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進するため、資源を効率的に回収し、循環利用する取組を充実します。

（数値目標）エコステーション利用満足度 60.0%（令和14年度）

1-3-1 再使用の普及

【現状・課題】

○平成27年1月からたけとよ資源回収エコステーションに併設する形で武豊リユースステーションを開設しました。リユースを促進させていくための取組として、今後機能の充実を図っていくことが必要です。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①リユースステーションの最適化 【重点施策】	●リユースステーションの利用方法やリユース品の陳列方法を見直したり、受入れ品目の拡充を検討したりして、利用促進を図ります。
《家庭系》 ②リユースステーションのPR	●リユースステーションのPRを行い、利用促進を図ります。
《家庭系》 ③リフォーム・リサイクルに関する情報提供	●武豊町リサイクルセンター（仮称）内に、修理すればまだ使用できる家具等の補修を体験するコーナーを設けるほか、補修した家具等の引き渡しを行う仕組みを検討します。

1-3-2. 分別の徹底と回収機会の多様化

【現状・課題】

- 町では、資源の分別収集については月1回、地区回収を行っています。また、資源等を持ち込める施設として、平成22年度に、たけとよ資源回収エコステーションを開設しました。その後、平成26年度には、おおし資源回収エコステーション、令和3年度には、いちはら資源回収エコステーションを開設し、資源排出の利便性を高めてきました。今後は、町内における配置のバランスを考慮し、既存エコステーションの混雑解消のため、クリーンセンター常武の跡地に新たなエコステーションの整備を目指します。
- 地域の資源回収活動を活発化し、ごみの減量ならびに資源の有効利用を推進するとともに、町民の資源に対する認識を深めることを目的として、子ども会等資源回収実施団体に対し報奨金を交付し、活動を支援しています。子ども会の会員数の減少、エコステーションの利用の増加、民間事業者による資源の拠点回収等が要因となって、回収される資源の量は減少する傾向が見られますが、子どもたちのリサイクルに対する意識の高揚と地域活動の活性化の観点からも大切な事業であり、引き続き取り組んでいくことが必要です。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①エコステーションの増設 【重点施策】	●クリーンセンター常武の跡地に、資源回収エコステーション、リユースステーション及び環境学習拠点の機能を集約した複合施設である武豊町リサイクルセンター(仮称)を整備します。
《家庭系》 ②エコステーションの最適化 【重点施策】	●受入品目、搬入者の本人確認方法、案内方法、営業日・営業時間などの最適化を図ります。
《家庭系》 ③フードドライブの会場としての活用の検討 【重点施策】	●エコステーション等をフードドライブの提供受付場所として活用することについて検討します。
《家庭系》 ④ごみ出しマナーの向上 (地域と一体となった分別収集)	●看板の設置や回覧などにより、地域と協力しながらごみ分別、ごみ出しのマナー向上を図ります。
《家庭系》 ⑤集団資源回収の促進	●資源回収報奨金の交付を引き続き行います。

1-3-3 分別対象品目・回収方法の見直し

【現状・課題】

○分別品目の見直しを行い、平成 29 年 10 月から雑紙を紙類として、平成 30 年 3 月から刈草・剪定枝を資源として回収を開始しました。現在、資源は古紙 4 種（新聞紙、本・雑誌、段ボール、牛乳パック）、布類、缶類 2 種（アルミ缶、スチール缶）、ペットボトル、びん 2 種（生びん、雑びん）、プラスチック製容器包装、紙類、刈草・剪定枝、廃乾電池の 15 種に分別して収集しています。

○粗大ごみについては、3 か月に 1 回の地区回収やエコステーションに出せるほか、知多南部広域環境センターへの直接搬入も受け付けています。今後のごみ処理経費の推移を勘案しながら、必要に応じて排出者負担の仕組みについても研究していく必要があります。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①分別品目の見直し	●プラスチック製品の分別収集や最終処分場の埋立品目について、収集体制やコストの検証を行います。
	●町民の意見を参考にしながら、分かりづらい分別の仕方を解消できるような再資源化ルート等の見直しを適宜行います。
《家庭系》 ②粗大ごみ収集方法についての調査研究	●今後の粗大ごみ収集の方法、費用負担のあり方について、周辺市町の動向などを考慮しながら、調査研究を行っていきます。

1-3-4 さらなる資源化に向けた調査・研究

【現状・課題】

- 本町では、資源化する品目を拡充し、資源化の推進に取り組んできました。最近では東京 2020 組織委員会が主催する、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に賛同し、不要になった小型家電に含まれる有用な金属を回収する取組に協力しました。また、資源回収エコステーションにおいて、インクカートリッジ及び廃食用油の回収を開始しました。
- 資源化技術は日々進化しています。さらなるごみの資源化を推進するため、最新の技術開発の動向に合わせて資源化が可能な廃棄物については資源化の方策を研究していく必要があります。
- これまでは家庭系ごみに関する施策について優先的に取組を進めてきましたが、今後は事業系ごみについても取組を進めていく必要があります。事業所や団体が排出するごみの排出状況については、調査を実施したことがなく、企業・事業所、団体などがどのような対策を講じているのかについて把握できていません。事業系ごみの実態を調査し、これらを基礎資料として今後の資源化方策の検討を進めていく必要があります。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①プラスチック類の資源化の検討 【重点施策】	●プラスチック資源循環法の制定を踏まえ、先進事例を参考に、プラスチック製品の資源化や分別回収の方法について検討を進めます。
《家庭系》 ②資源化が可能な物の資源化の検討	●周辺自治体の動向や、民間企業が取り組む再生利用技術の動向を勘案しつつ、再生利用が可能なものは費用対効果を考慮して資源化するよう検討します。
《家庭系》 ③再生製品の地域循環利用の促進	●本町から出た雑紙類を再生利用したトイレトーパーについて、公共施設での利用促進や店頭販売を通じ、循環型社会の具現化を図ります。
《事業系》 ④事業系ごみの排出実態調査	●事業所や団体が排出するごみの排出実態を正しく把握する方法についての調査・研究等を進めます。

第4節 収集・運搬、処理計画等

1. 基本方針

基本方針2 適正処理の確保と不適正処理の未然防止

- ・ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階において、環境保全や環境美化への配慮や効率化に向けた最適な処理・処分体制を構築します。
- ・ごみ処理コストの低減を目指します。

2. 収集・運搬の方法

(1) 収集区域

本町全域を対象区域とします。

(2) 収集対象物

目標年度（令和14年度）における収集対象物を表2-3-3(1)～(2)に示します。
なお、本計画策定後に再生可能となるものについては、費用対効果を考慮して資源化するよう検討します。

(3) 収集体制

目標年度（平成14年度）における収集体制を表2-3-3(1)～(2)に示します。
収集方式は、ステーション方式、地区回収方式、エコステーション方式、自己搬入方式とし、収集容器は、指定袋（可燃ごみ、プラスチック製容器包装、紙類）、コンテナ・ボックスとします。収集形態については、委託収集として実施します。

(4) 事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ、その他ごみ（給食残さ、再資源不燃物、刈草・剪定枝、紙パック）の3分別とし、許可収集又は自己搬入とします。
なお、可燃ごみについては、古紙類の資源化誘導に努めます。

(5) 適正処理困難物等の対処方針

本町では、町で処理できないものとして表2-3-4に示す品目については、収集・運搬は行いません。

表2-3-3(1) 目標年度における収集対象物と収集体制（資源除く）

区分	内容	収集方法・収集回数	収集形態
もやさなければ ならないごみ (可燃ごみ)	生ごみ、不衛生な紙、汚れた衣類、ぬいぐるみ、かばん・くつ、革・ゴム製品、指定袋に入るサイズのふとん類	ステーション方式 (指定袋)(週2回)	委託 直接搬入
粗大ごみ	マットレス、ソファ、ふとん、ストーブ、自転車、机、鏡台、たんす等	地区回収方式(年4回) 資源回収エコステーション	委託 直接搬入
陶磁器・ガラス類	植木鉢、皿、汚れたびん、ガラス類、鏡、ゆのみ、茶碗、コンクリートブロック等	地区回収方式(月1回) 資源回収エコステーション	委託 直接搬入

表2-3-3 (2) 目標年度における収集対象物と収集体制（資源）

区分	内容	収集方法・収集回数	収集形態
プラスチック類	プラスチック製容器包装、プラスチック製品	ステーション方式 (指定袋) (週1回) 資源回収エコステーション	委託 直接搬入
紙類	紙製容器包装のうち、汚れを落として異物除去できるもの、雑紙		
古紙	新聞、段ボール、牛乳パック、本・雑誌	地区回収方式 (コンテナ・ボックス) (月1回) 資源回収エコステーション	委託 直接搬入
衣類	衣類		
缶	飲料用のアルミ缶、スチール缶		
びん	飲料用・食料用のびん		
ペットボトル	飲料用・酒類用等のペットボトル		
再資源不燃物	金属類、コード・針金類		
小型家電	パソコン、ゲーム機、スマホ、電話機、掃除機、アイロン、電子レンジ 等		
廃乾電池等	廃乾電池、蛍光灯		
危ないもの	スプレー缶、カセットボンベ、ライター類	ステーション方式 (週2回) 資源回収エコステーション	委託 直接搬入
刈草・剪定枝	刈草・剪定枝		

注) 収集回数については今後の社会情勢や生活様式等の変化に伴う収集量の著しい変動が予想される場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。また新たに分別収集する品目が発生した場合も同様に検討します。

表2-3-4 町で処理できないもの

区分	品目	処理方法
家電4品目 (家電リサイクル法の対象品)	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	販売店または専門処理業者に処理を依頼
危険物、農薬等	消火器、タイヤ・ホイール、バッテリー、ペンキ類、農薬・劇薬、ピアノ、ボウリング球、耐火金庫、ドラム缶 等	

注) 処理方法の確立等により、品目の見直しを必要に応じて行うものとします。

3. 具体的施策

2-1. 将来にわたって効率的で持続可能な処理をする

- 適正なごみ処理を確実にを行うため、効率的な収集・運搬体制を整備するとともに、中間処理施設、最終処分場の適正な運用、維持管理を確保します。

(数値目標) 直接最終処分量

312t (令和 14 年度)

2-1-1. 適正な収集・運搬体制の構築 (収集・運搬計画)

【現状・課題】

- 本町のごみ収集方法はステーション方式を採用しており、可燃ごみ及びプラスチック製容器包装・紙類は地区集積所で収集しています。可燃ごみは週2回、プラスチック製容器包装・紙類は週1回の収集となっています。また、資源及び不燃ごみは各地区の分別集積所で収集しており、月1回の収集となっています。ごみ集積所等の不法投棄防止のため、平成 28 年度から不法投棄パトロールの頻度を増やして対応しています。
- 高齢者世帯の中には一人でごみ出しをすることや資源回収エコステーションに行くことが難しい方がいるため、こうした方々をサポートする体制を構築していくことも求められています。
- 家庭系ごみの収集・運搬業務は収集業者へ委託していますが、ごみの減量に伴い収集運搬量が減少しても安定的な収集運搬を行うため、業務委託料を従来の従量制から固定費制へ移行しました。今後は、適正な規模の収集体制を維持しながら、随時、適切な算定方法を確認する必要があります。
- 委託業者、許可業者に対し、引き続き廃棄物処理法に基づく適正な処理が行われているかどうか監視・指導していくことが必要です。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系》 ①回収拠点の適正管理 (衛生管理)	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄パトロール員による集積所の巡回及び不法投棄頻発箇所の監視、ごみ出しマナーやルールの啓発などの対策を継続的に実施します。 ●回収拠点を衛生的に管理できるように、資材の提供や報奨金制度の運用により、管理者の支援を行います。
《家庭系》 ②効率的で安全な回収方法 (集積場所の位置、回収ルート、回数) の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●集積所の利用世帯数などの検証を継続的に行うとともに、ごみの収集・運搬に掛かる経費の抑制ならびに町民のごみの出しやすさの観点から、集積所の位置、回収ルート、収集回数の検討を行います。
《家庭系》 ③要支援者への対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ出しが困難な高齢者など要支援者に対して、福祉部門と連携し「ごみ出しサービス」など充実を図るため、戸別収集など収集体制及び収集品目について検討します。
《家庭系、事業系共通》 ④委託契約額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な規模の収集体制を維持しながら、随時、適切な算定方法を検討します。

<p>《家庭系、事業系共通》</p> <p>⑤委託業者、許可業者への指導</p>	<p>●適正な収集・運搬が実施されるよう、委託事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指導や実務研修について事例研究を行います。</p>
--	---

2-1-2. 中間処理施設の適正な運用（中間処理計画）

【現状・課題】

<p>○令和4年4月に知多南部広域環境センターが供用開始となりました。今後は、知多南部広域環境組合を構成する2市3町で効率的かつ適正な運営や維持管理を図っていくことが必要となります。</p> <p>○町内には資源化を行う民間事業者が立地しており、再資源不燃物・プラスチック製容器包装・紙類の選別・資源化、給食残さ、刈草・剪定枝の堆肥化を行っています。こうしたリサイクル事業を担う民間事業者が存在していることも大きな特徴であり、連携しながら、更に効果的な中間処理体制を確立していく必要があります。</p>

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
<p>《家庭系、事業系共通》</p> <p>①知多南部広域環境センターの適正運営と維持管理</p>	<p>●知多南部広域環境組合を構成する2市3町で効率的な運営を図るとともに、環境基準に沿った適正な処理を実施していきます。</p> <p>●知多南部広域環境センターで処理すべき廃棄物については、知多南部広域環境組合と調整しながら適正に処理していきます。</p>
<p>《家庭系、事業系共通》</p> <p>②民間処理施設の活用による適正処理（効率的で効果的な中間処理体制の確立）（新しいリサイクルルートの開拓）</p>	<p>●民間処理業者が備える施設、ノウハウを有効に活用し、効率的で効果的な中間処理体制を確立します。</p> <p>●新しいリサイクルルートの開拓について、民間事業者と連携し、減量・資源化を推進します。</p>

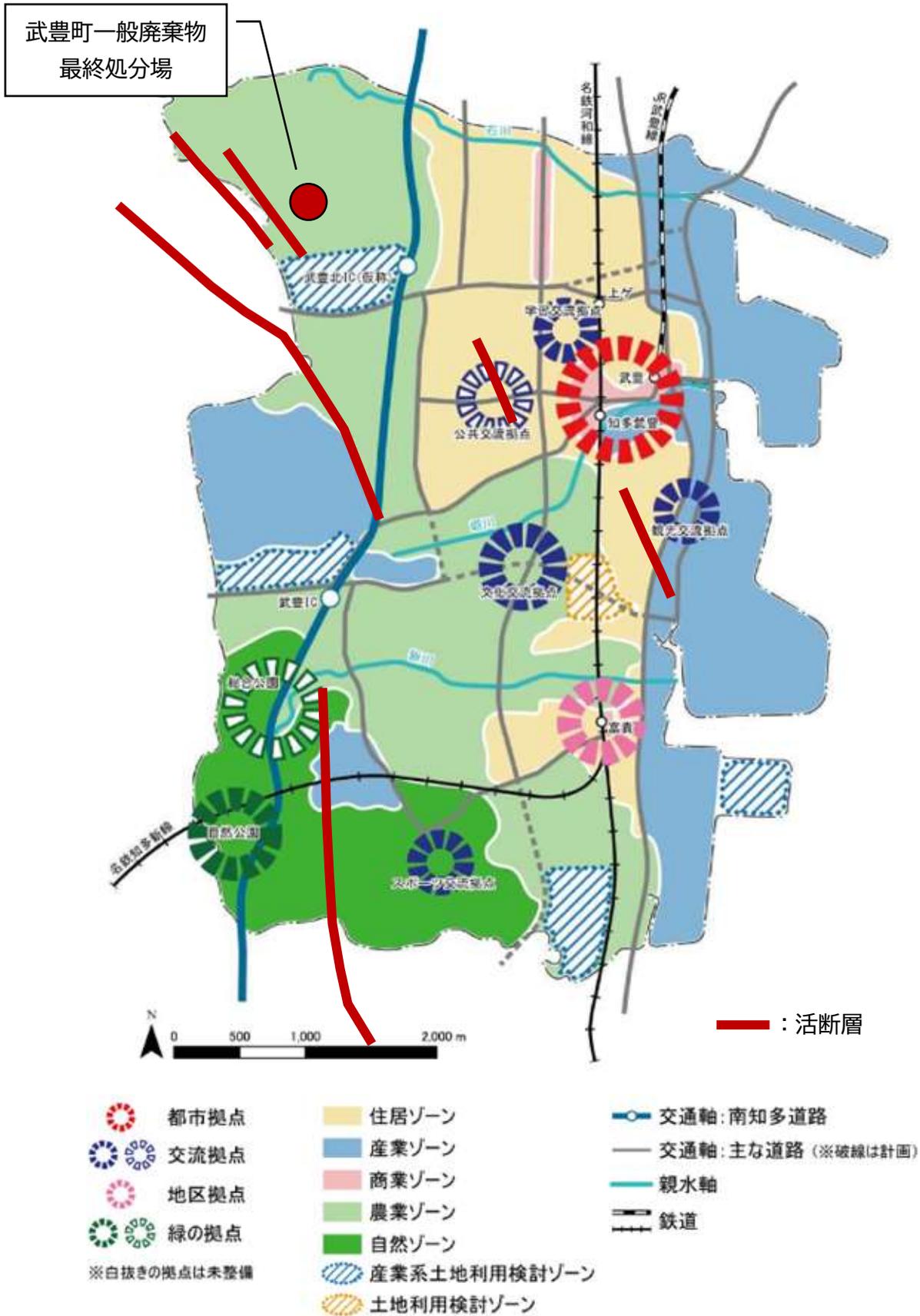
2-1-3. 最終処分先の確保（最終処分計画）

【現状・課題】

- 現在、知多南部広域環境センターでごみを焼却処分した後の焼却灰については、（公財）愛知臨海環境整備センターが管理する衣浦港3号地廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。また、陶器類・ガラス類や、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理により生じる残さの一部については、本町の一般廃棄物最終処分場にて埋立処理を行っています。
- 本町の一般廃棄物最終処分場では2度目の嵩上げ工事が行われていますが、町の予測では令和16年頃には埋立て可能な容量がなくなる見込みです。このため、埋立品目のうち、陶磁器・ガラス類などについては資源化を検討し、延命化を図る必要があります。また、周辺環境等に支障が生じることのないように適正に維持管理していく必要があります。
- 新たな最終処分場を整備するためには、施設整備の方向性を決める基本構想や生活環境影響調査、実施設計、整備工事と計画的に事業を進めていく必要があります。候補地の選定後、少なくとも5年程度の期間が必要となります。このため、早急に候補地選定に着手する必要があります。
- 新たな最終処分場の整備を行っていく場合、まず、町内全域を対象に、地形的な制約等を考慮し、必要な敷地面積を確保できる用地を抽出する必要があります。また、令和2年度に「武豊町都市計画マスタープラン」を策定していますが、候補地の抽出は、本マスタープランの方針に沿って進める必要があります。図2-3-7の将来都市構造の図に活断層の位置を示しますが、住宅の少ない町の西側には複数の断層が南北に走っており、候補地選定は慎重に行う必要があります。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系、事業系共通》 ①最終処分先の検討 【重点施策】	●埋立の外部委託についても検討し、最終処分場整備と埋立物の委託による処分との費用対効果等の比較を行い、最終処分方法の方針を決定します。
《家庭系、事業系共通》 ②最終処分場の整備 【重点施策】	●最終処分方法の方針決定を受け、最終処分場整備に決定した場合には、早々に最終処分場整備のための手続きに着手します。
《家庭系、事業系共通》 ③最終処分場の維持管理と延命化	●周辺環境等に支障を生じることがないように、最終処分場の維持管理を徹底します。
	●浸出水処理施設の定期的なメンテナンス、周辺井戸水水質の検査などを通じて、十分な監視を行います。また、維持管理情報の公表を進めます。
	●陶磁器・ガラス類の新たなリサイクルルートを検討するなどして、埋立量の減量、最終処分場の延命化に努めます。



注)「武豊町都市計画マスタープラン」(令和3年3月)を基に作成。

図2-3-7 将来都市構造

2-1-4. 災害廃棄物の処理

【現状・課題】

- 本町では南海トラフ巨大地震の発生が予想されています。大規模地震や水害などによる災害時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集運搬・処理を行うことが困難となることが想定されています。
- 平成 30 年 1 月に「武豊町災害廃棄物処理計画」を策定し、災害により発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施する体制を整備してきましたが、その後、全国各地で集中豪雨に伴う災害が増加していること、県が「愛知県災害廃棄物処理計画」の見直しを行い、地震や津波以外の災害廃棄物に対応した計画を策定したことから、本町の計画についても早急に見直しが必要となっています。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系、事業系共通》 ①災害廃棄物の迅速かつ適正な処理	<ul style="list-style-type: none">●災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正に災害廃棄物を処理する体制を整備します。●県の災害廃棄物処理計画の見直しを受け、本町の計画の見直しを行います。その後も、国の災害廃棄物対策指針や町の地域防災計画等が変更された際、訓練や災害発生後の検証で災害廃棄物処理の手順に改善点が確認された際には計画の見直しを行います。

2-2. 不適正処理を防止する

- 不適正な処理が行われないようにするために、指導・監視体制を充実します。

2-2-1 処理施設の監視（環境測定）

【現状・課題】

- 知多南部広域環境センターでは、維持管理の状況に関する情報として、ごみの処理量や排ガス濃度などの情報を施設の運営会社のホームページ上で公表しています。
- 本町の一般廃棄物最終処分場については、浸出水処理施設の定期的なメンテナンスを行い、国の基準省令に基づいた水質検査により環境監視を続けています。検査結果については、町のホームページで公表しています。
- 公害の未然防止や対策のため、処理施設の監視活動を十分に行い、その結果を適切に公表していくことが求められています。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系、事業系共通》 ①処理施設の監視と測定値の情報公開	●知多南部広域環境センターについては、公害防止協定に従い、環境監視を継続します。
	●最終処分場については、浸出水処理施設の定期的なメンテナンス、周辺井戸水水質の検査など十分な管理を行います。
	●ごみ処理施設に係る情報の公表を実施します。

2-2-2. 不適正処理への監視・指導

【現状・課題】

○処理施設へ搬入される事業系ごみについて、排出実態を把握する方法の調査研究を進め、状況に応じて運搬事業者に対して改善指導を行い、排出事業者に対しては運搬事業者と連携して啓発等の取組を進め、分別ルールの順守を徹底させることが必要です。
○ごみの不法投棄や野焼きは、町民生活に支障をきたすほか、環境に大きな影響を及ぼす恐れがあります。平成 21 年度より不法投棄パトロール員を配置し、監視活動を行っています。野焼きについては、引き続き指導を行い、刈草・剪定枝の適正処理を進めることが必要です。
○ごみ拾いボランティア団体に対する支援として、令和 4 年度より、ごみ集積所にごみ出しすることができるようにボランティアシールを配布し、ごみ出しの負担を軽減しています。団体活動の活性化のため、支援の継続・充実が必要です。

【施策・事業内容】

施策・事業の名称	施策・事業の内容
《家庭系、事業系共通》 ①事業者の監視と指導	●事業所や団体が排出するごみの排出実態を正しく把握する方法についての調査・研究等を進めます。
《家庭系、事業系共通》 ②不法投棄、野焼きの監視と未然防止	●不法投棄パトロール員による監視や、環境美化に関する啓発により、不法投棄の防止に努めます。
	●ごみ拾い等の環境美化ボランティアへの支援を充実させます。また、ボランティアと共有した情報を不法投棄パトロール員の活動に反映させます。
	●野焼きについては、引き続き指導を行うとともに、刈草・剪定枝の資源化を促すなど適正処理を進めます。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況及び課題

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理フロー

本町の污水処理の処理形態としては、下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲取りに分けることができます。このうち、単独処理浄化槽及びし尿汲取りの家庭では、生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されています。

本町では、下水道及び農業集落排水施設の整備は完了しており、令和2年度には、農業集落排水事業は下水道事業に編入されています。

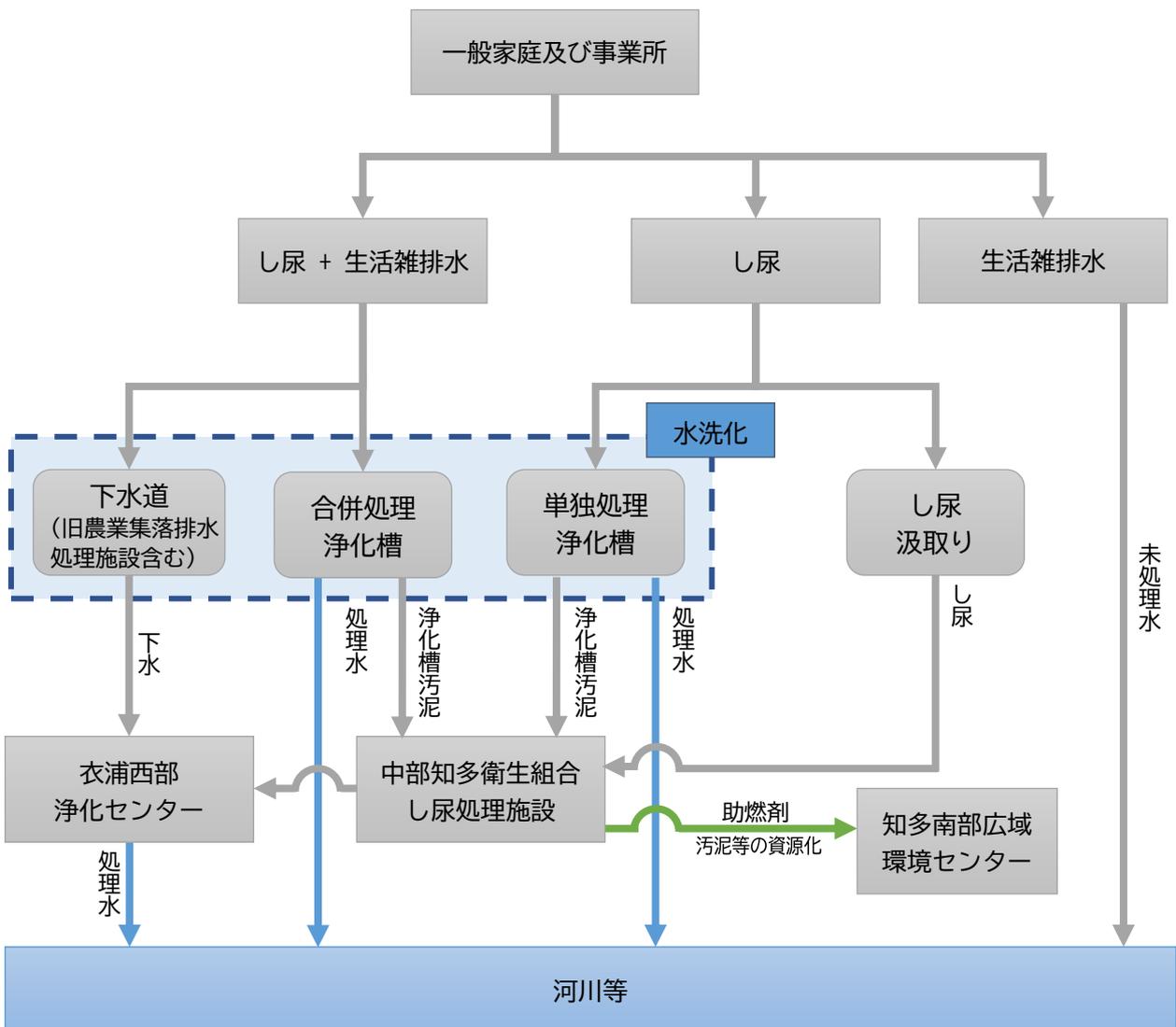


図3-1-1 生活排水処理フロー

2. 処理形態別人口

令和3年3月31日現在、計画処理区域内の人口43,233人のうち、34,929人が生活排水を適正に処理しています。生活排水処理率は順調に向上し、80.8%に達しています。

なお、令和2年度には農業集落排水事業は下水道事業に編入されたため、令和2年度以降の農業集落排水処理人口は0となっています。

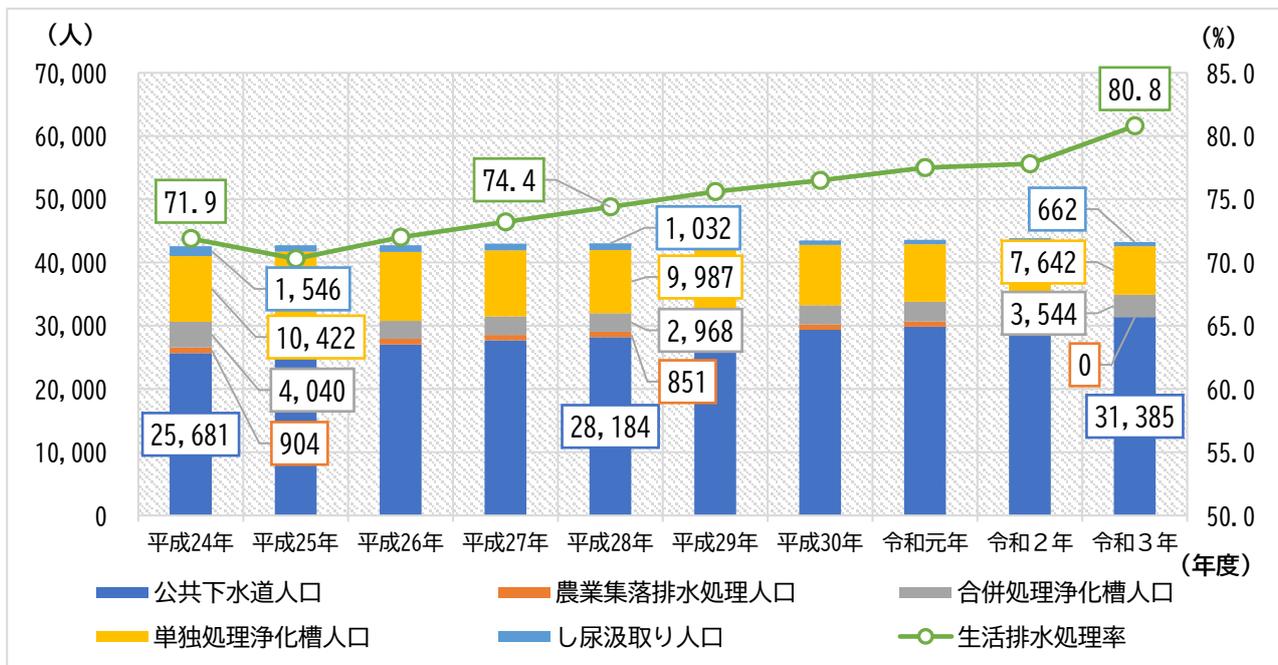
表3-1-1 処理形態別人口の推移

単位：人

項目	平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
計画処理区域内人口	42,593	43,218	43,476	43,584	43,864	43,233
水洗化・生活雑排水処理人口	30,625	32,680	33,266	33,787	34,130	34,929
公共下水道人口	25,681	28,775	29,376	29,861	31,038	31,385
農業集落排水処理人口	904	846	831	804	0	0
合併処理浄化槽人口	4,040	3,059	3,059	3,122	3,092	3,544
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	10,422	9,792	9,508	9,110	9,060	7,642
非水洗化人口	1,546	746	702	687	674	662
し尿汲取り	1,546	746	702	687	674	662
自家処理	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率(%)	71.9	75.6	76.5	77.5	77.8	80.8

注1) 各年度3月31日現在。

注2) 農業集落排水事業は、令和2年度に下水道事業に編入されたため、令和2年度以降の農業集落排水処理人口は0人となっています。



注1) 各年度3月31日現在。

注2) 農業集落排水事業は、令和2年度に下水道事業に編入されたため、令和2年度以降の農業集落排水処理人口は0人となっています。

図3-1-2 処理形態別人口の推移

3. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集・運搬は、許可業者1社、委託業者1社により行っています。

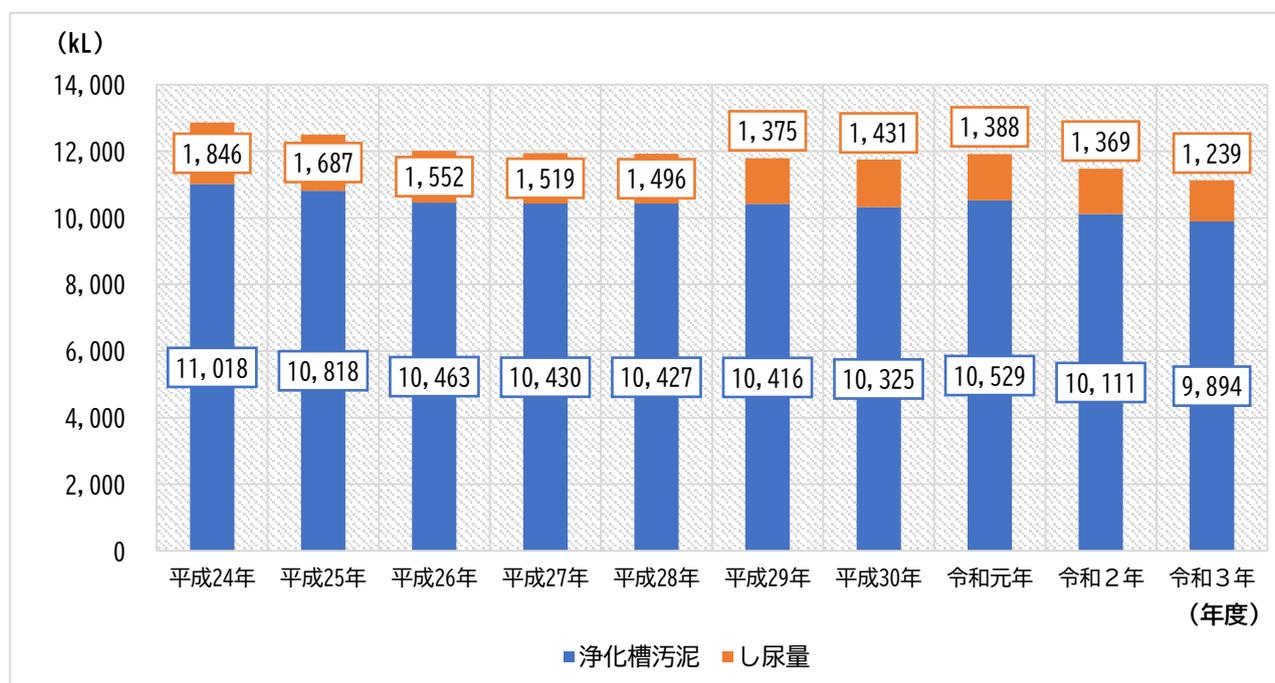
(2) し尿等の収集運搬量

し尿等は緩やかに減少傾向にあり、令和3年度のし尿等の収集運搬量は、平成24年度と比較して1,731kL減少し、11,133kLとなっています。

表3-1-2 し尿等の収集運搬量の推移

項目	単位	平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合併処理浄化槽人口	人	4,040	3,059	3,119	3,122	2,775	3,544
単独処理浄化槽人口	人	10,422	9,792	9,508	9,110	9,060	7,642
し尿汲取り人口	人	1,546	746	702	687	674	662
し尿量等合計	kL	12,864	11,791	11,756	11,917	11,480	11,133
浄化槽汚泥	kL	11,018	10,416	10,325	10,529	10,111	9,894
し尿量	kL	1,846	1,375	1,431	1,388	1,369	1,239

注) 平成24年度～令和元年度実績には、農業集落排水施設で発生する汚泥が含まれています。



注) 平成24年度～令和元年度実績には、農業集落排水施設で発生する汚泥が含まれています。

図3-1-3 し尿等の収集運搬量の推移

4. 中間処理・資源化の状況

(1) 施設の整備状況

本町で発生するし尿等は、中部知多衛生組合し尿処理施設で処理を行っています。老朽化の進行や浄化槽汚泥対策として、令和2年6月から令和4年6月にかけて汚泥再生処理センターとして改修整備工事を行いました。し尿等は脱水後に希釈して公共下水道へ放流し、処理で発生する汚泥等は、助燃剤として資源化し、知多南部広域環境センターで利活用しています。

表3-1-3 し尿処理施設の概要（改修後）

区分	概要
施設名称	中部知多衛生組合 し尿処理施設
施設の種類	汚泥再生処理センター
所管	中部知多衛生組合
所在地	武豊町字吉町田 90-10
処理能力	改修整備前：220kL/日（し尿：150kL/日、浄化槽汚泥：70kL/日） 改修整備後：151kL/日（し尿：13kL/日、浄化槽汚泥：138kL/日）
処理方式	固液分離方式（脱水汚泥は助燃剤として資源化）
放流先	武豊町公共下水道 → 衣浦西部浄化センター → 衣浦湾
竣工	令和4年6月

(2) し尿等処理量

し尿処理施設におけるし尿等の処理量は、表3-1-2に示す収集運搬量と同様です。

第2節 課題の抽出

本町では下水道の整備が完了し、生活排水処理率は着実に向上してきましたが、まだ2割近くの方が生活雑排水を未処理のまま放流しています。

また、浄化槽の浄化機能を正常に保つためには、浄化槽の清掃や保守点検が必要です。

【課題】

- ・下水道整備区域内において、下水道への未接続の家庭等に対し、接続指導を行う必要があります
- ・下水道整備区域外において、汲取り便槽または単独処理浄化槽を設置している家庭等に対し、合併処理浄化槽への転換を促す必要があります
- ・浄化槽の適正な維持管理を行うため、浄化槽管理者に対し、浄化槽の清掃や保守点検の実施の啓発を行う必要があります

第2章 生活排水処理計画

第1節 理念と基本方針

1. 生活排水処理に係る理念

生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、下水道整備区域内の地域については接続を推進し、また、整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の整備を推進します。下水道への接続、合併処理浄化槽の整備の推進にあたっては、町民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、町民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

2. 生活排水処理の基本方針

本町では前述の生活排水処理に係る理念を念頭に、以下の基本方針を定め、施策の展開を図ることとします。

基本方針1 下水道接続率の向上

- 下水道整備区域内における下水道への早期接続を推進します。

基本方針2 汲取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

- 下水道整備区域外の町民に対し、汲取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針3 浄化槽の適正管理の推進

- 浄化槽が適正に維持管理されるよう、浄化槽設置世帯に対して適正管理のための啓発を行います。

基本方針4 中部知多衛生組合への協力

- し尿処理施設の処理機能が維持されるよう、他の構成市とともに組合の運営に積極的に協力します。

3. 処理の目標及び処理形態別人口の見込み

(1) 処理の目標

生活排水の処理は、し尿と生活雑排水のいずれも処理する必要があり、本町では下水道整備区域内では下水道で、下水道整備区域外では合併処理浄化槽で処理することになっています。基本方針1及び基本方針2に基づき、令和14年度に生活排水処理率88.5%以上の達成を目指します。

目 標：生活排水処理率 88.5%以上（令和14年度）

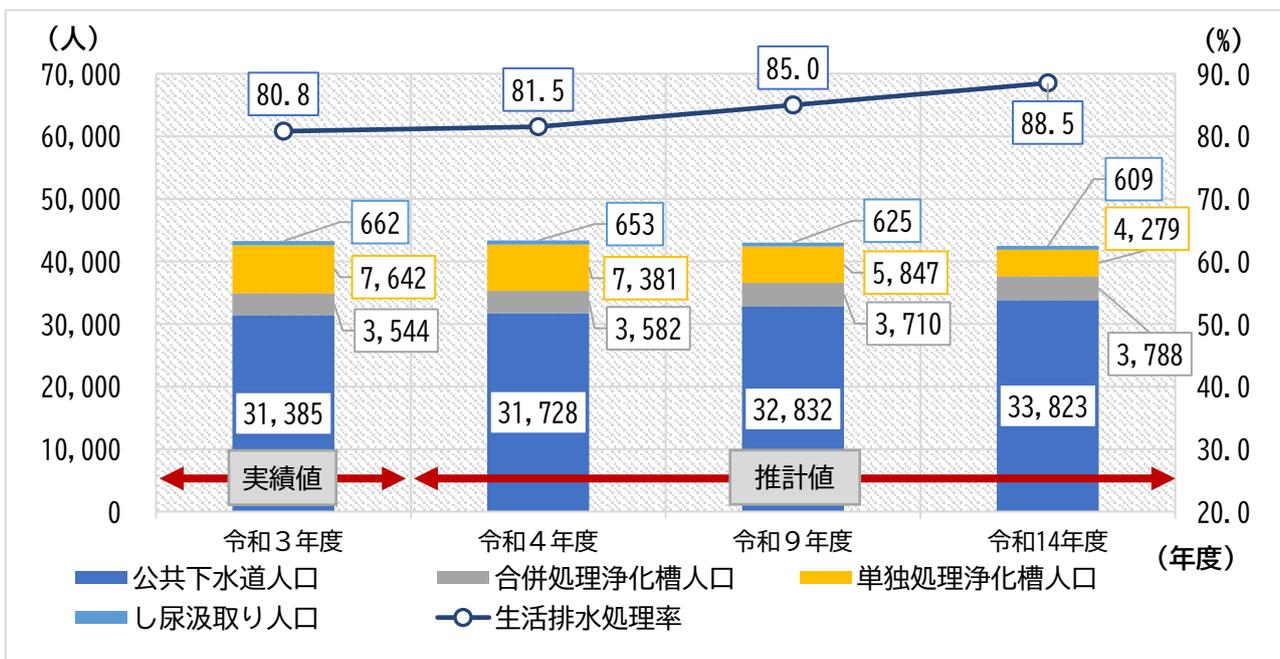
(2) 処理形態別人口の見込み

処理形態別人口の見込みは、以下のとおりです。

表3-2-1 処理形態別人口の見込み

項目	実績値		推計値	
	令和3年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度
計画処理区域内人口	43,233	43,344	43,014	42,499
水洗化・生活雑排水処理人口	34,929	35,310	36,542	37,611
公共下水道人口	31,385	31,728	32,832	33,823
農業集落排水処理人口	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	3,544	3,582	3,710	3,788
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,642	7,381	5,847	4,279
非水洗化人口	662	653	625	609
し尿汲取り	662	653	625	609
自家処理	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	80.8	81.5	85.0	88.5

注) 令和3年度は3月31日現在。令和4年度、令和9年度及び令和14年度は10月1日現在。



注) 令和3年度は3月31日現在。令和4年度、令和9年度及び令和14年度は10月1日現在。

図3-2-1 処理形態別人口の見込み

(3) 将来の処理フロー

将来の生活排水処理フローは、現状（図3-1-1参照）と変わらないものとします。

4. 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、当面は現状のまま継続していくものとし、必要に応じて見直しを行います。

表3-2-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	愛知県 武豊町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中部知多衛生組合

5. 目標に向けた取組

(1) 下水道接続の推進

下水道の整備による事業効果を確保するためには、下水道整備区域内において、下水道への接続が速やかに実施される必要があります。

整備区域内で接続していない家庭等へ訪問を行うなど、下水道等の接続率の向上を図るため、接続指導や啓発活動に努めます。

(2) 合併処理浄化槽への転換の推進

下水道整備区域外では、未だに多くの汲取り便槽や単独処理浄化槽が使用され、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されているため、下水道整備区域外において汲取り便槽や単独処理浄化槽を使用している家庭へ合併処理浄化槽への転換を促進します。

合併処理浄化槽への転換の啓発については、本町のホームページ等により合併処理浄化槽の有効性等を周知するとともに、合併処理浄化槽への転換についての啓発方法や合併処理浄化槽設置の補助金制度の見直しを検討します。

(3) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。浄化槽はこれら維持管理が適正に行われることにより、処理機能が維持されることから、浄化槽管理者に

対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行っていきます。

(4) し尿処理施設における適正処理の推進

し尿等の適正処理の継続に向けて、中部知多衛生組合のし尿処理施設の処理機能を維持すべく、他の構成市とともに組合の運営に積極的に協力します。

6. し尿等の処理計画

合併処理浄化槽人口は増加しますが、一方で単独処理浄化槽人口及びし尿汲取り人口は減少するため、トータルとしてはし尿等の発生量は減少が見込まれます。

表3-2-3 し尿等の発生量の見込み

項目	単位	実績値	推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度
合併処理浄化槽人口	人	3,544	3,582	3,710	3,788
単独処理浄化槽人口	人	7,642	7,381	5,847	4,279
し尿汲み取り人口	人	662	653	625	609
し尿量等合計	kL	11,133	11,022	10,173	9,201
浄化槽汚泥	kL	9,894	9,743	8,945	8,008
し尿量	kL	1,239	1,279	1,228	1,193

注) し尿等及び浄化槽汚泥の発生量については、過去のし尿等及び浄化槽汚泥の発生量の実績値から発生源単位を設定し、その発生源単位に汚水処理人口を掛けることで推計しています。

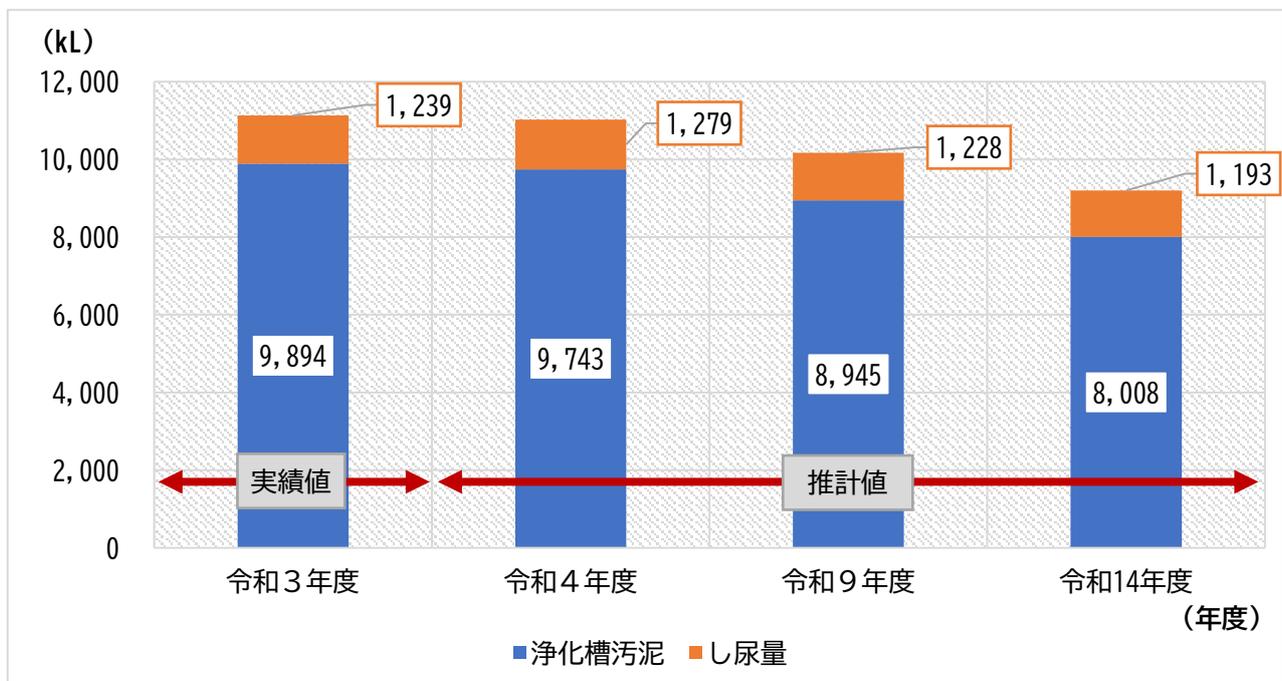


図3-2-2 し尿等の発生量の見込み

(1) 収集・運搬計画

1) 収集運搬体制

計画収集区域は本町全域とし、収集運搬体制は、現状と同様とします。

2) 収集方法

搬入によるし尿等の性状の変動を抑制するため、今後も、さらに計画的な収集を行っていくものとします。

(2) 収集車両

現状どおり、委託業者及び許可業者が所有するバキューム車による収集運搬を継続するものとします。

(3) 中間処理計画

し尿等は、中部知多衛生組合が運営するし尿処理施設での処理を継続するものとします。

し尿等の適正処理の継続に向けて、し尿処理施設の処理機能を維持すべく、中部知多衛生組合の構成市町である本町、半田市及び常滑市が組合の運営に積極的に協力するものとします。

(4) 最終処分計画

中部知多衛生組合のし尿処理施設の処理工程から発生する汚泥等については、施設内の焼却設備にて焼却処理後、本町分の焼却灰を民間委託により最終処分してまいした。改修工事以降は焼却処理は実施せず、汚泥等を脱水して知多南部広域環境センターにおいて助燃剤として資源化しており、引き続き現状どおりの処分を継続するものとします。

7. その他生活排水の処理に関し必要な事項

(1) 町民に対する広報・啓発活動（水環境の水質保全に関するもの）

側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海等を含めた地域全般の水環境に関心を持ってもらうことが、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで重要となります。

町民が排出する生活排水のうち、台所や風呂場からの排水（生活雑排水）がそのまま河川に流れることは、水質汚濁につながるため、単独処理浄化槽やし尿汲取便槽を使用している家庭に対し、合併処理浄化槽への転換や下水道への接続を啓発します。

また、水質の汚濁を低減させるために、家庭でできる対策として、以下に取組の例を示します。すでに下水道または合併処理浄化槽を使用している家庭でも、自宅の配管のつまりの防止、下水道や合併処理浄化槽の負荷軽減のため、以下の取組は有効です。

- ①調理の手順を工夫して、無駄なく水を使う。
- ②調理くずや食べ残しが流れてしまわないように、三角コーナー等を使用する。
- ③食器や鍋の油污れは、紙等で拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗う。
- ④米のとぎ汁は、1回目の濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用する。
- ⑤油は、流さず使いきる工夫をする。
- ⑥入浴の際は、石けん・シャンプー・リンスを使い過ぎないようにする。
- ⑦お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用する。
- ⑧洗濯の洗剤や石けんは、適量を使う。